



目 次

第1	防災上注意すべき自然的条件	
1	防災重点ため池	1
2	市域における土砂災害警戒区域等	4
第2	防災上注意すべき社会的条件	
1	危険物製造所等	40
2	衛生管理	40
第3	避難場所・避難所	
1	指定避難所（指定緊急避難所）	42
2	指定緊急避難場所（一時避難場所）	43
3	その他の避難所	50
4	老人福祉施設	51
5	福祉避難所使用協定締結施設	52
6	指定避難所特設公衆電話設置箇所一覧	52
第4	防災行政無線及び衛星系電話	
1	防災行政無線	53
2	防災行政無線同報系	55
3	固定系屋外拡声子局 [※] の延長箇所	56
4	災害対策用携帯電話	56
第5	航空機場外離発着場	
1	県指定ヘリポート	57
2	ヘリポートの設定上の留意事項	58
第6	災害対策用車両	
1	市保有車両	59
2	消防関係車両	62
第7	災害時応援協定	
1	国の機関	64
2	県の機関	64
3	市町等	64
4	各種団体等	65

5	各種企業等	66
6	生活必需品等	66
7	避難所開設	67
8	福祉避難所開設	67
第8 関係法令等		
1	亀山市防災会議条例	68
2	亀山市災害対策本部条例	70
3	亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱	71
4	亀山市り災証明書交付要綱	74
5	亀山市災害弔慰金の支給に関する条例	78
6	亀山市罹災者見舞金支給要綱	82
第9 県等が行う業務・指定公共機関等応急対策		
1	県等が行う業務	84
2	指定公共機関等応急対策	89
第10	防災関係機関連絡先	90
第11	災害対策本部の開設等	97
第12	防災対策の参考	101
第13 各種様式類		
1	災害概況即報	106
2	被害状況即報	107
3	被害状況調書	111
4	被害調査表	112
5	災害情報通信記録表	114
6	職員参集時災害情報報告書	115
7	自衛隊災害派遣要請書	116
8	自衛隊災害派遣撤収要請書	117
9	三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書	118
10	職員派遣要請書	120
11	緊急通行車両等事前届出書	121
12	緊急通行車両の標章及び証明書	122
第14	災害廃棄物関係申請書	125

第1 防災上注意すべき自然的条件

1 防災重点ため池

(令和7年3月末現在)

浸水区域に家屋や公共施設等が存在するため池

番号	ため池名称	所在地	備考
1	お池	両尾町字東端 2332 番	ハザードマップ 記載
2	北谷池	川合町字北谷 329 番地先	
3	太岡寺池	太岡寺町字上野 534 番	
4	安場池	和田町字奥安場 1209 番 1	
5	和田池	和田町字奥安場 1203 番 1	
6	北山池	下庄町字北山 2113 番 2 地先、2113 番 2、2016 番、2113 番 1 地先	
7	間瀬池	中庄町字間瀬 1064 番	
8	明神池(薬師池)	三寺町字薬師 549 番 1、561 番地先	
9	京丸池	三寺町字京丸 1436 番 1、1436 番 1 地先	
10	鹿丸池	三寺町字鹿丸 1570 番、1570 番地先	
11	桑原池	中庄町字桑原 233 番、233 番地先	
12	美泥池	下庄町字ミドロ 1060 番 1、1060 番 2	
13	北垣内池 2	安坂山町字北垣内 176 番	
14	北垣内池 3	安坂山町字北垣内 139 番	
15	中平尾池 1	両尾町字中平尾 1987 番	
16	中平尾池 2	両尾町字中平尾 1989 番	
17	東端池	両尾町字東端 2332 番	
18	善造池	両尾町字原尾 90 番、86 番 3、89 番	
19	屋敷池	両尾町字原尾 59 番、59 番地先	
20	重大池	両尾町字原尾 66 番	
21	入谷池	辺法寺町字大増 137 番 1	
22	起シ池 2	小川町字起シ 1449 番	
23	上廣池 1	小川町字上廣 2613 番	
24	上廣池 2	小川町字上廣 2627 番	
25	鐘突田池 4	小川町字鐘突田 1739 番	
26	上垣内池	白木町字上垣内 2103 番	
27	東大谷池 2	白木町字東大谷 3484 番	
28	東大谷池 3	白木町字東大谷 3499 番	
29	東大谷池 5	白木町字東大谷 3414 番	
30	東大谷池 6	白木町字東大谷 3424 番	
31	中里池 5	白木町字中里 2883 番	
32	東谷池(鷹ヶ尾池)	田村町字鷹ヶ尾 704 番	
33	樺野池	管内町字樺野 1545 番、1545 番 1、1546 番、1546 番 2	
34	長田池	下庄町字宮之谷 2611 番 1、2611 番	
35	城ノ内池 2	安知本町字城ノ内 874 番	
36	廣茂池	羽若町字廣茂 760 番 1	
37	古池	太岡寺町字菅谷 411 番	
38	新池	太岡寺町字菅谷 363 番	
39	菅谷池	太岡寺町字菅谷 410 番、410 番 1	
40	お安池	楠平尾町字北浦 278 番	
41	宮ノ浦池	安知本町字西山 836 番 1、836 番 2	
42	から池(道野池)	布気町字上道野 785 番 1	
43	長妻池	川合町字長妻 1246 番 6	
44	新池	関町木崎字三日城 995 番 3 他、997 番	
45	城山池	関町新所字城山 1416 番、1416 番地先	
46	石場池	関町白木一色字石場 960 番	
47	観音山下池	関町新所字西町北 1525 番、1525 番 1	
48	長田池	布気町 532 番、362 番 3	
49	西町北池	関町新所字西町北 1569 番、1575 番 3	
50	高利池	関町新所字西町北 1582 番	
51	天王池	関町新所字東町北 1888 番、2032 番 2	
52	東町北池	関町新所字東町北 1904 番、1895 番 1	

2 山腹崩壊危険地区

番号	町(大字)	字	面積(ha)	人家(戸)	公共施設	道 路
1	両尾町	南原尾	2.0	18	1	市 道
2	小川町	徳正	1.0	19	1	県 道
3	安知本町	宮ノ垣内	4.0	10	2	市 道
4	三寺町	上ノ垣内	2.0	35	1	市 道
5	下庄町	上古屋	3.0	16	0	市 道
6	下庄町	弘法寺	1.0	8	0	市 道
7	野村町	和賀	2.0	10	0	市 道
8	安坂山町	大岨	3.0		0	市 道
9	関町小野	上門田	2.0	7	1	農 道
10	関町小野	末藤	1.0	13	0	
11	関町新所	東町北	2.0		2	
12	関町新所	東町北	1.0	1	0	市 道
13	関町市瀬	古畑	2.0	7	0	市 道
14	関町沓掛	稗ヶ畑	1.0	3	0	市 道
15	関町沓掛	芝ヶ鼻	2.0	17	2	市 道
16	関町沓掛	東焼地蔵	1.0	5	0	市 道
17	関町坂下	下中町	2.0	23	1	市 道
18	関町坂下	上中町	2.0	7	0	市 道
19	関町坂下	古町	9.0		0	国 道
20	関町坂下	峠	2.0		0	国 道
21	関町坂下	兵治尾	8.0		2	国 道
22	関町小野	茂り川	3.0		0	国 道
23	関町坂下	瓜畑	4.0		0	国 道
24	関町坂下	月組	7.0		0	国 道
25	関町沓掛	樋尻谷	7.0		0	国 道
26	関町沓掛	林ヶ谷	11.0		0	国 道
27	関町坂下	中津河山	3.0	3	0	市 道
28	関町新所	岩伝	12.0		0	国 道
29	関町新所	柴ヶ谷	17.0		1	国 道
30	関町新所	小倉	5.0		1	
31	関町金場	岩谷	4.0		0	国 道
32	加太市場	中出	8.0	36	4	国 道
33	加太北在家	北在家	1.0	8	0	
34	加太神武	向井田	5.0	19	1	市 道
35	加太板屋	小黒見	1.0	6	1	国 道
36	加太市場	市場	1.0	12	0	国 道
37	関町越川	西組	2.0	6	0	国 道
38	関町越川	仲組	2.0	1	2	
39	関町久我	七郎坊	3.0		1	市 道
40	関町福德	上垣内	1.0		2	市 道
41	関町福德	下垣内	2.0	5	2	市 道
42	関町木崎	泉ヶ丘	1.0	14	0	市 道
43	関町市瀬	木ノ葉	3.0	17	2	国 道
44	関町白木一色	一色	1.0	20	1	市 道
45	関町坂下	上中町	4.0	11	0	市 道
46	両尾町	清水	1.0	4	0	
47	安坂山町	船石	2.0		0	

3 崩壊土砂流出危険地区

(令和6年3月末現在)

番号	町(大字)	字	面積(ha)	人家(戸)	公共施設	道 路
1	安坂山町	高畑	2.85	19		市 道
2	安坂山町	神子谷	0.36	14		県 道
3	安坂山町	一の谷	2.85	6		県 道
4	両尾町	東瀬谷	3.00	2		県 道
5	両尾町	上の平	1.20	10	1	県 道
6	小川町・白木町	北河内	5.10	2		林 道
7	安坂山町	船石	3.00			市 道
8	安坂山町	船石	3.45			林 道
9	安坂山町	小総	2.85			林 道
10	安坂山町	船石	0.36			林 道
11	安坂山町	水谷	0.36			市 道
12	両尾町	奥谷	0.09			農 道
13	関町白木一色	吉尾	0.36			県 道
14	関町白木一色	吉尾	2.16	8		県 道
15	関町市瀬	転石	0.60	5		国 道
16	関町市瀬	転石	0.24			国 道
17	関町市瀬	中切	1.44	8	1	国 道
18	関町	古田	0.60			国 道
19	関町	古田	0.24	1		国 道
20	関町沓掛	東鞍骨	1.05			市 道
21	関町沓掛	樋尻谷	1.05			国 道
22	関町坂下	鈴鹿山	1.08	2		国 道
23	関町坂下	古町	0.24			国 道
24	関町坂下	古町	1.08			国 道
25	関町坂下	下石倉	0.84	3		市 道
26	関町沓掛	口洗場	0.36			市 道
27	関町沓掛	東焼地藏	0.18	1	1	市 道
28	関町新所	寒風	0.48		1	国 道
29	関町金場	植切	2.88		1	国 道
30	関町金場	宮の谷	0.36		1	
31	関町金場	一ノ木戸	1.44			国 道
32	加太市場	玉理	0.54	1	1	国 道
33	加太市場	坊谷	2.64		1	国 道
34	加太市場	葉山	0.18		1	国 道
35	加太向井	東垣内	0.36	4		市 道
36	加太北在家	大崗寺	0.36			国 道
37	加太北在家	大崗寺	3.12			国 道
38	加太中在家	黒谷	5.52		1	県 道
39	関町久我	大谷	0.12	6		国 道
40	加太中在家	乙ヶ平	1.98			国 道
41	関町坂下	大滝	11.40	5		国 道
42	加太神武	深切	2.88	5		国 道
43	関町新所町	仰々ダイ	0.18			国 道
44	加太北在家	吹込谷	0.24	1	1	国 道
45	加太梶ヶ坂	妹尻川	3.75		1	林 道
46	加太板屋	出雲谷	4.95			林 道
47	加太北在家	梅ヶ谷	2.85			林 道
48	関町沓掛	口洗場	0.18			市 道
49	関町福德	真谷	1.62			林 道
50	関町福德	真谷	4.32			林 道
51	関町坂下	中津河山	6.49	1		市 道
52	関町金場	西古子	0.99			国 道
53	加太向井	隠し岩	5.52			国 道

4 市域における土砂災害警戒区域等

1 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害が想定される区域を「土砂災害警戒区域」とし、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定される。

2 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、市町が警戒避難体制等の整備を行う。

3 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

4 土砂災害警戒区域指定累計件数(令和6年3月現在) (単位：箇所)

区分	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	備考
平成26年3月指定	135	122	
平成27年3月指定	57	54	
平成28年2月指定	71	71	
平成29年3月指定	207	189	
平成30年3月指定	56	56	
平成31年3月指定	52	51	
令和2年2月指定	5	0	
令和6年3月指定	20	17	
計	603	560	

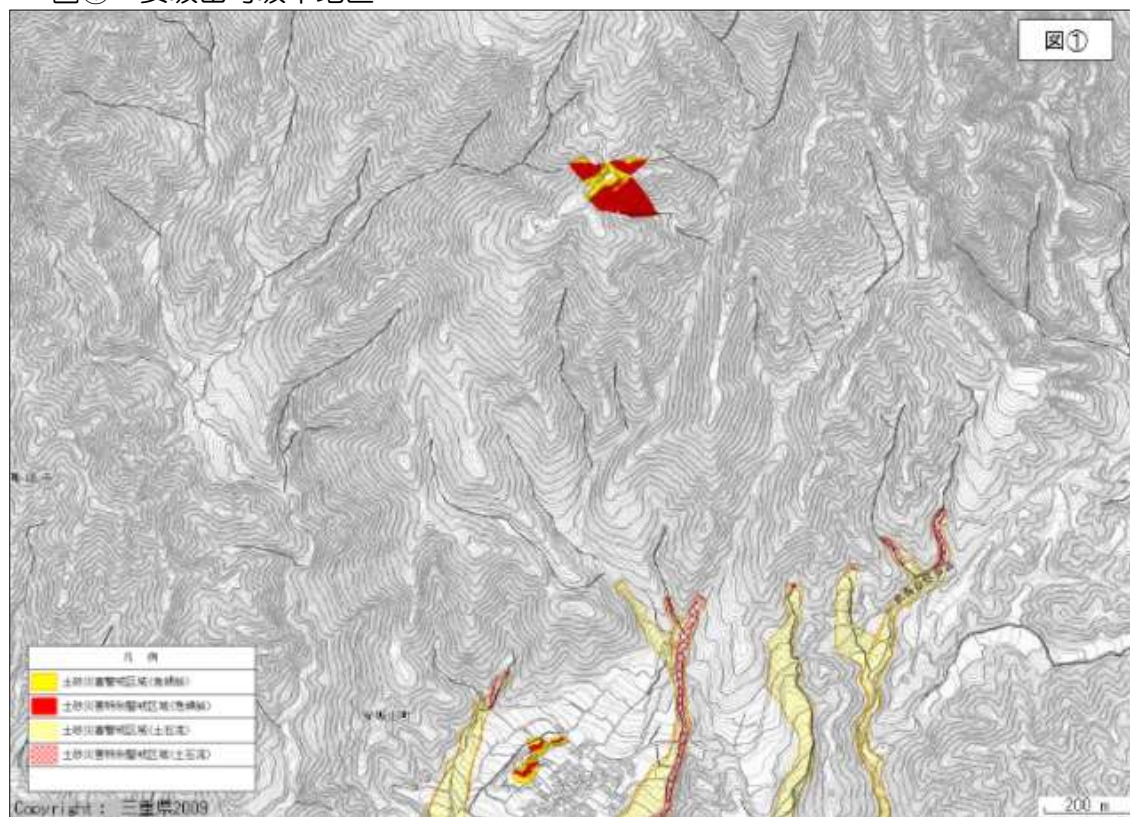
5 土砂災害警戒区域指定状況（平成3年6月25日現在）

【土砂災害警戒区域全体図】

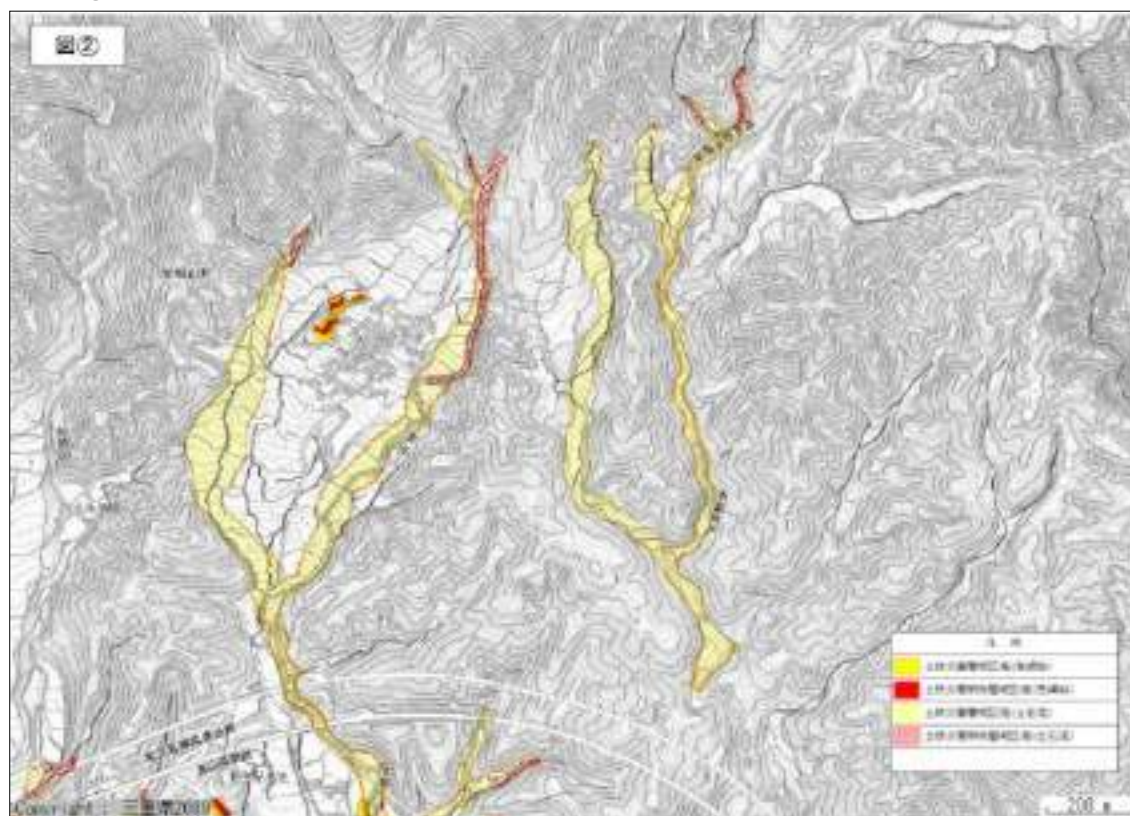


- 図① 安坂山町坂本地区
- 図② 安坂山町坂本・池山地区
- 図③ 安坂山町坂本・池山地区
- 図④ 安坂山町安楽・両尾地区
- 図⑤ 安坂山町安楽・両尾地区
- 図⑥ 関町坂下・沓掛地区
- 図⑦ 関町坂下・沓掛地区
- 図⑧ 関町沓掛地区

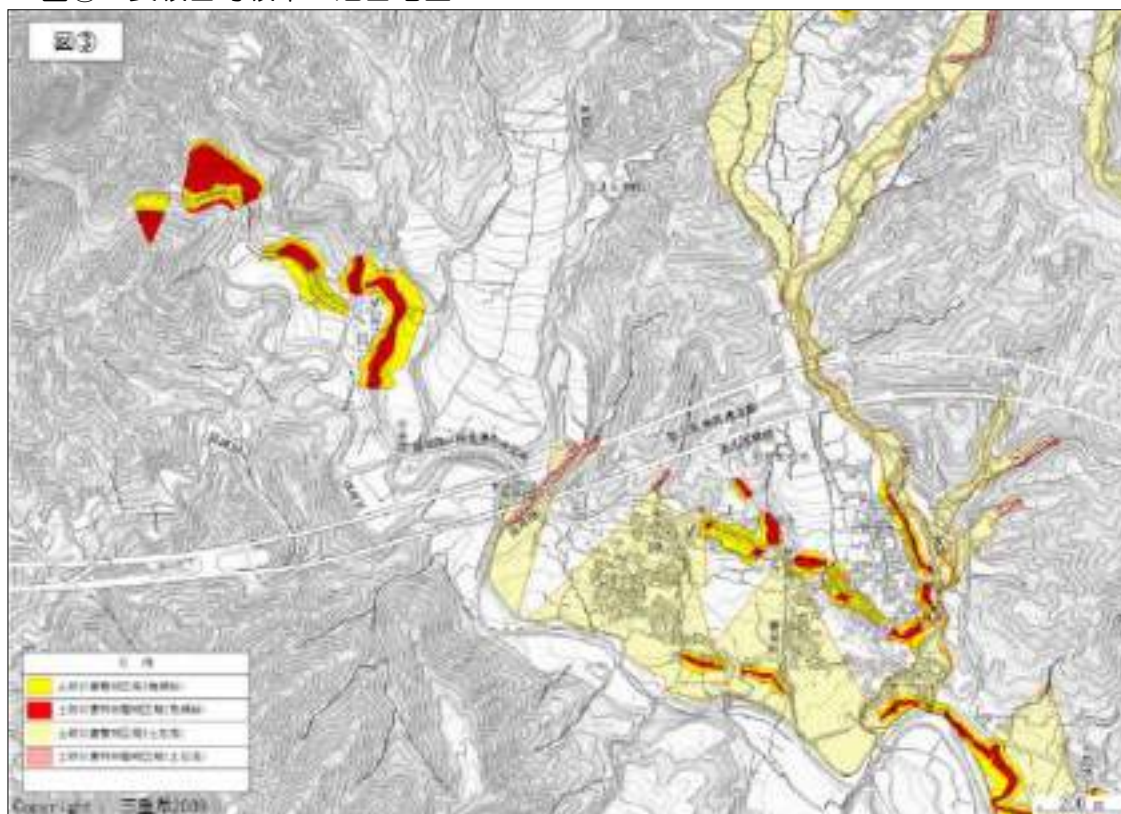
図① 安坂山町坂本地区



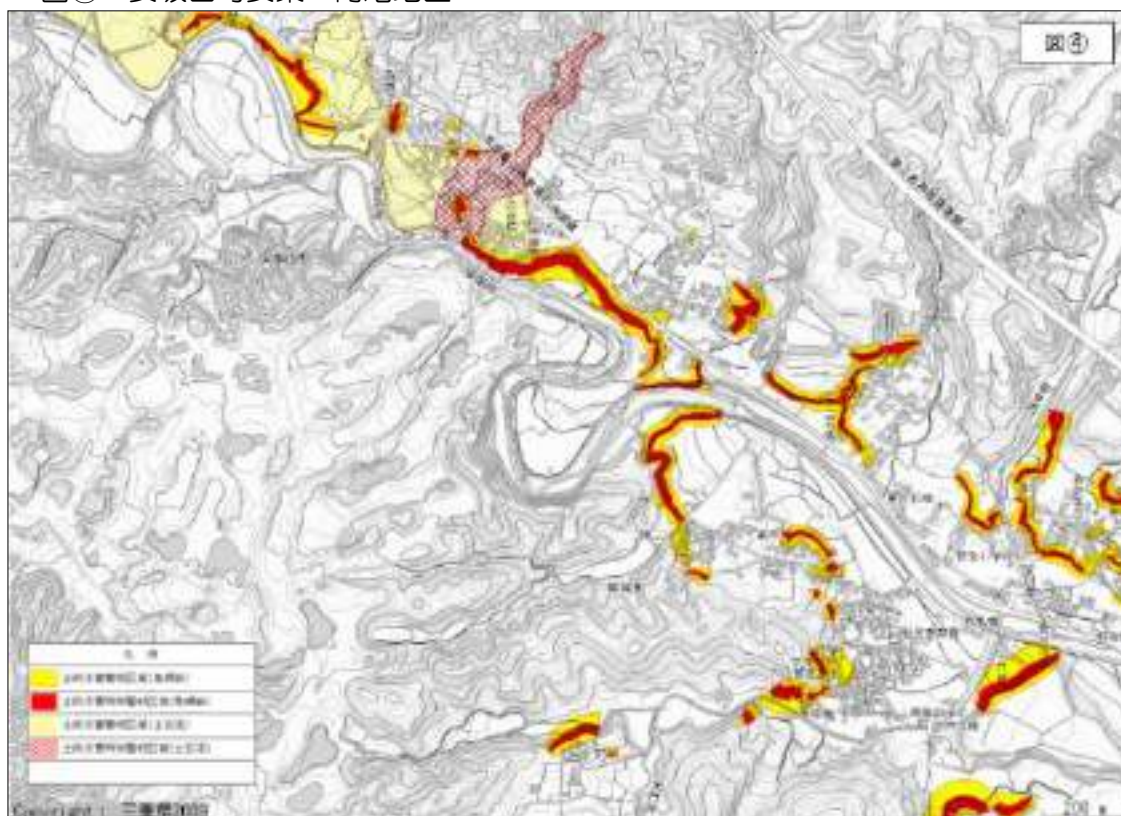
図② 安坂山町坂本・池山地区



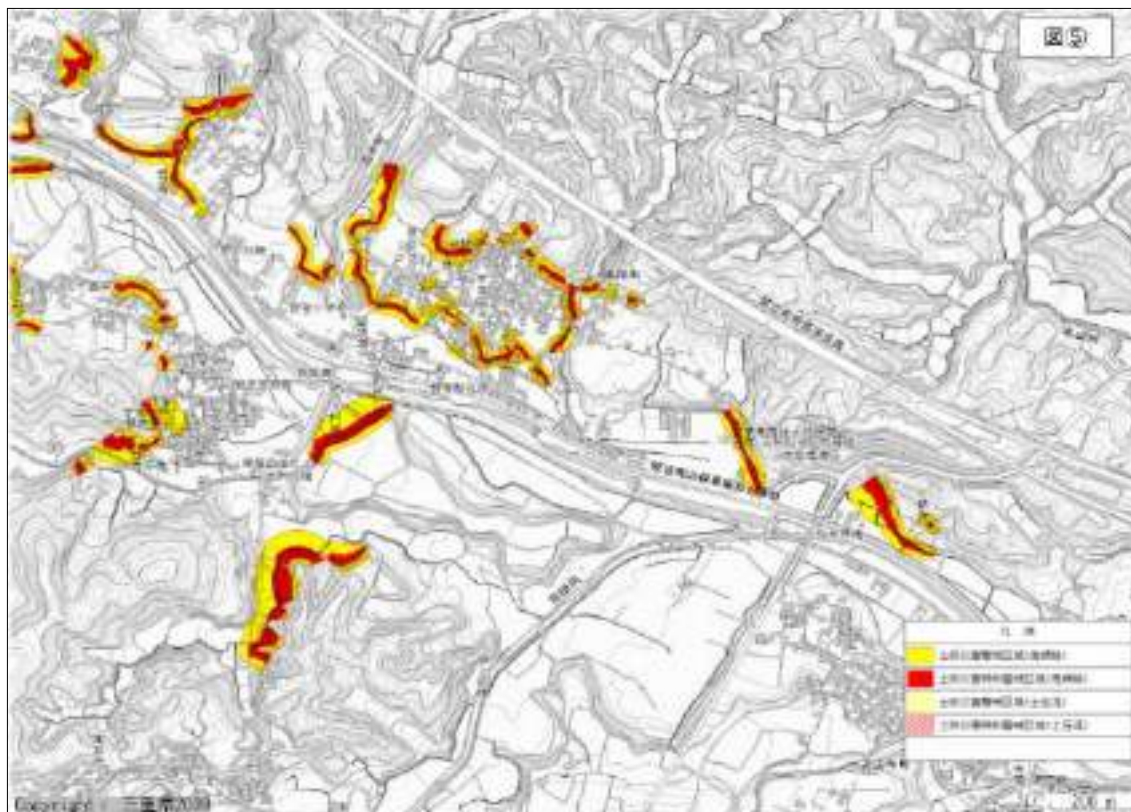
図③ 安坂山町坂本・池山地区



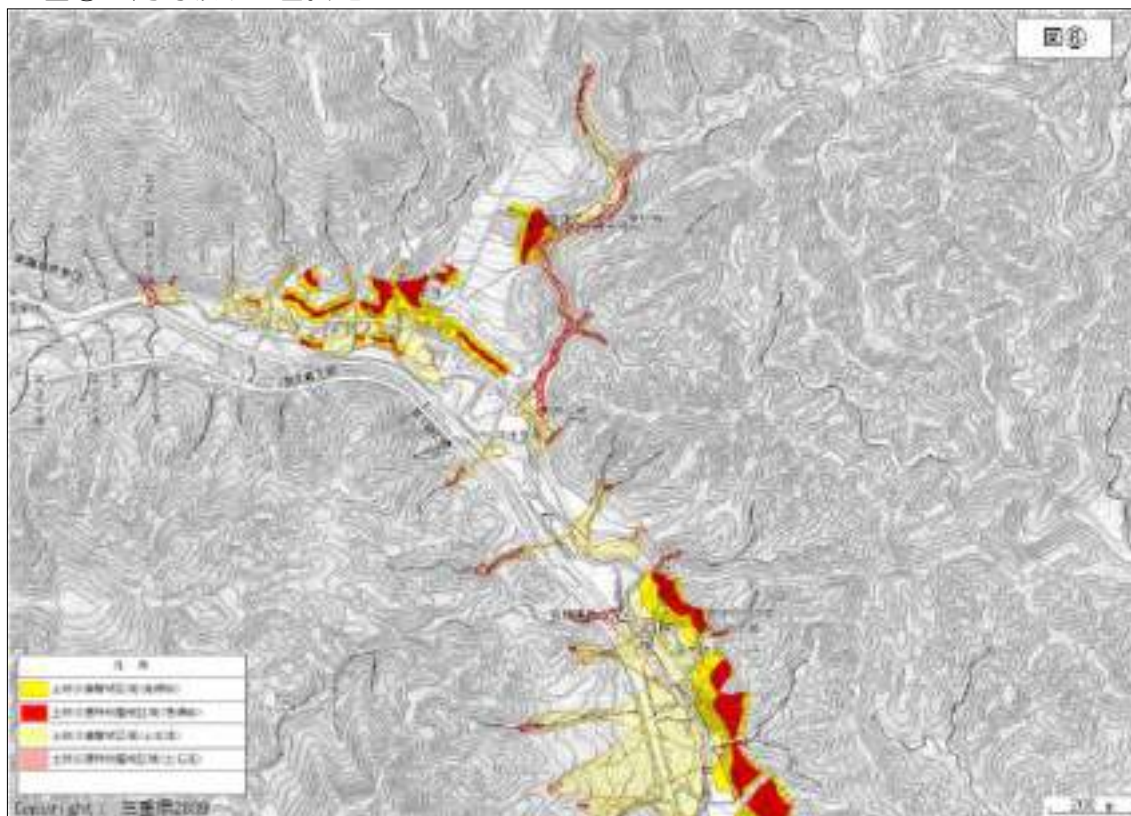
図④ 安坂山町安楽・両尾地区



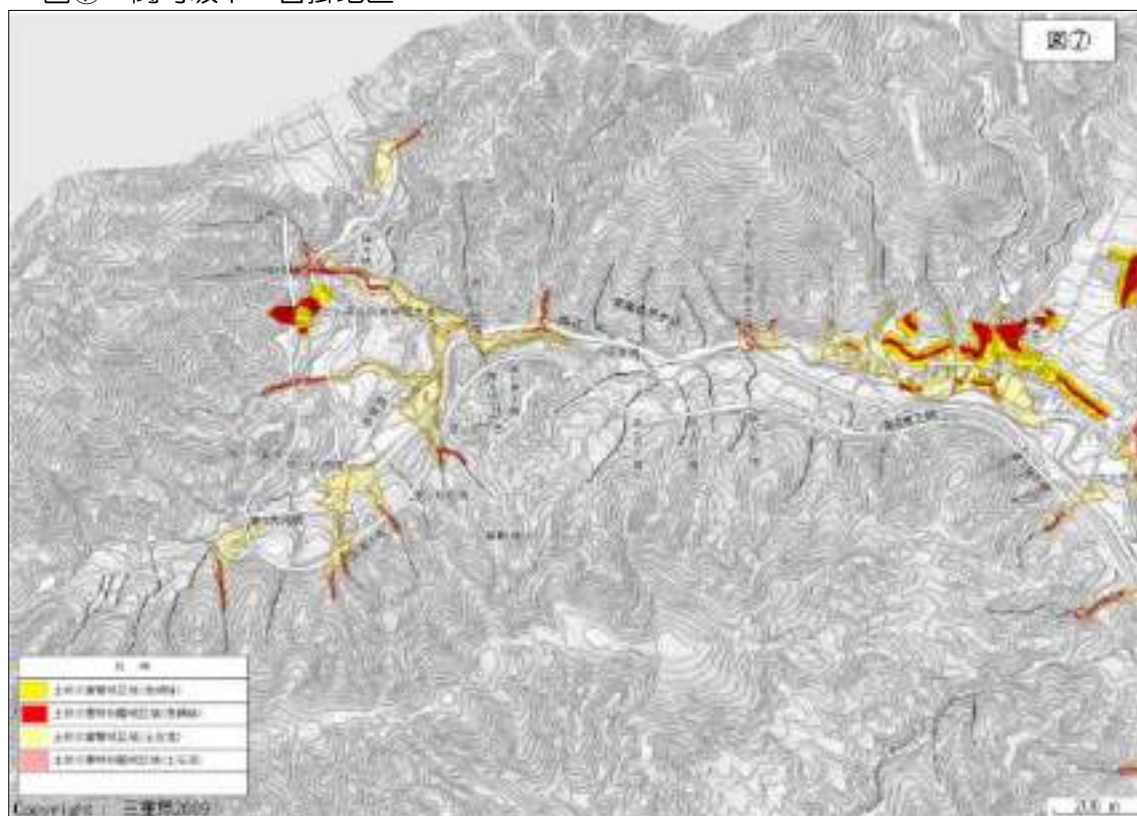
図⑤ 安坂山町安楽・両尾地区



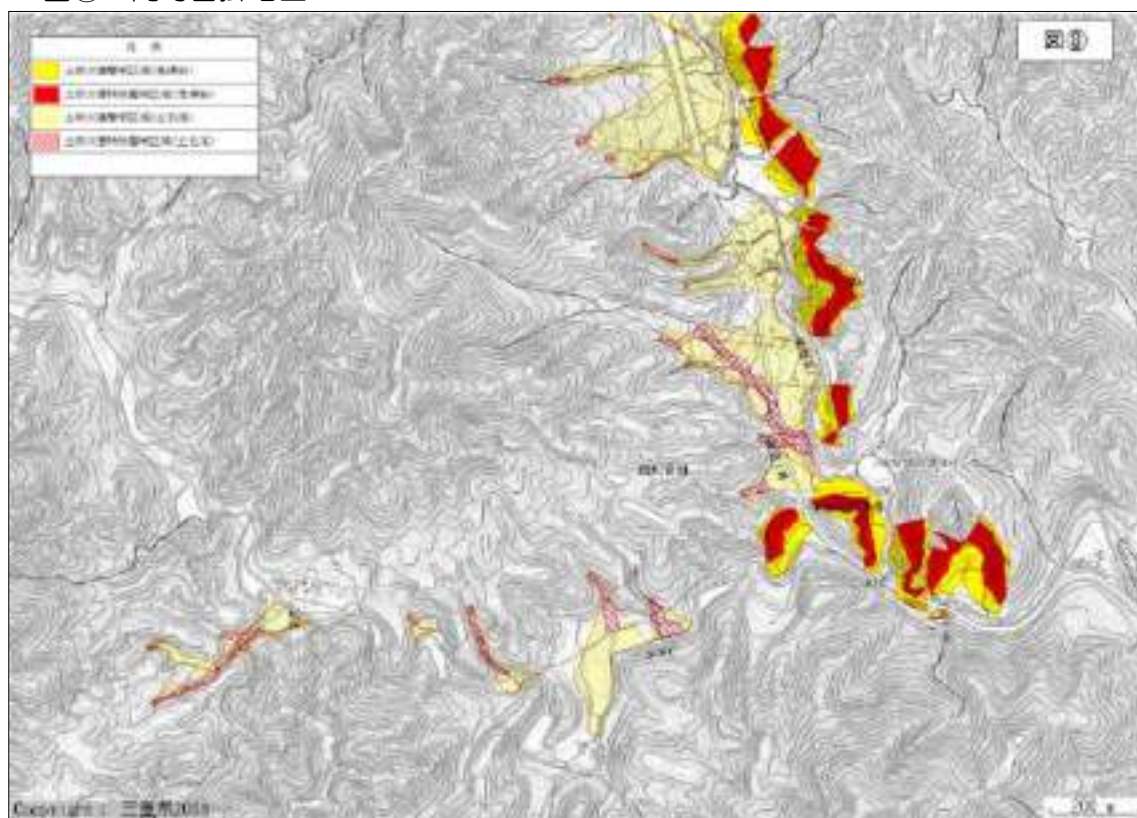
図⑥ 関町坂下・沓掛地区



図⑦ 関町坂下・沓掛地区

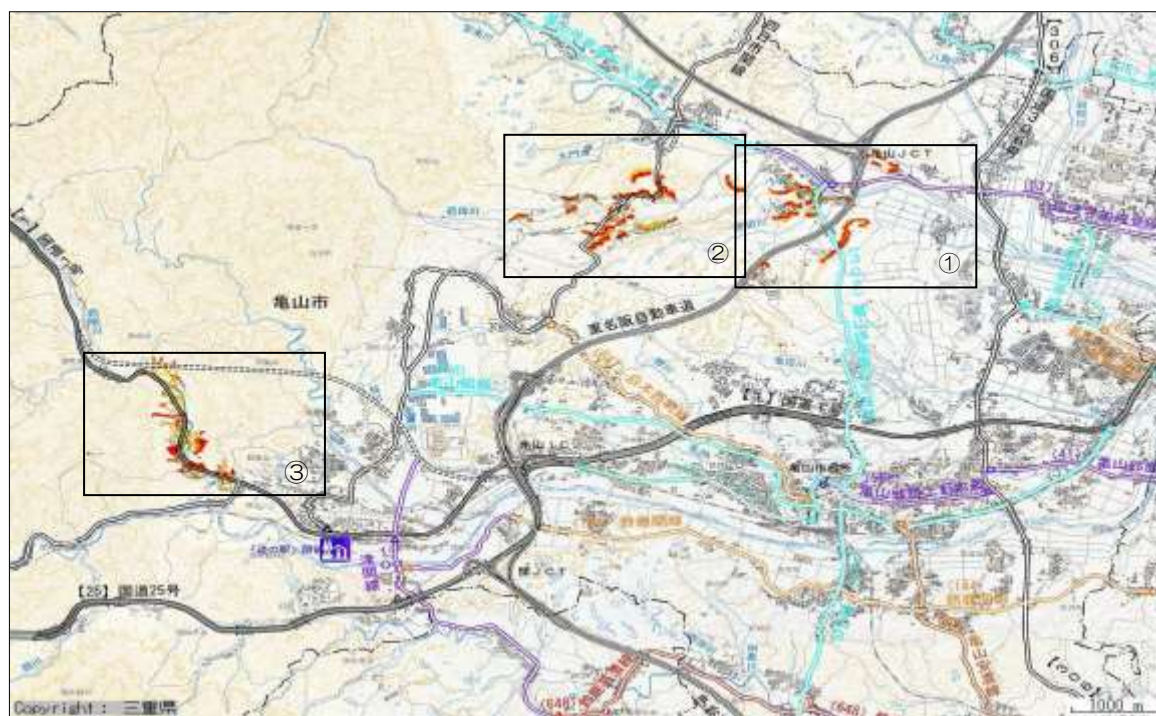


図⑧ 関町沓掛地区



6 土砂災害警戒区域指定状況（平成27年3月31日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】

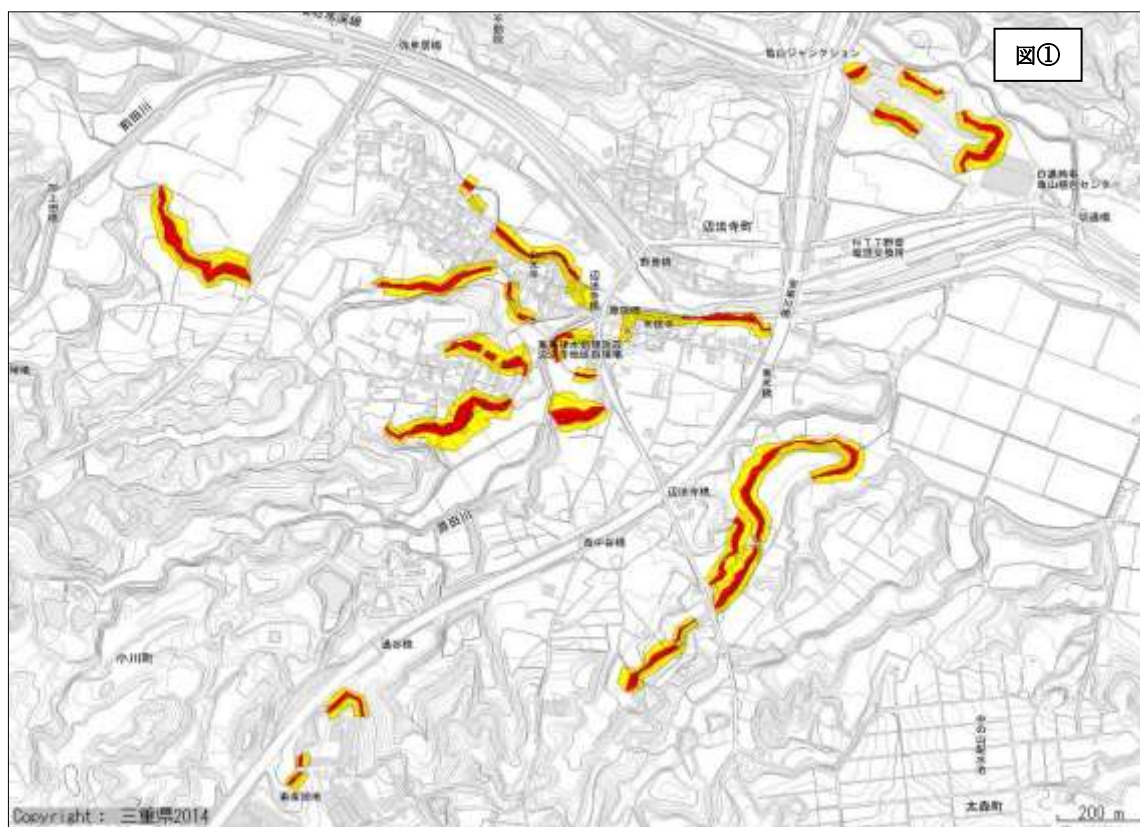


図① 辺法寺町・川崎町・太森町地区

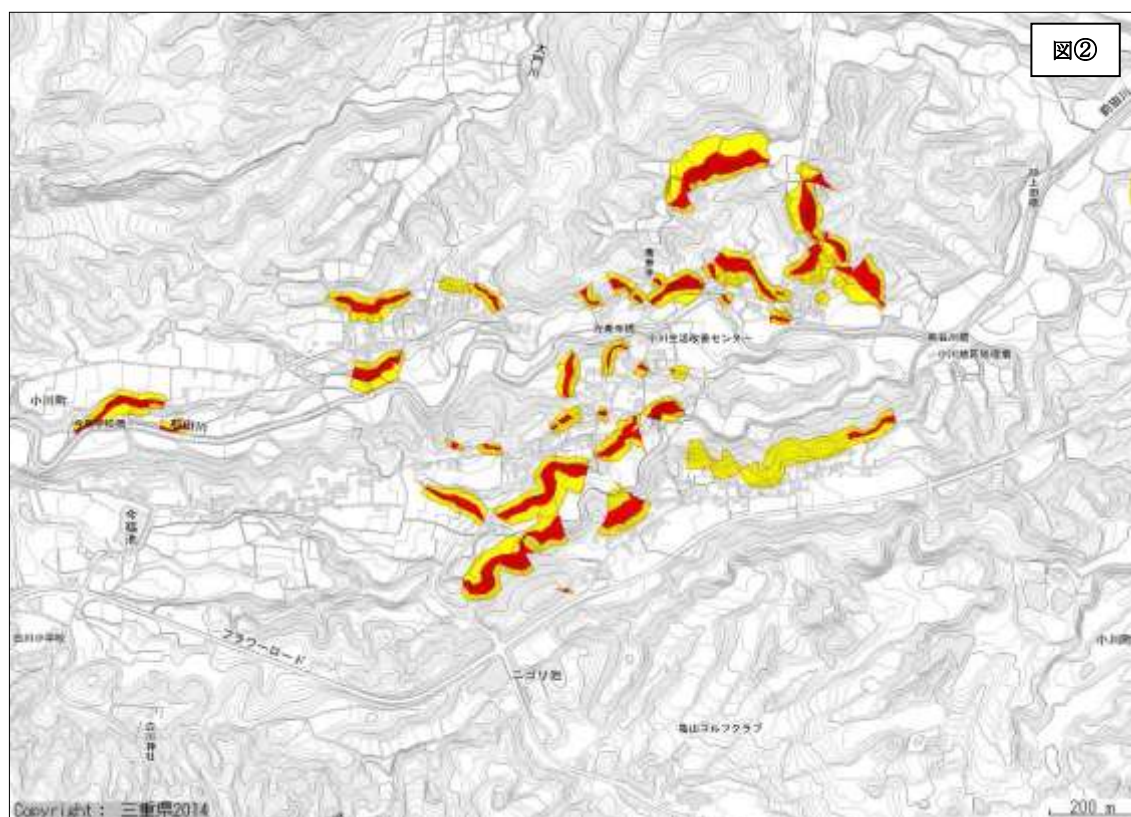
図② 小川町・両尾町地区

図③ 関町市瀬・関町新所地区

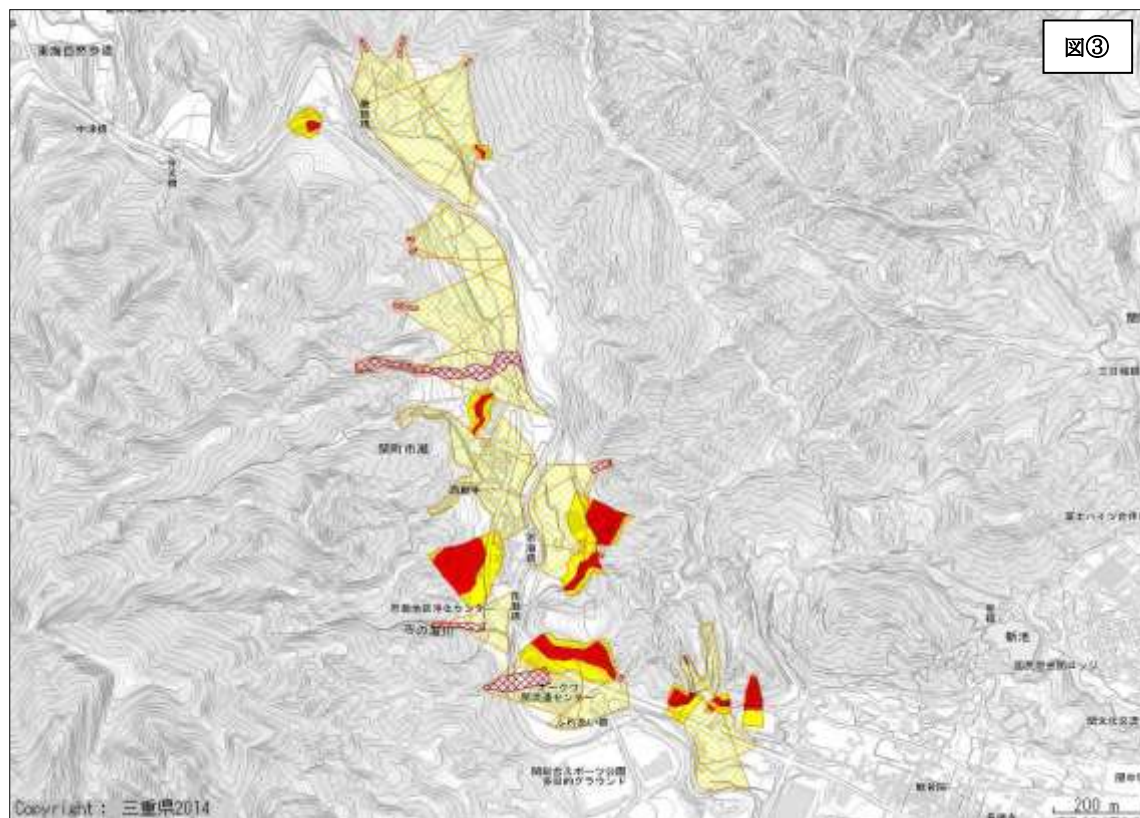
図① 辺法寺町・川崎町・太森町地区



図② 小川町・両尾町地区

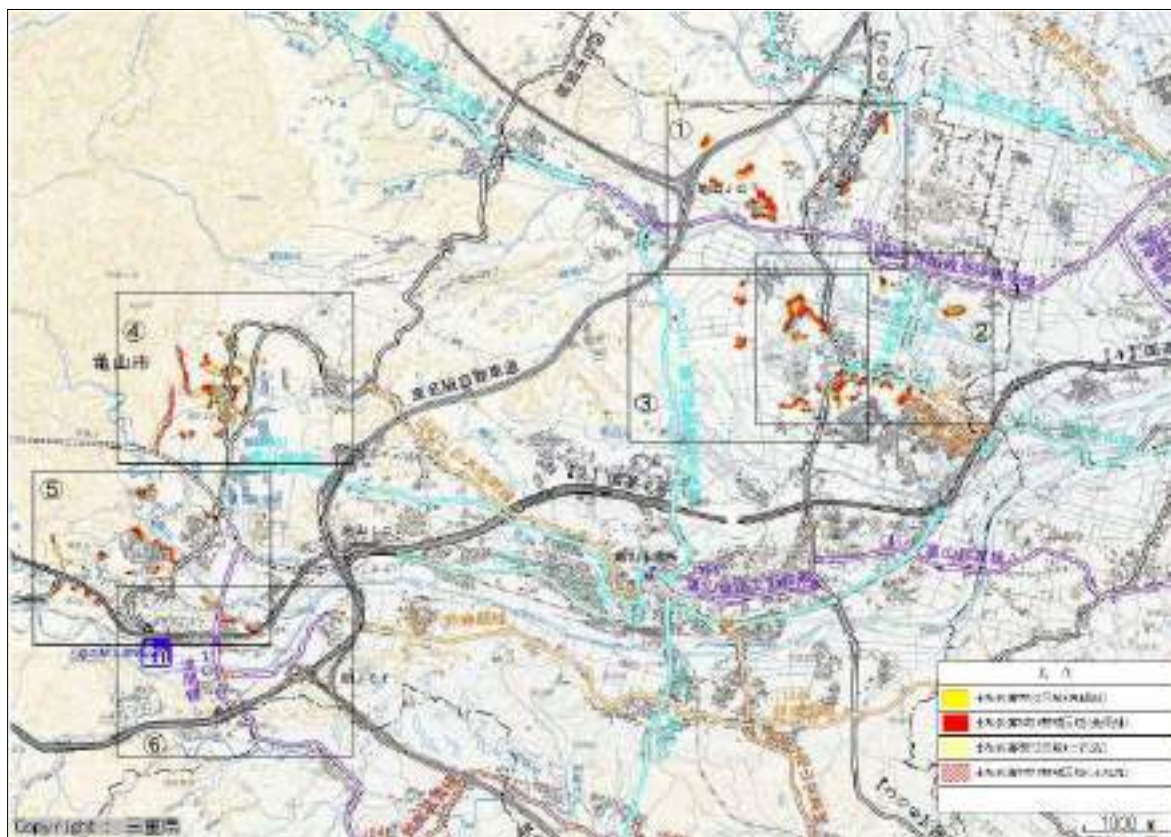


図③ 関町市瀬・関町新所地区



7 土砂災害警戒区域指定状況（平成28年2月19日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 川崎町・森地区

図② 田村町・長明寺・太森地区

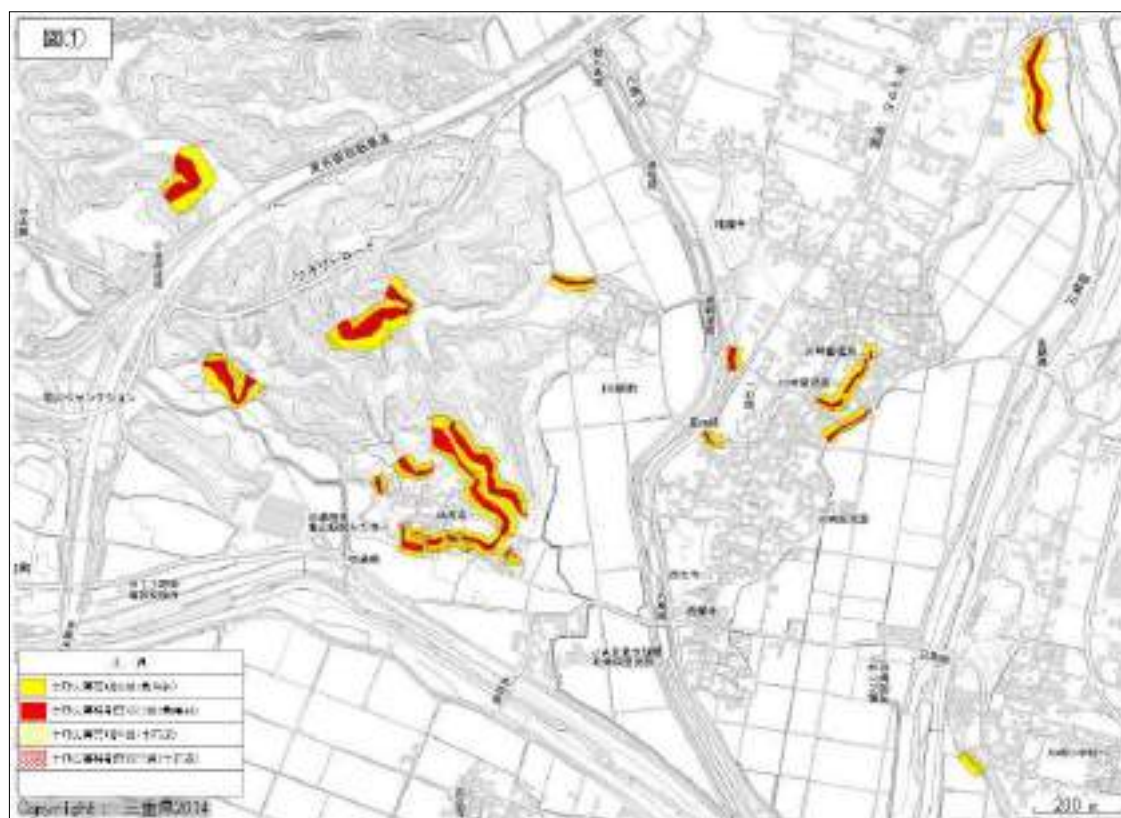
図③ 太森町地区

図④ 関町白木一色・鷲山地区

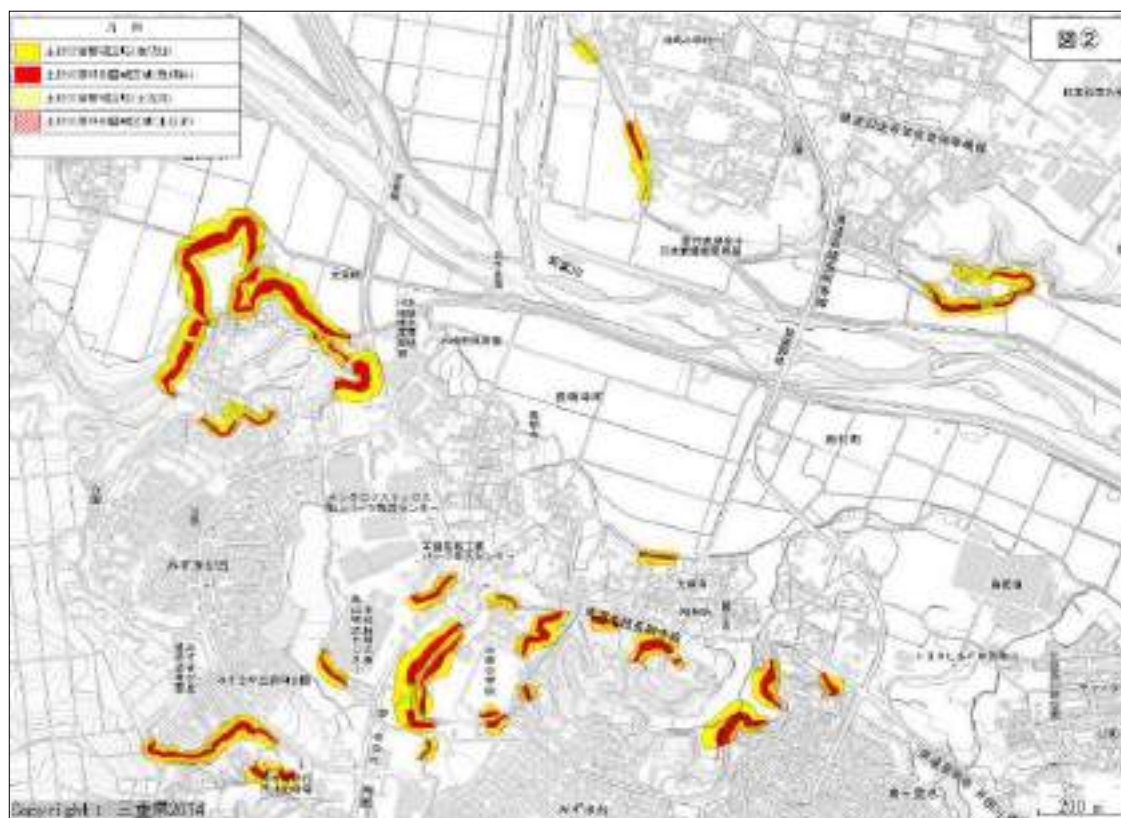
図⑤ 関町富士ハイツ・泉ヶ丘地区

図⑥ 関町木崎・小野地区

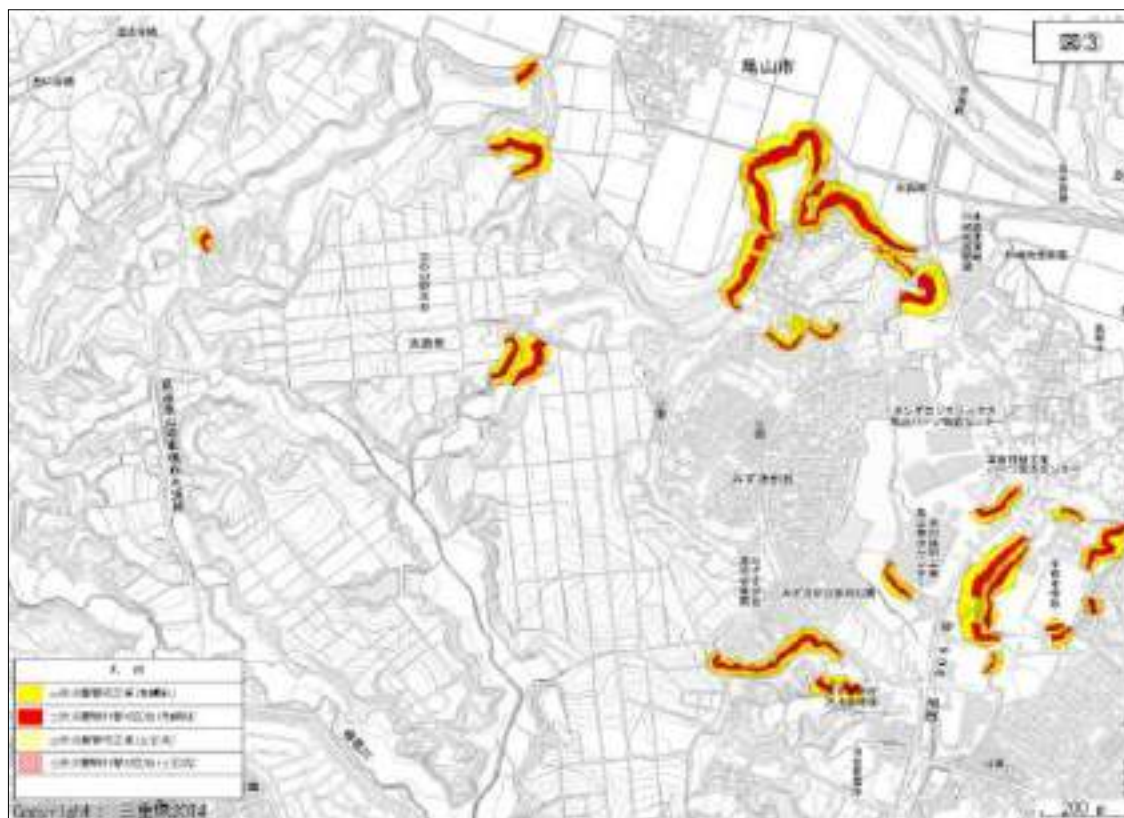
図① 川崎町・森地区



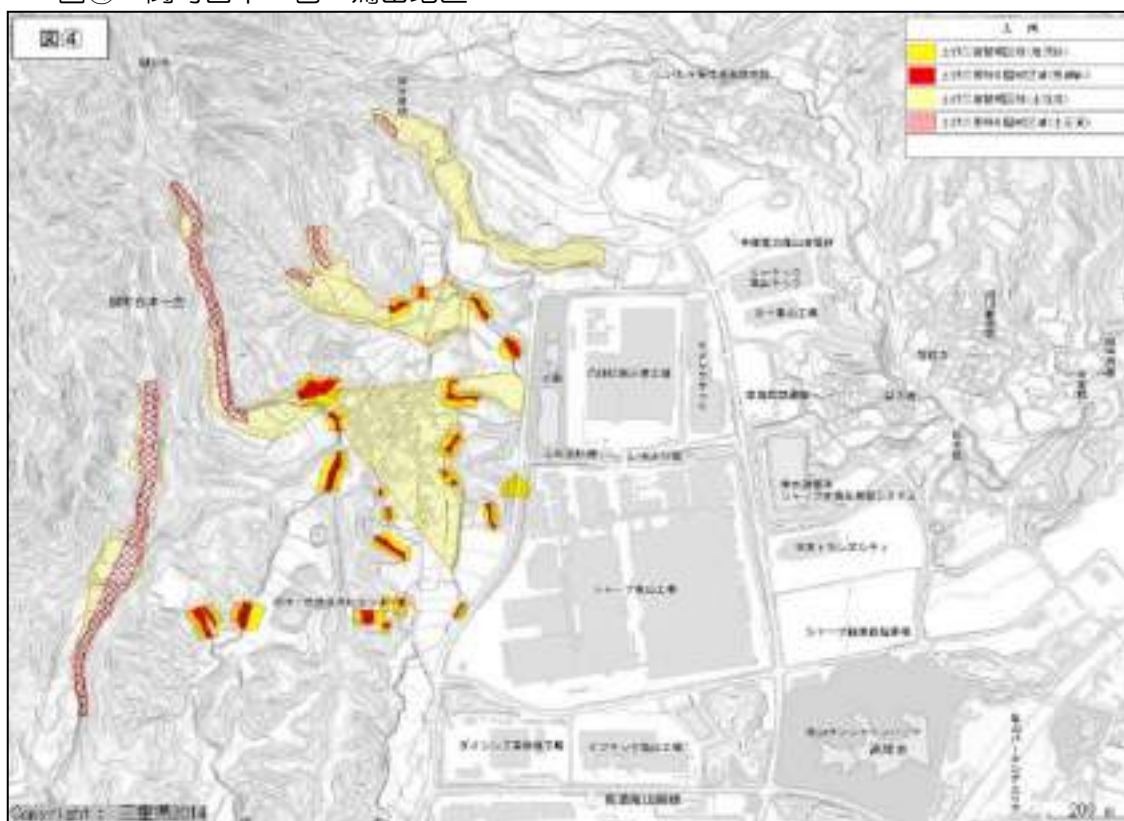
図② 田村町・長明寺・太森地区



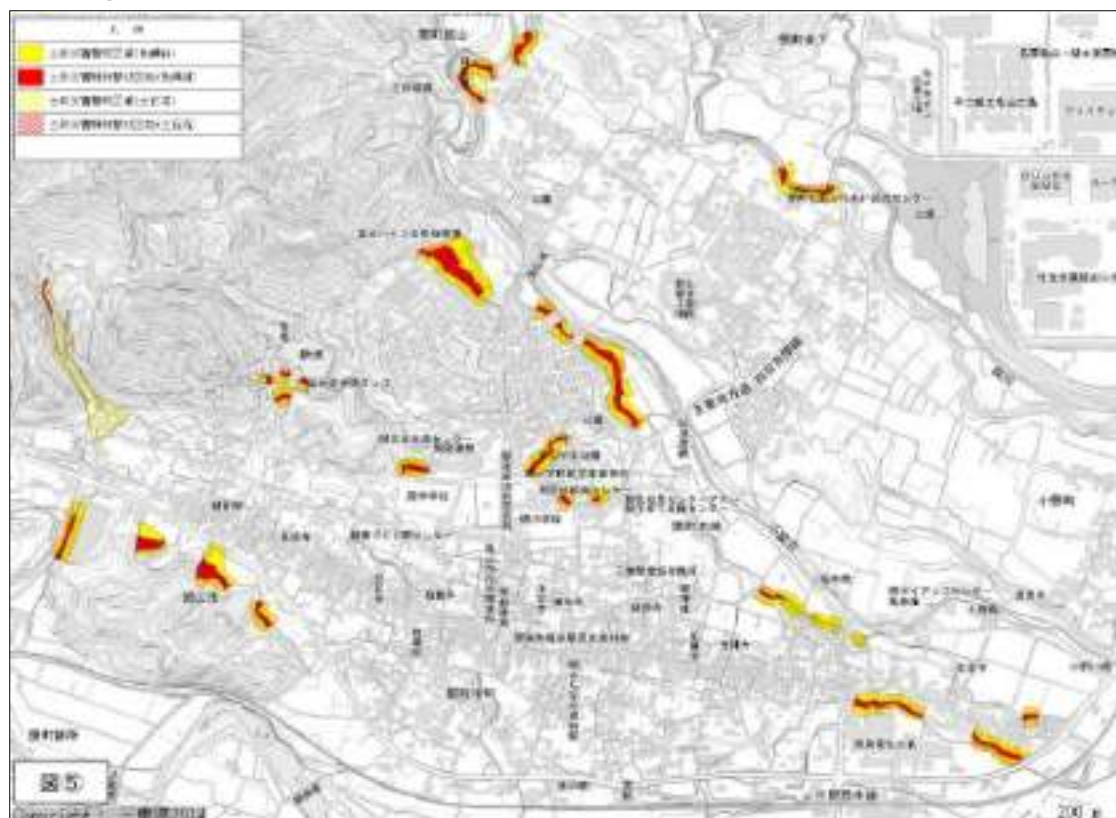
図③ 太森町地区



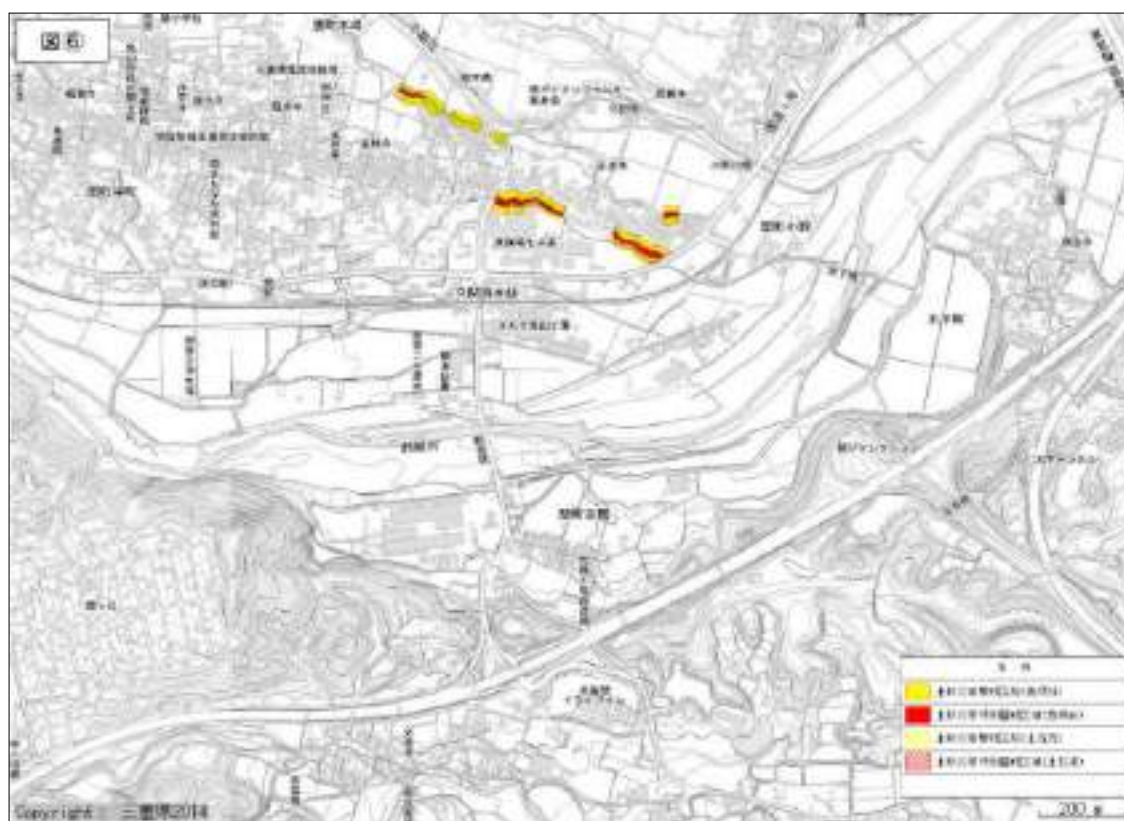
図④ 関町白木一色・鷲山地区



図⑤ 関町富士ハイツ・泉ヶ丘地区

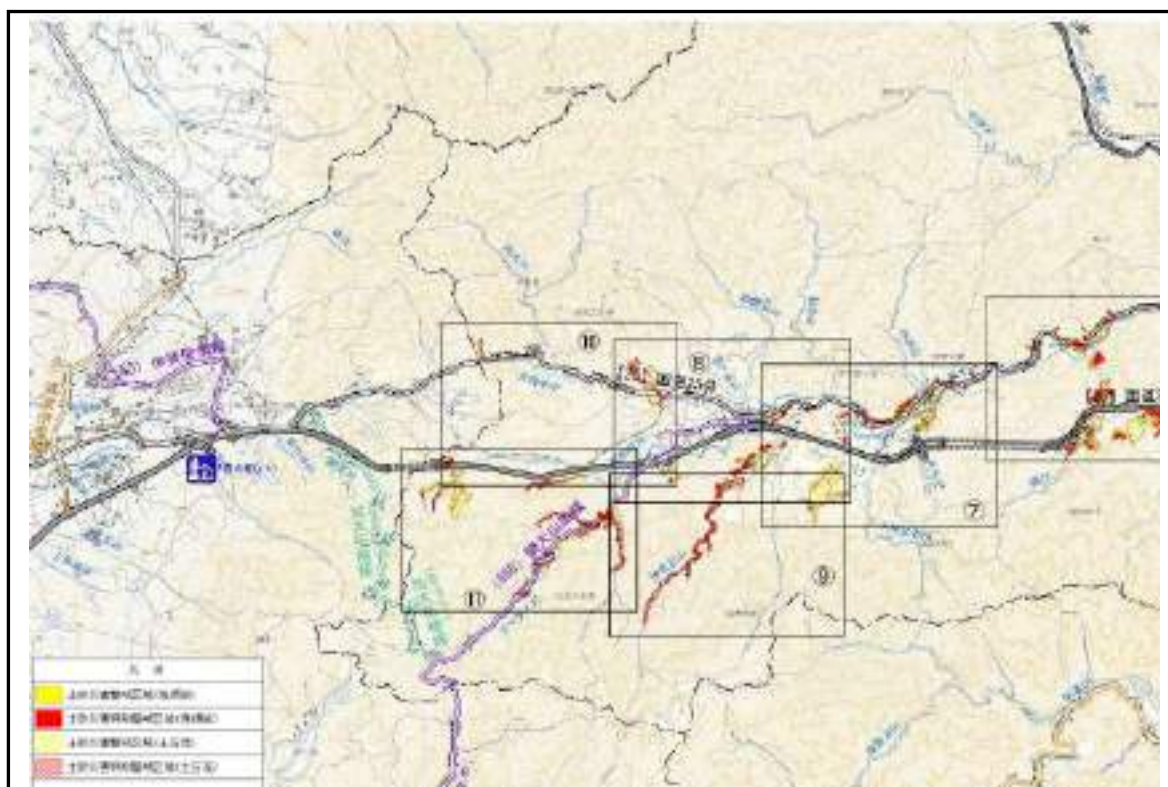
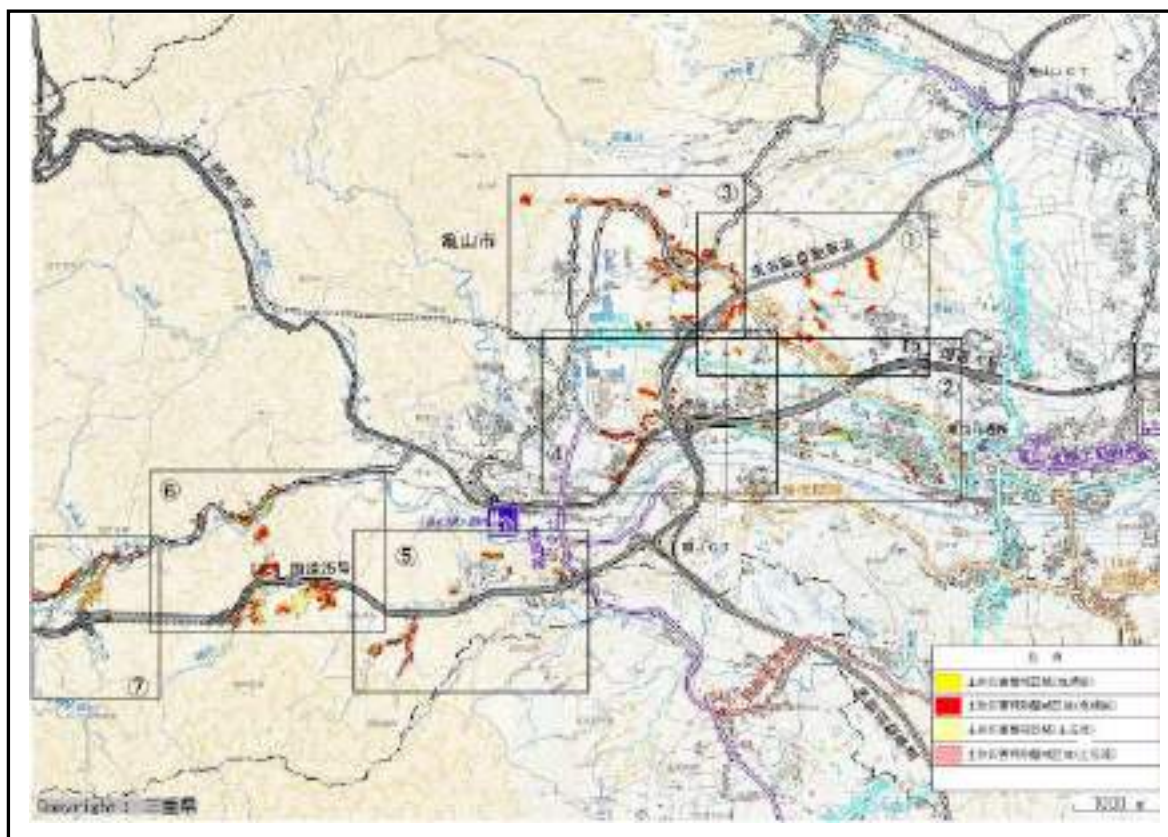


図⑥ 関町木崎・小野地区



8 土砂災害警戒区域指定状況（平成29年3月21日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



(根拠)

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 白木町・住山町地区

図② 野村・布気地区

図③ 白木町地区

図④ 太岡寺町地区

図⑤ 関町萩原地区

図⑥ 関町金場地区

図⑦ 加太板屋地区

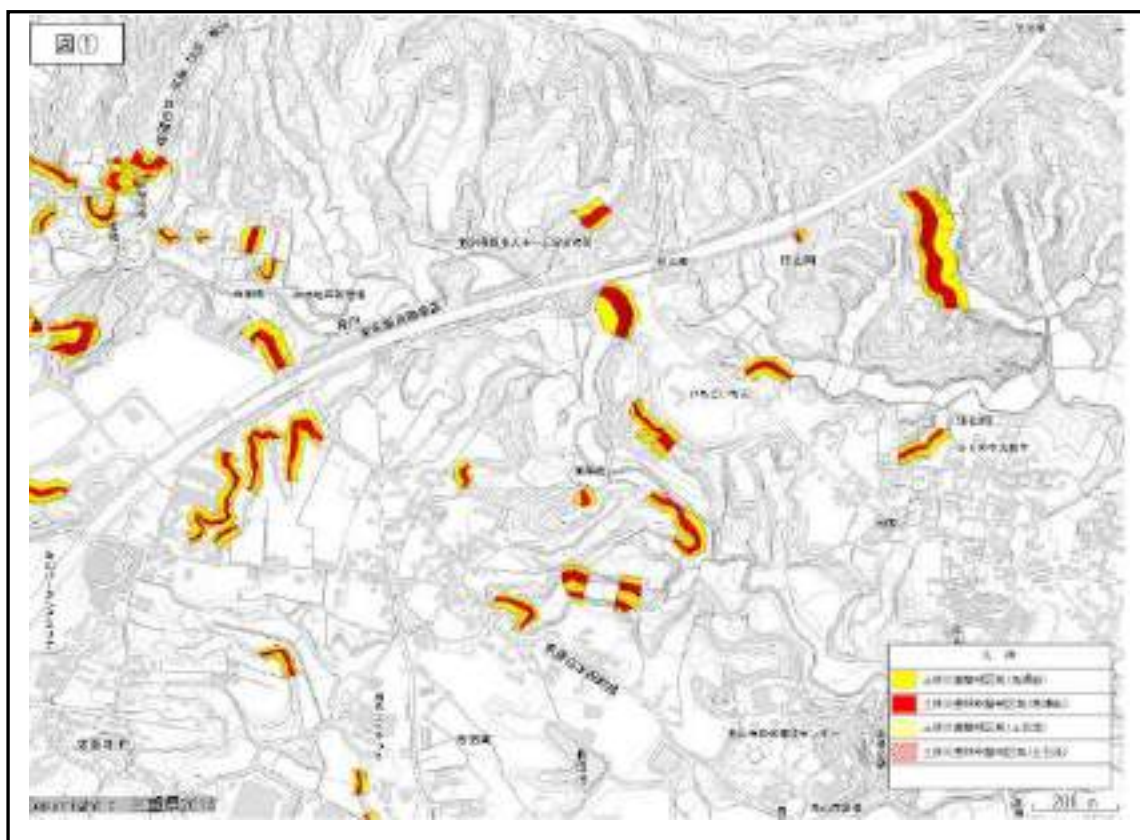
図⑧ 加太板屋・南在家地区

図⑨ 加太神武地区

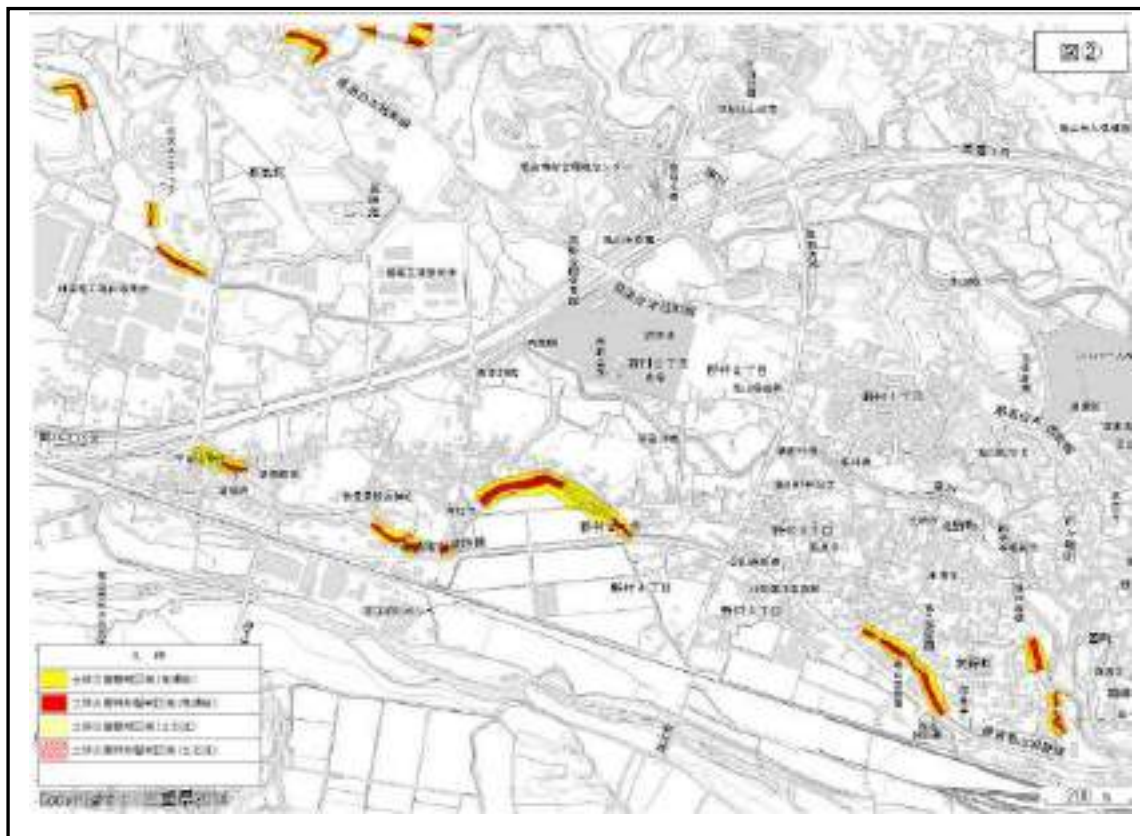
図⑩ 加太南在家地区

図⑪ 加太中在家地区

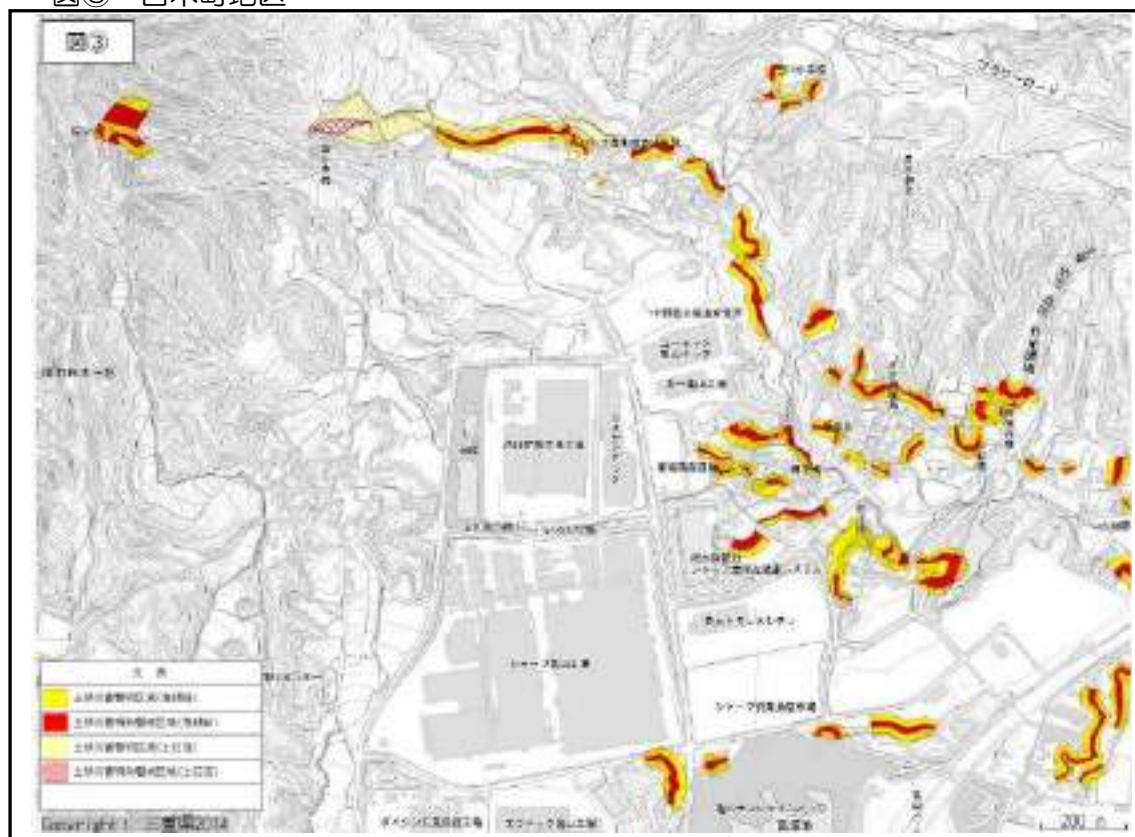
図① 白木町・住山町地区



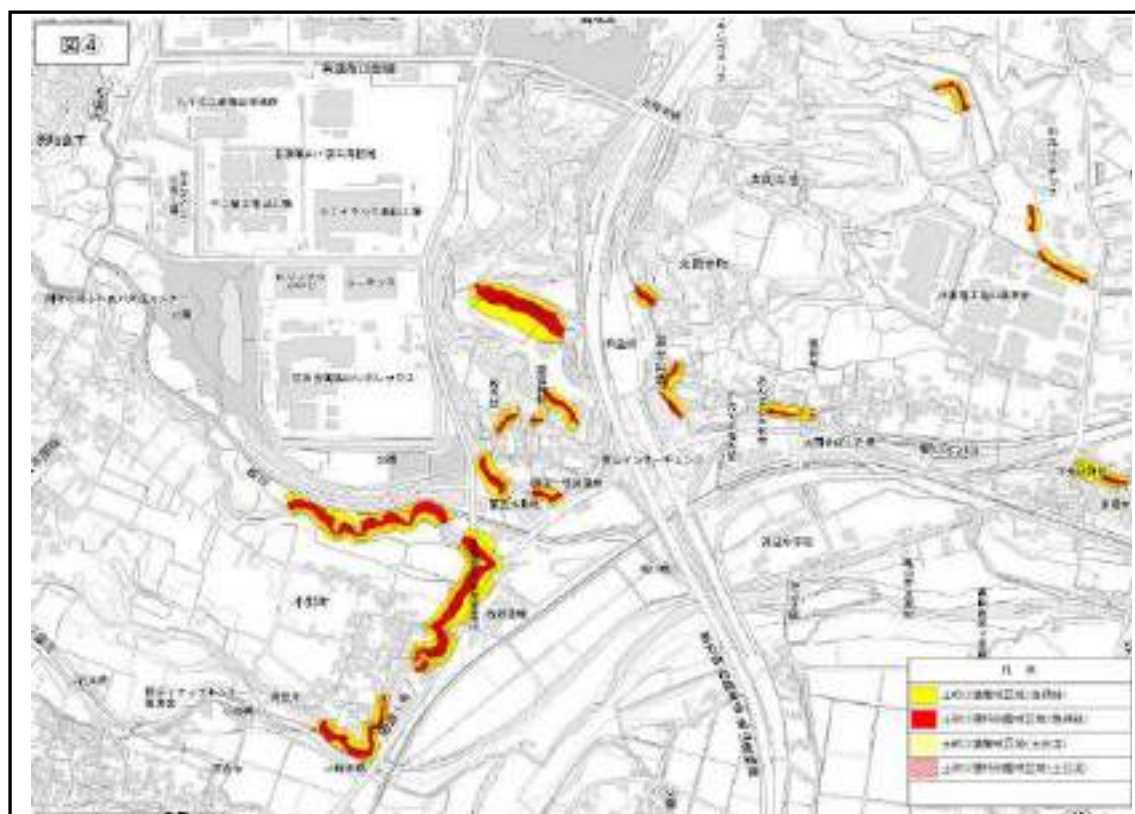
図② 野村・布気地区



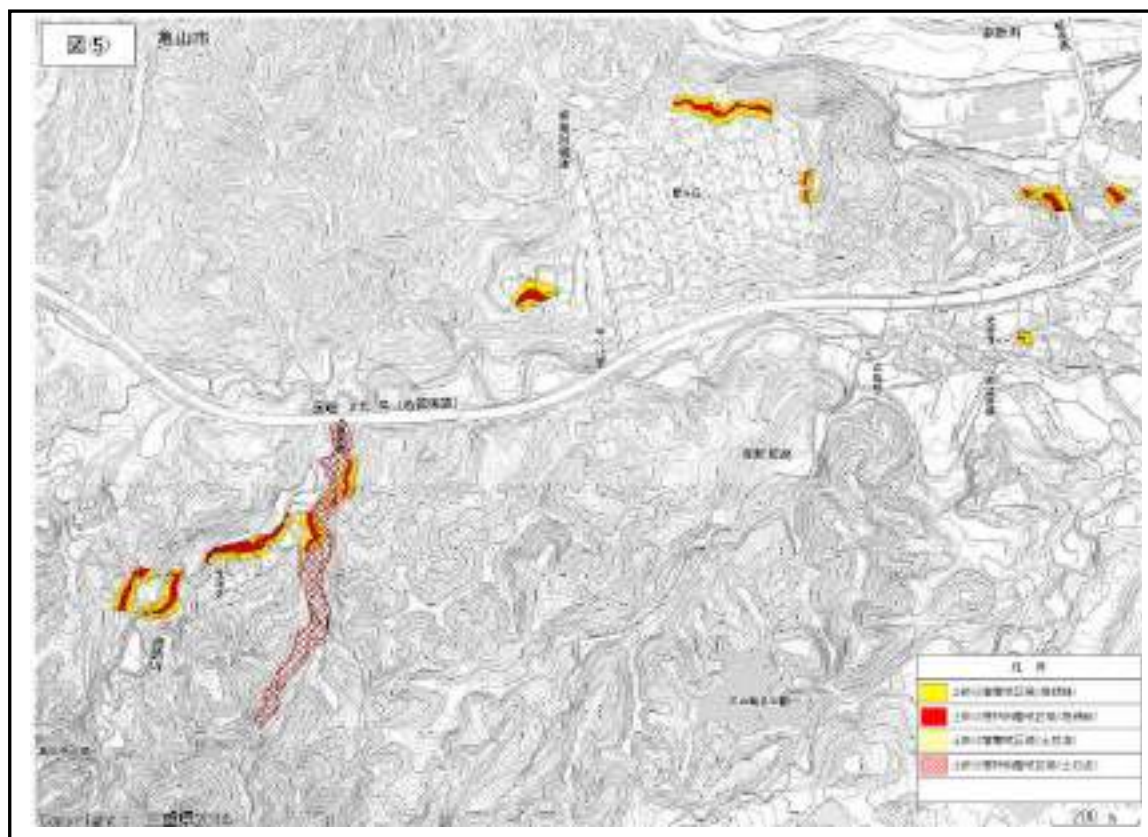
図③ 白木町地区



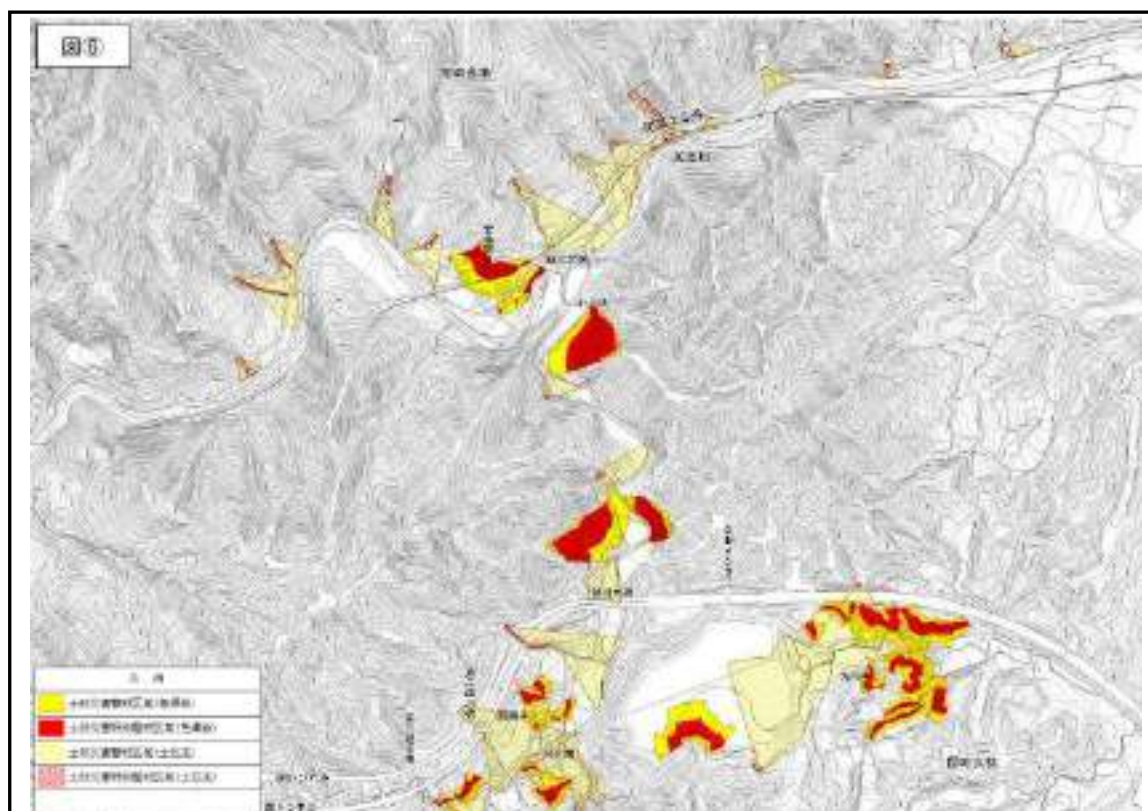
図④ 太岡寺町地区



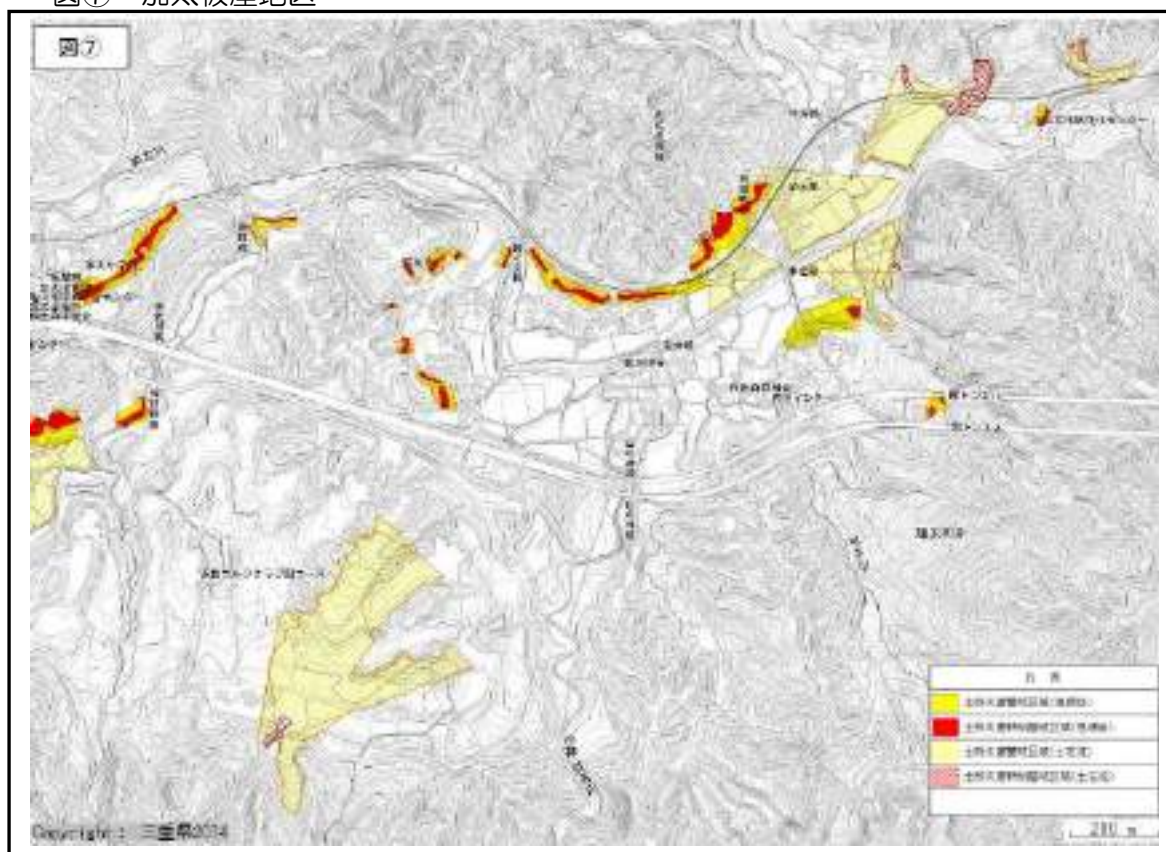
図⑤ 関町萩原地区



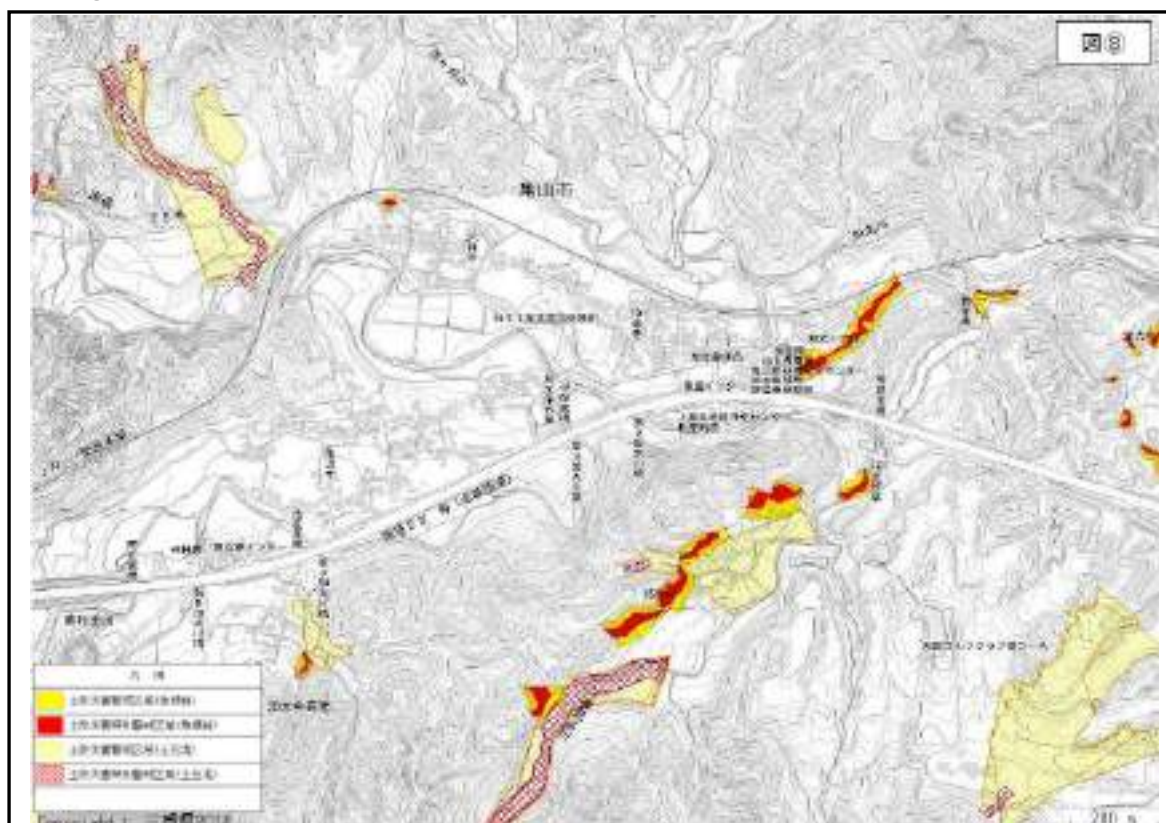
図⑥ 関町金場地区



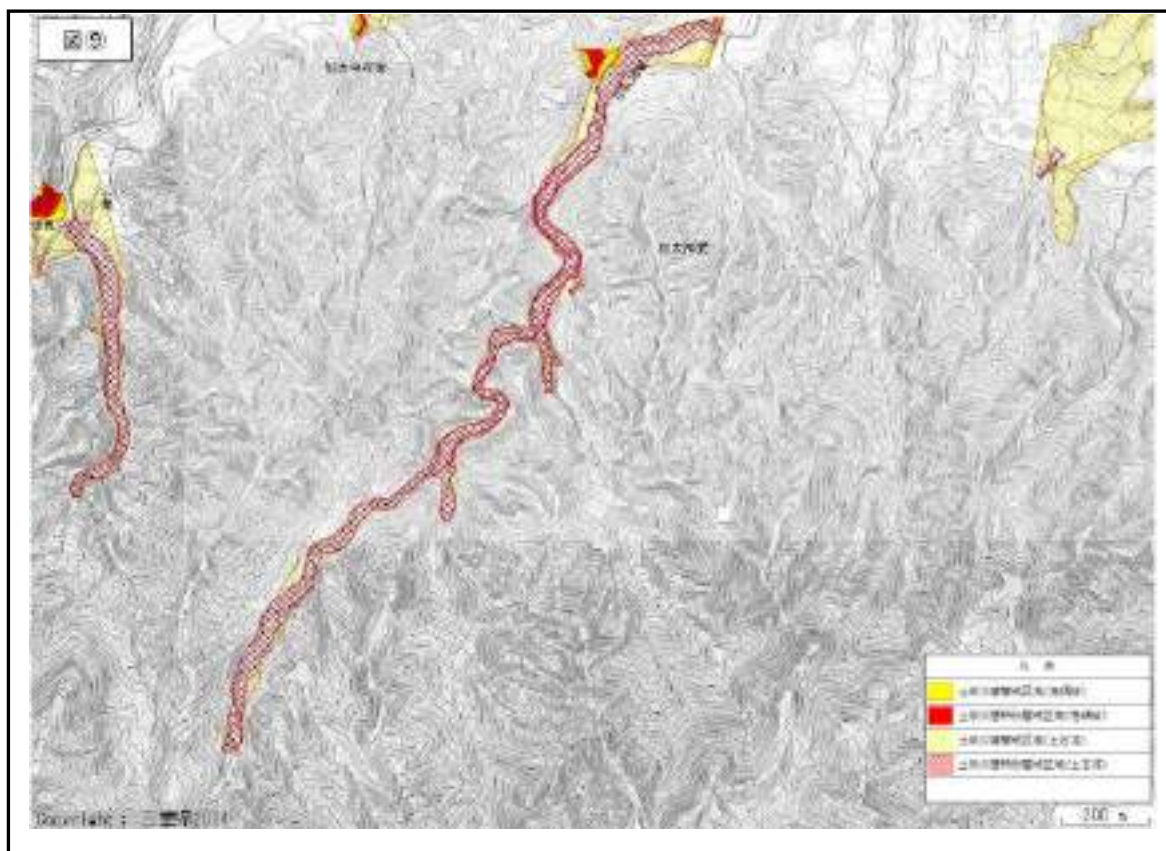
図⑦ 加太板屋地区



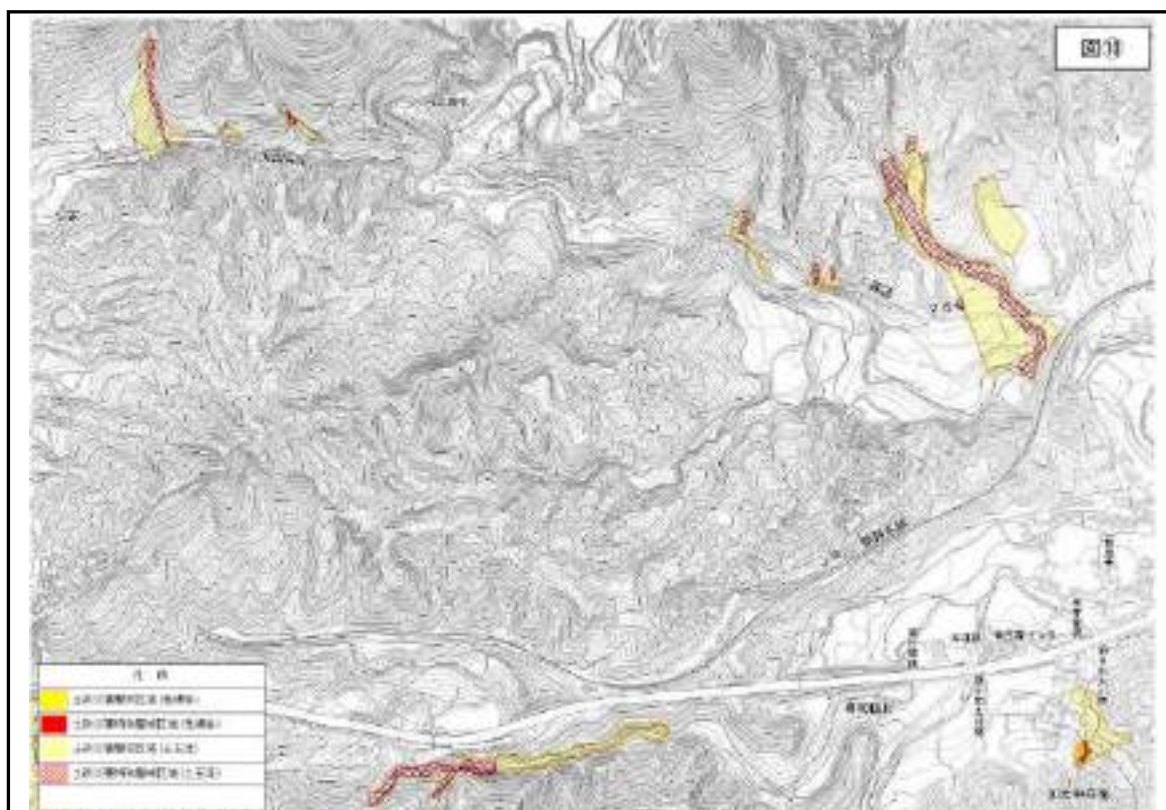
図⑧ 加太板屋・南在家地区



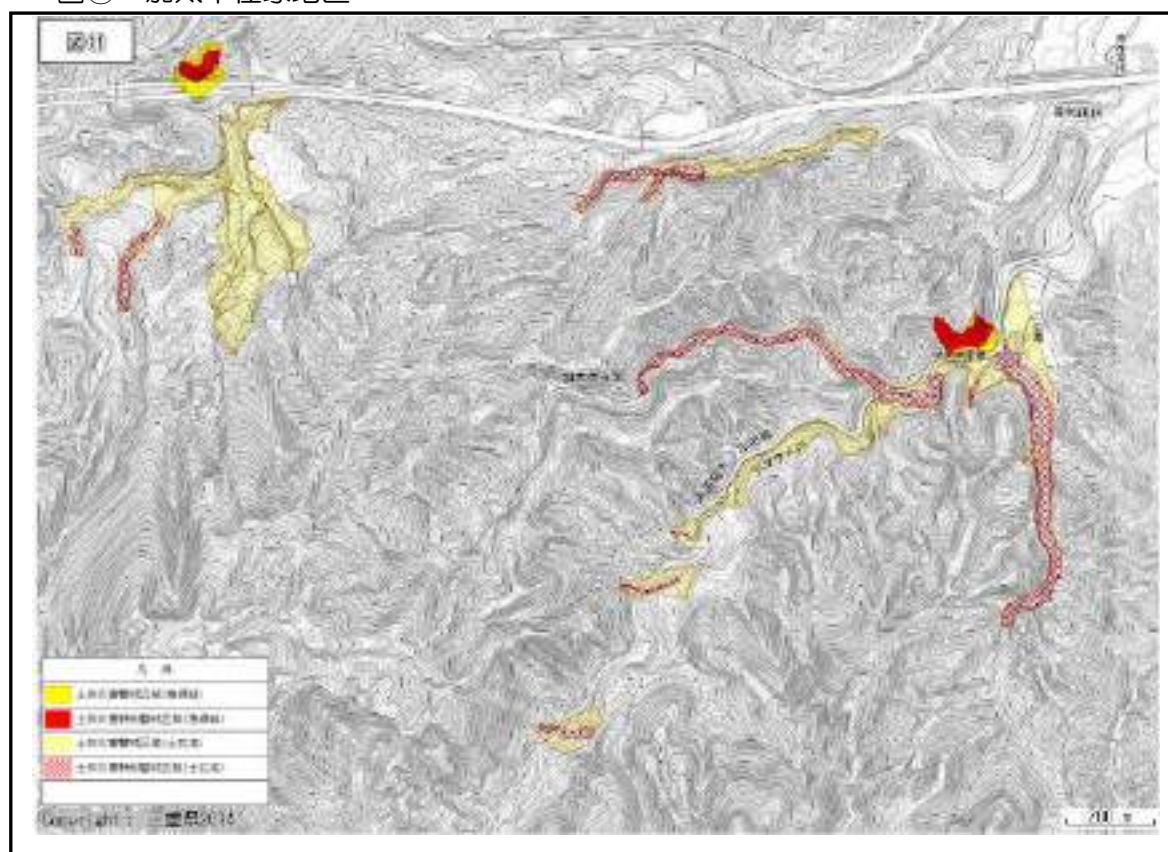
図⑨ 加太神武地区



図⑩ 加太南在家地区

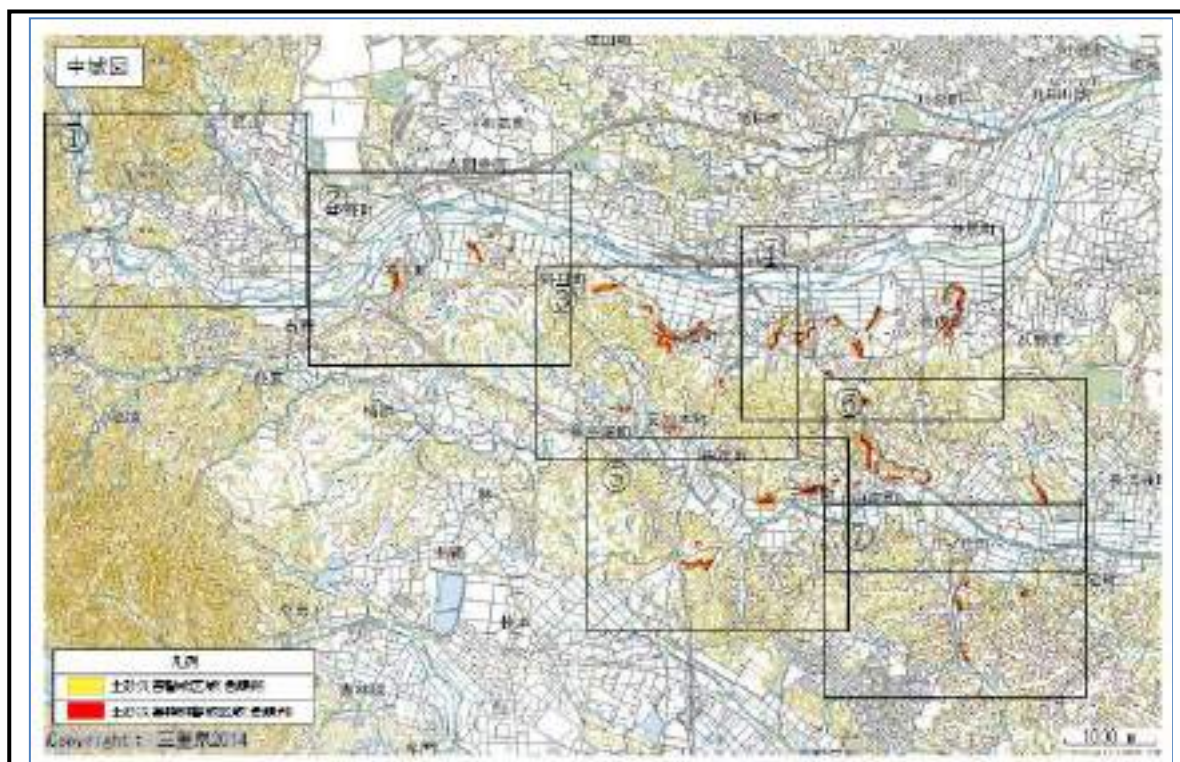


図⑪ 加太中在家地区



9 土砂災害警戒区域指定状況（平成30年3月23日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 関町新所地区

図② 木下町・山下町地区

図③ 和賀町・天神・楠平尾町・阿野田町地区

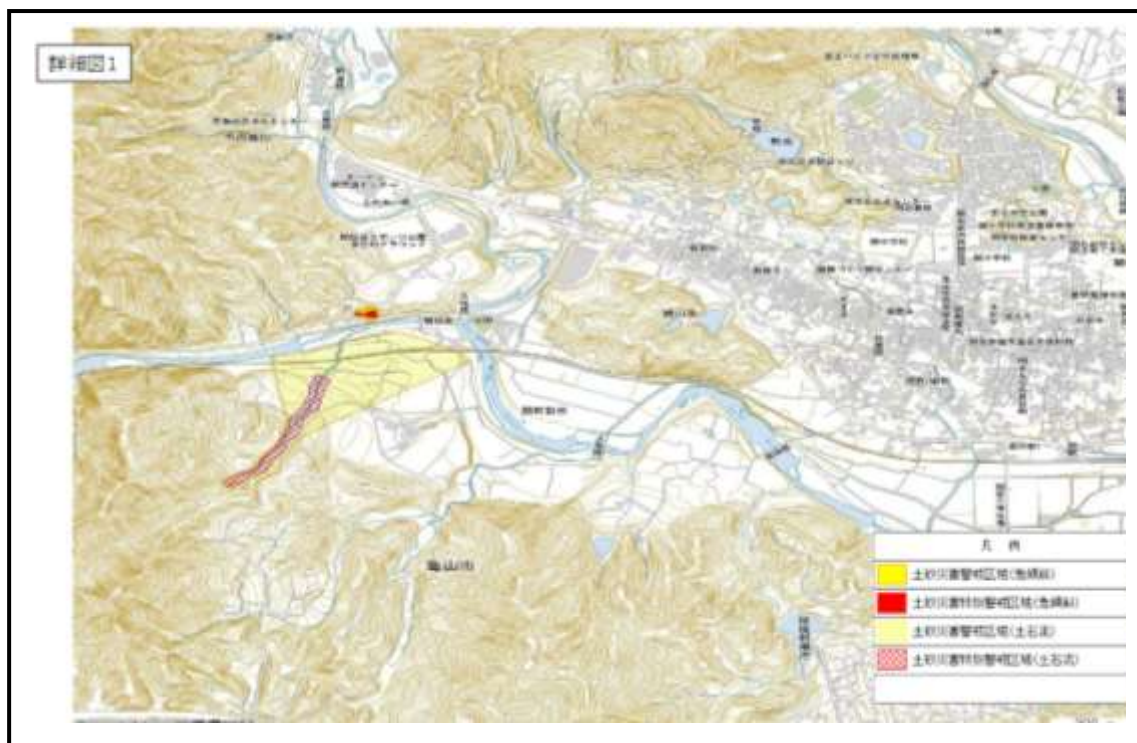
図④ 阿野田町・菅内町地区

図⑤ 安知本町・三寺町地区

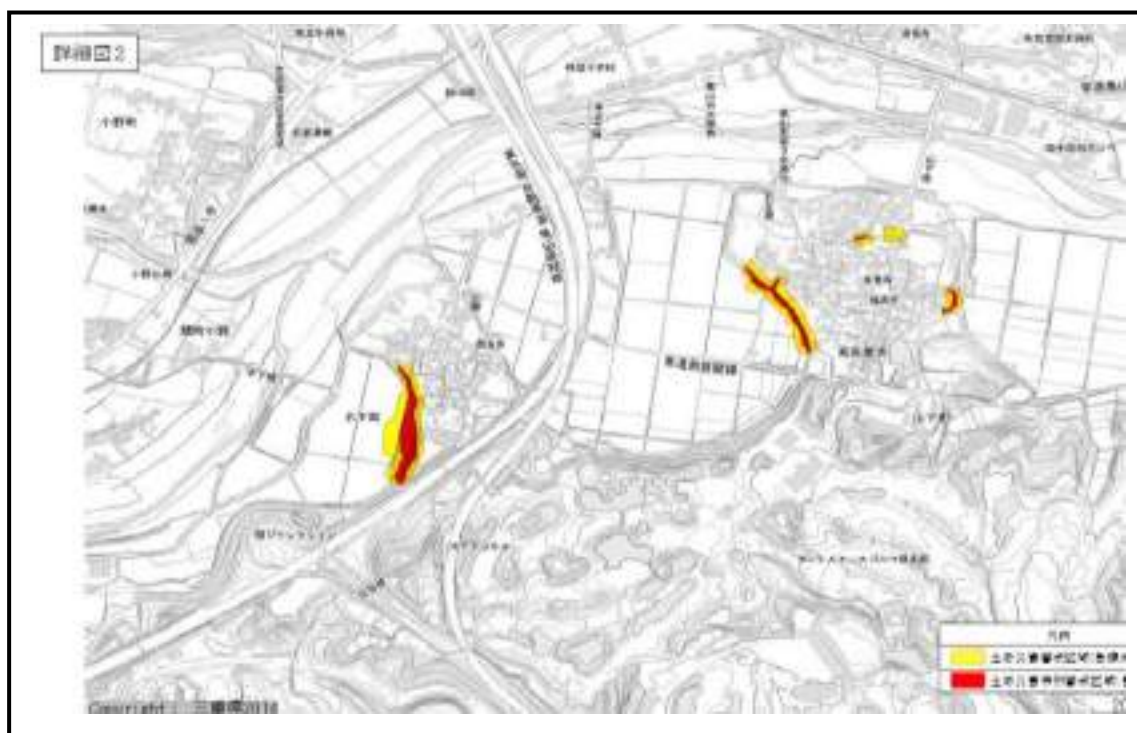
図⑥ 中庄町地区

図⑦ 下庄町地区

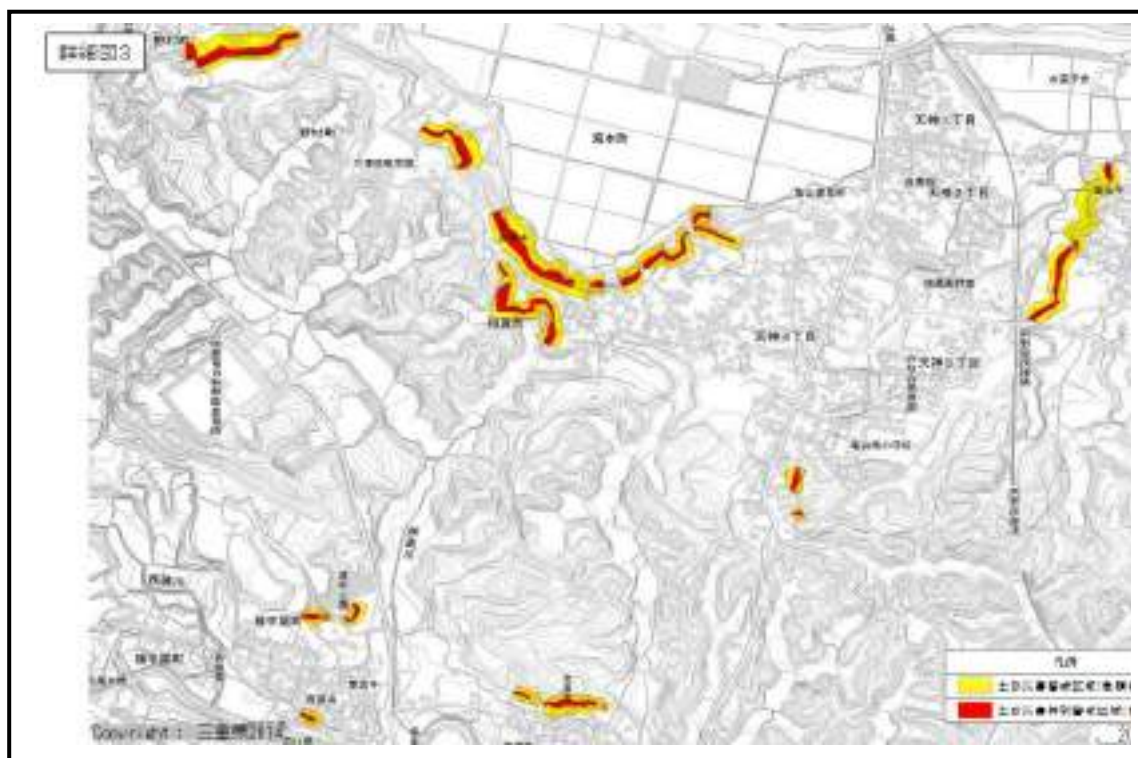
図① 関町新所地区



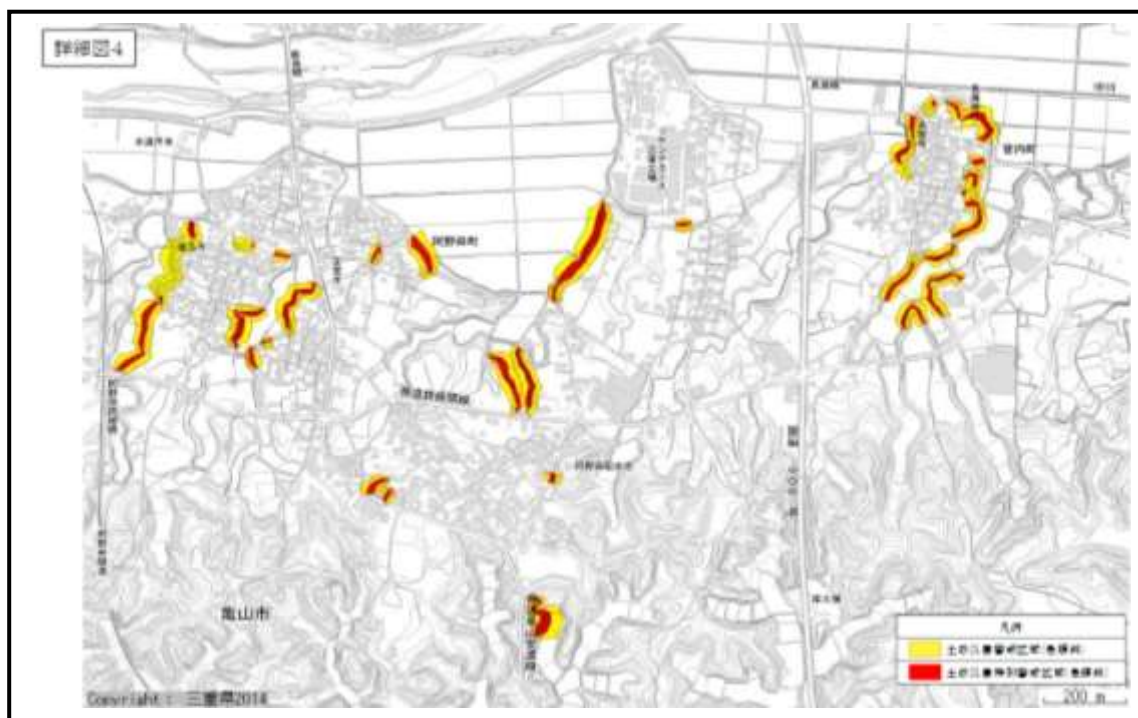
図② 木下町・山下町地区



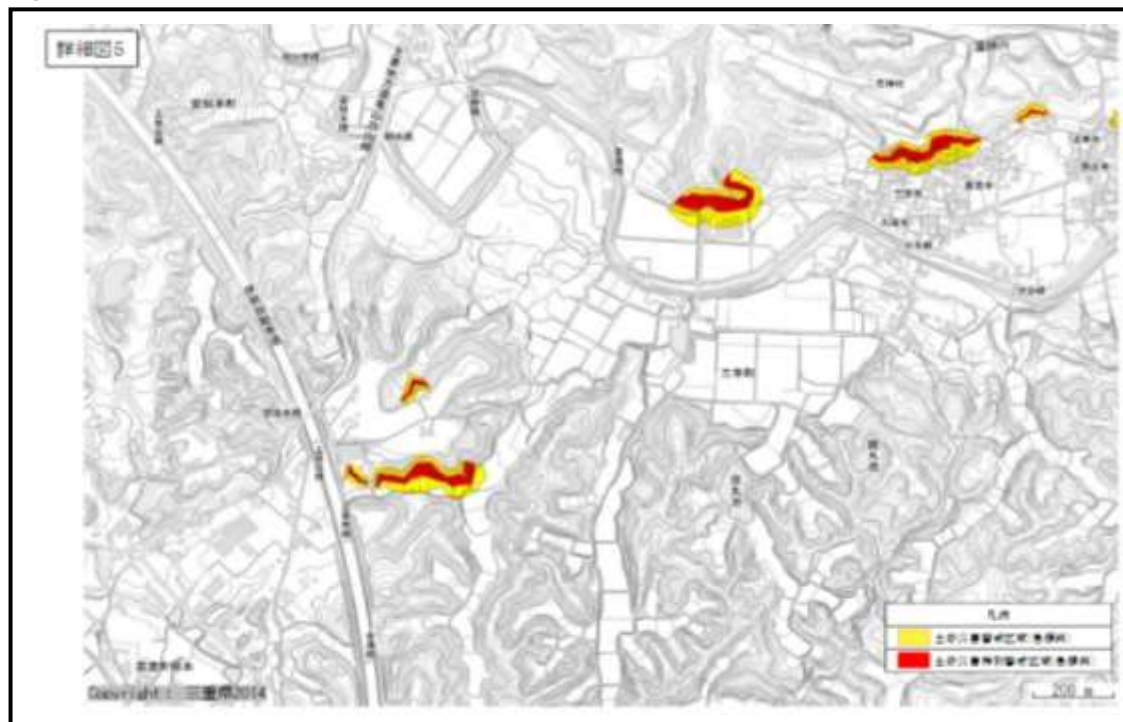
図③ 和賀町・天神・楠平尾町・阿野田町地区



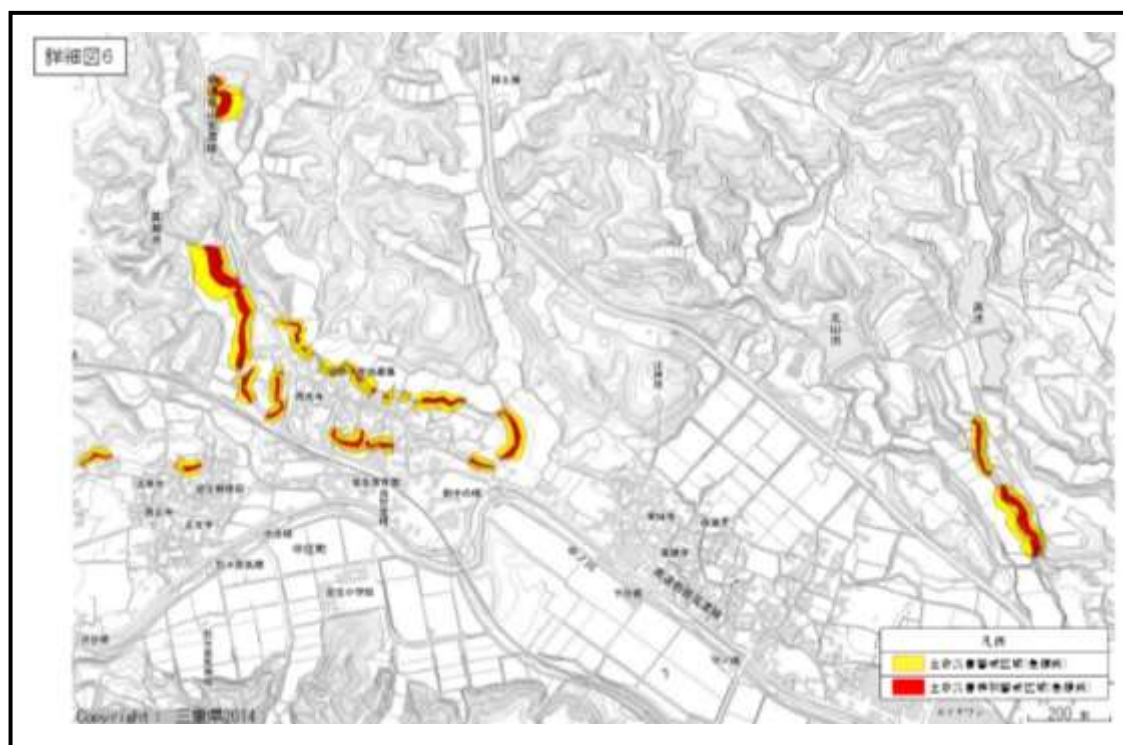
図④ 阿野田町・菅内町地区



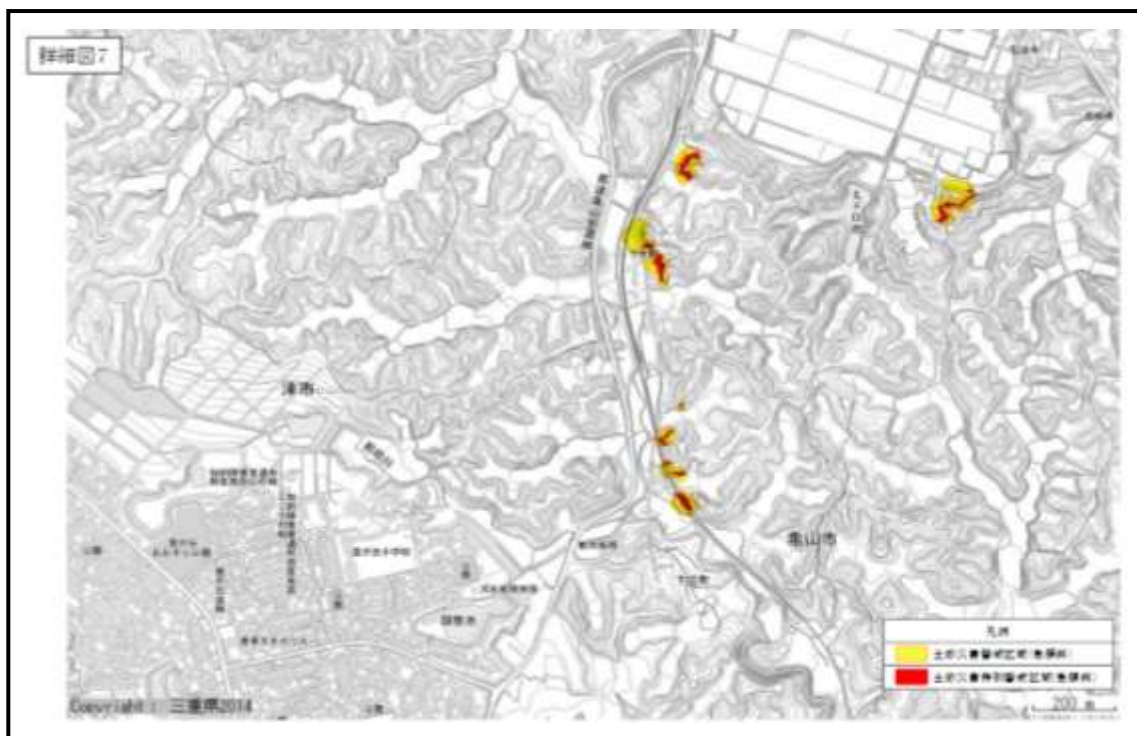
図⑤ 安知本町・三寺町地区



図⑥ 中庄町地区

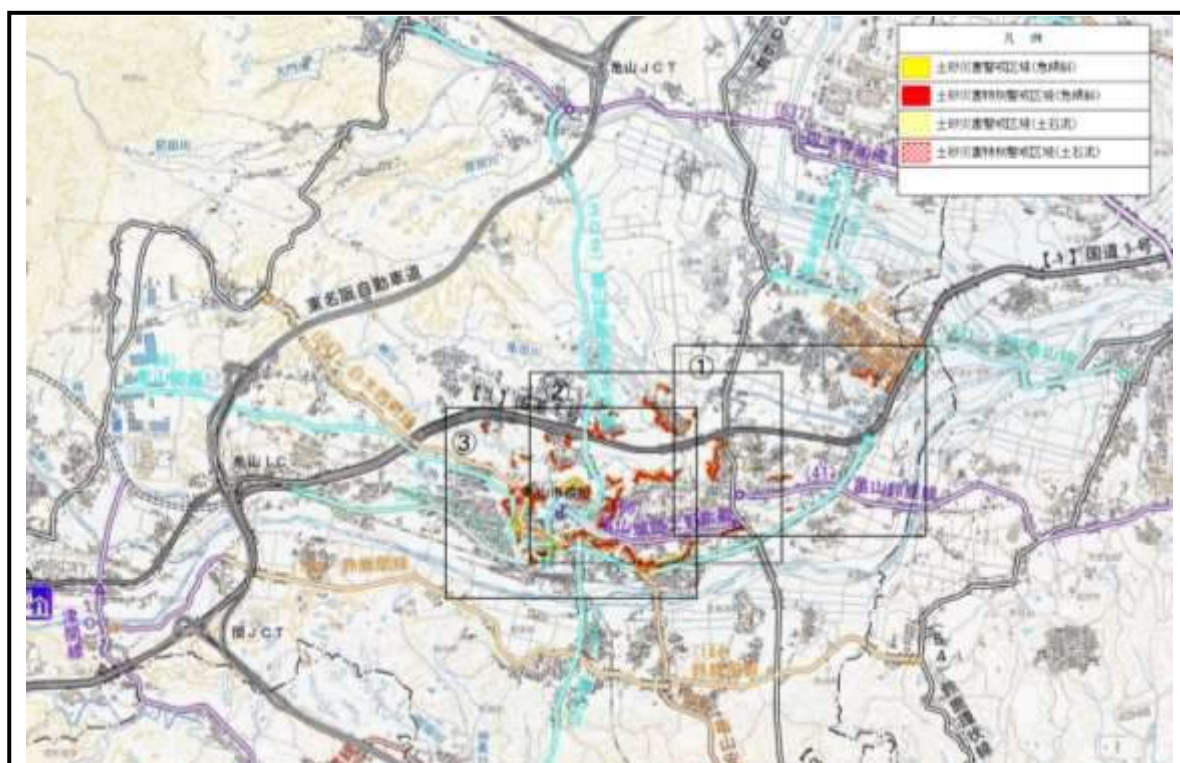


図⑦ 下庄町地区



10 土砂災害警戒区域指定状況（平成31年2月15日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

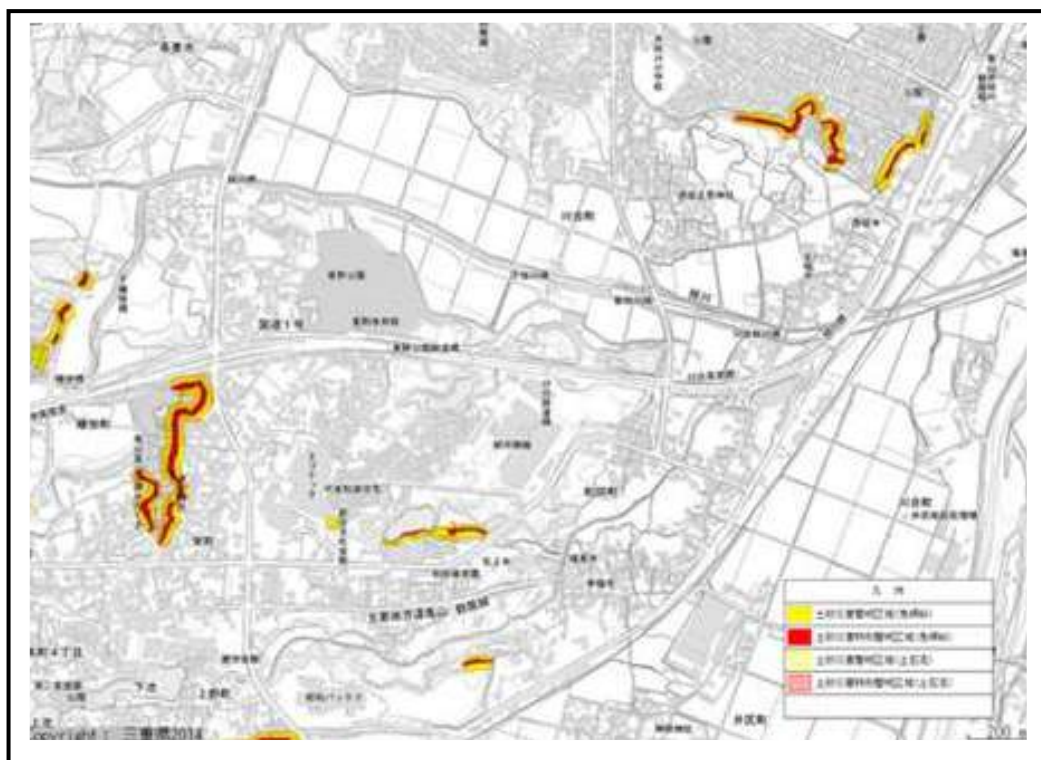
【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① みどり町・和田町地区

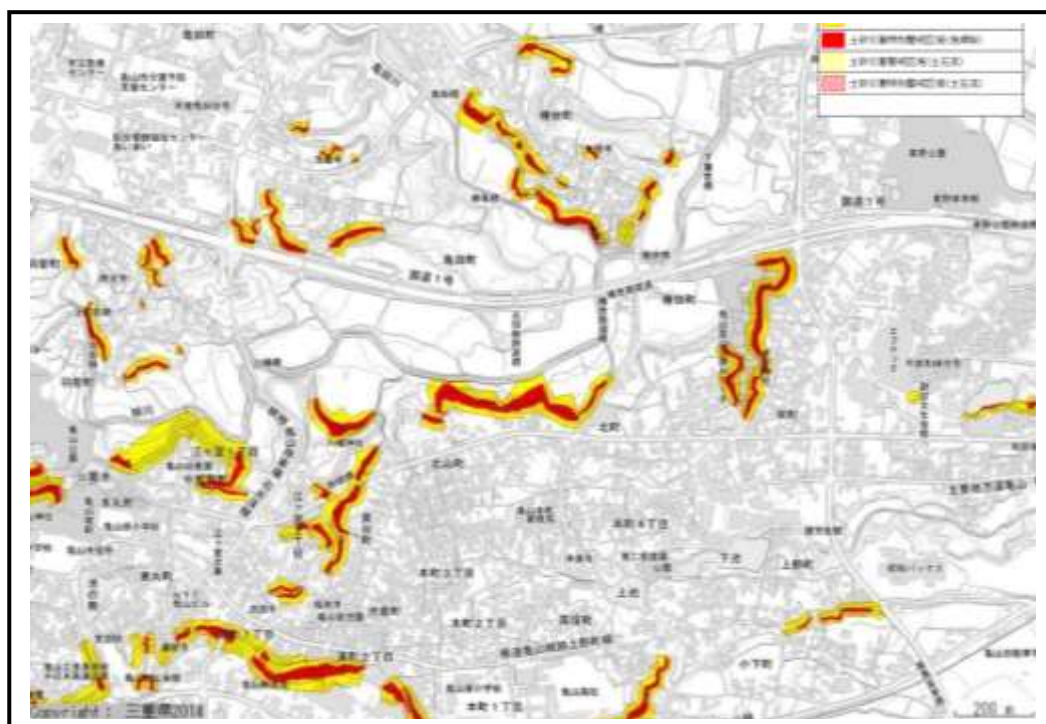
図② 北町・椿世町・羽若町・江ヶ室地区

図③ 本町・東町・南崎町・若山町地区

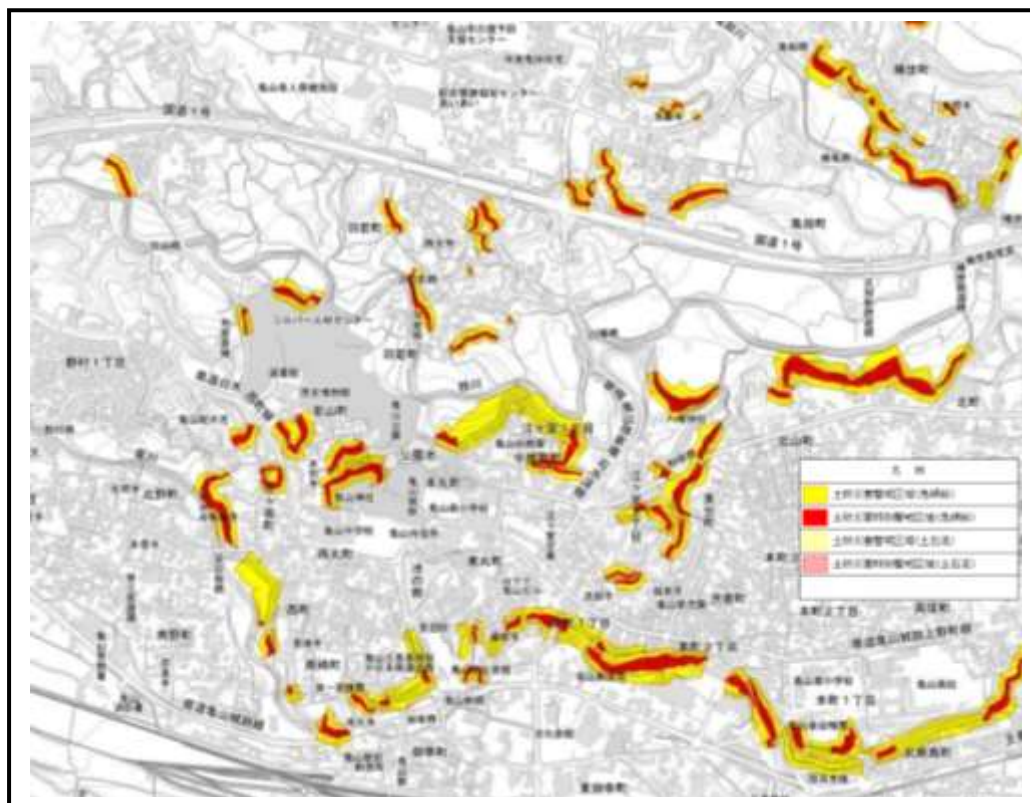
図① みどり町・和田町地区



図② 北町・椿世町・羽若町・江ヶ室地区

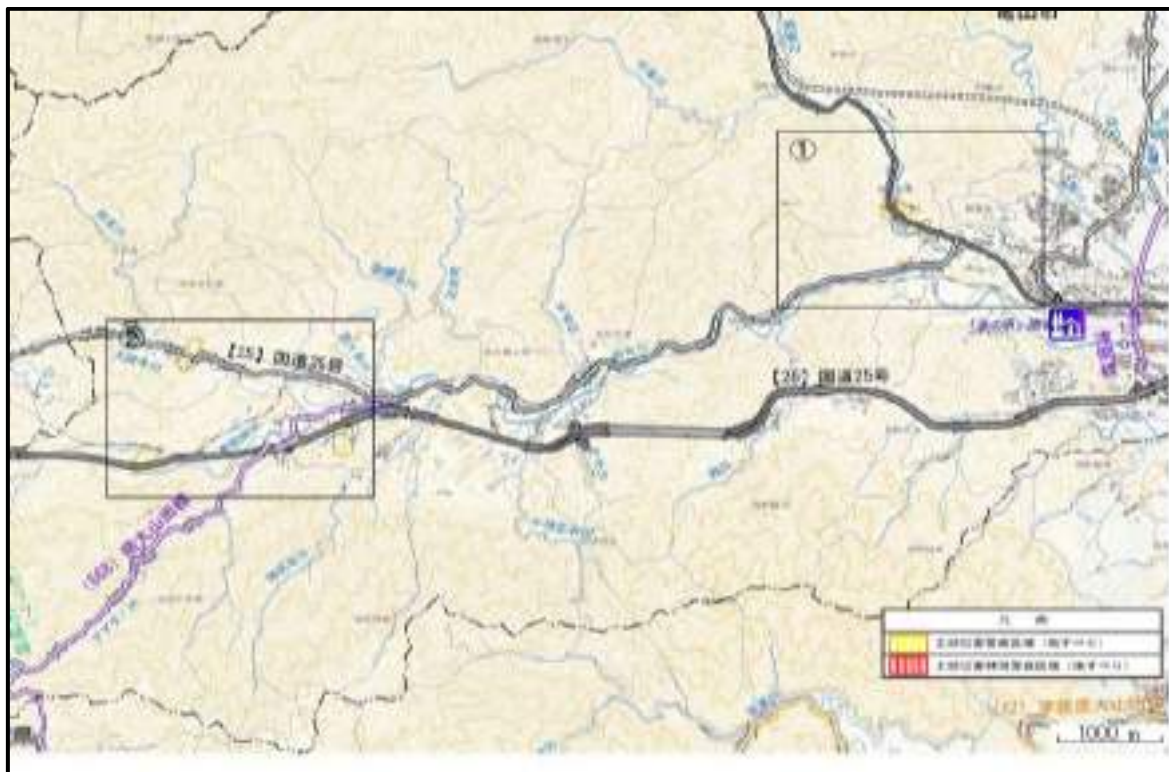


図③ 本町・東町・南崎町・若山町地区



11 土砂災害警戒区域指定状況（令和2年6月23日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



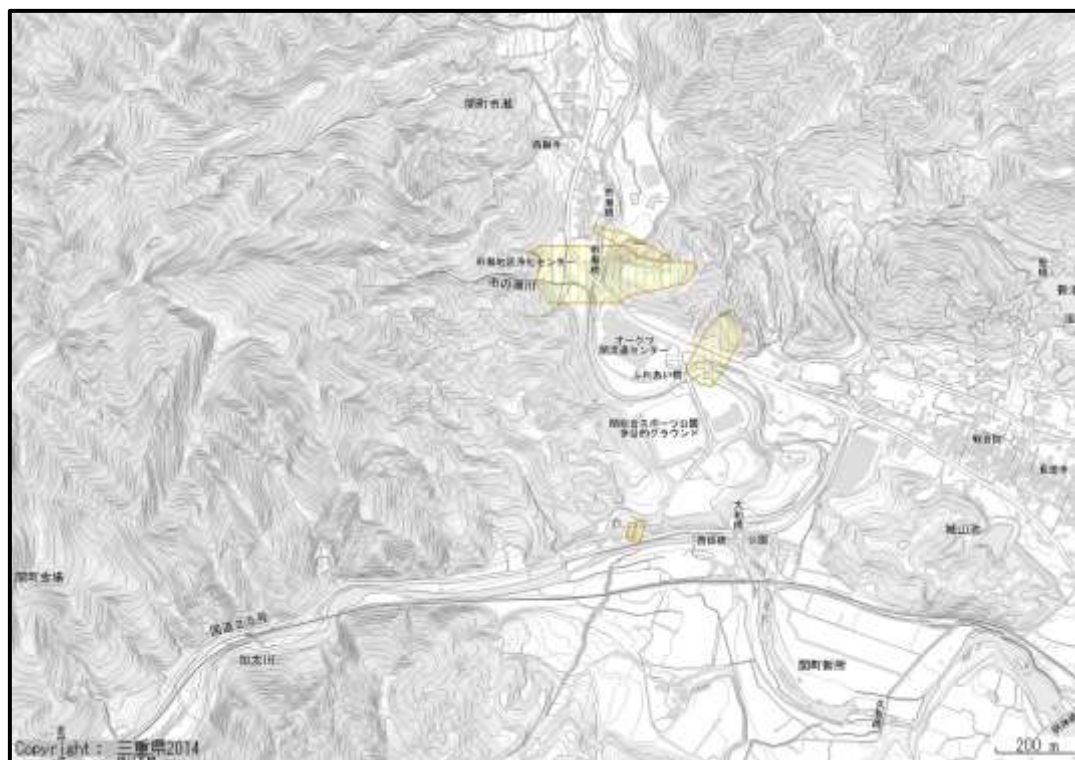
（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

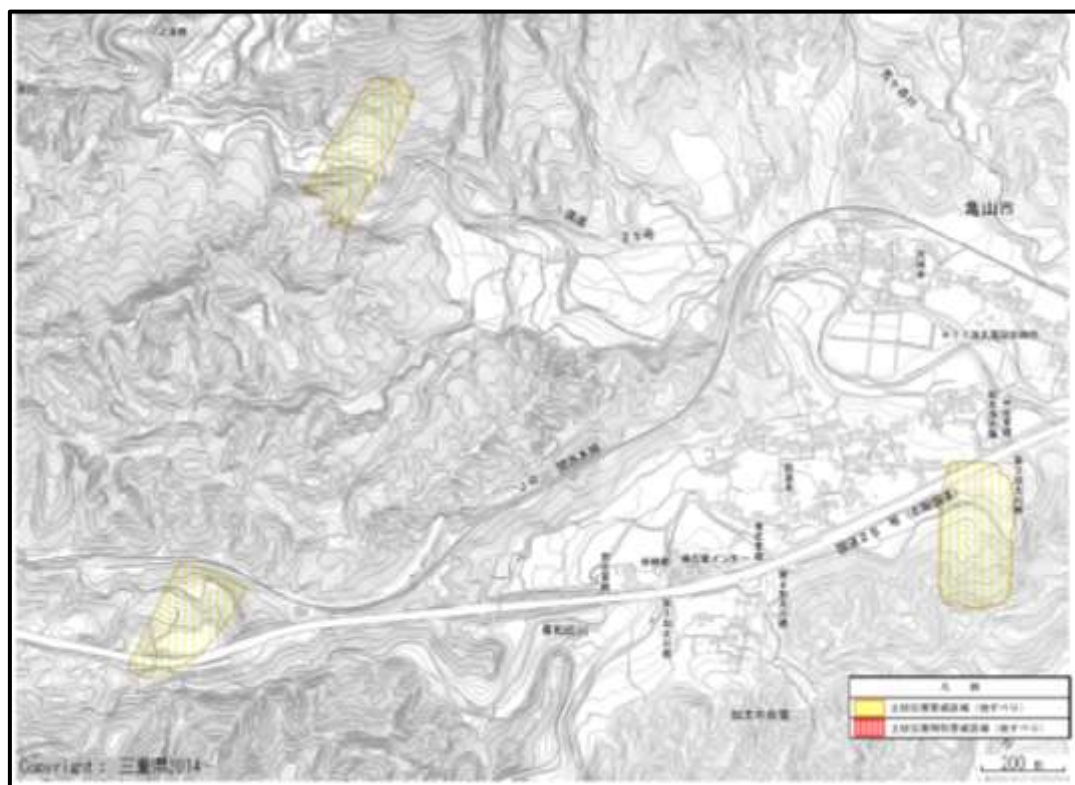
図① 関町市瀬地区

図② 加太地区

図① 関町市瀬地区

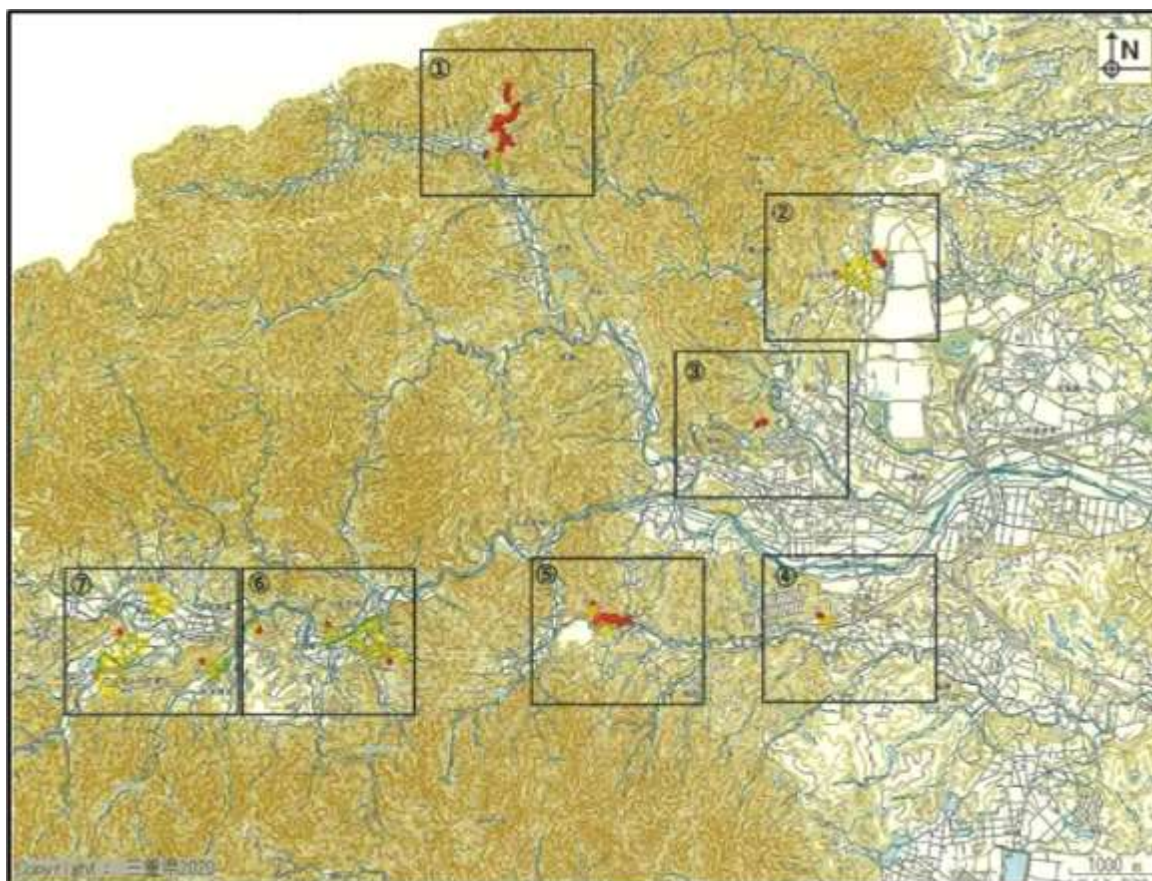


図② 加太地区



12 土砂災害警戒区域指定状況（令和6年3月指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 関町坂下・沓掛地区

図② 関町白木一色地区

図③ 関町富士ハイツ地区

図④ 関町萩原地区

図⑤ 関町久我地区

図⑥ 加太向井・市場地区

図⑦ 加太神武・中在家・北在家地区

図① 坂下・沓掛地区



図② 関町白木一色地区



図③ 関町富士ハイツ地区



図④ 関町萩原地区



図⑤ 関町久我地区



図⑥ 加太向井・市場地区



図⑦ 加太神武・中在家・北在家地区



第2 防災上注意すべき社会的条件

1 危険物製造所等

(1) 製造所の設置数	2
(2) 貯蔵所の区分及び設置数	217
屋内貯蔵所	48
屋外タンク貯蔵所	67
屋内タンク貯蔵所	42
地下タンク貯蔵所	43
移動タンク貯蔵所	9
屋外貯蔵所	8
(3) 取扱所の区分設置数	129
給油取扱所	54
一般取扱所	75
(1)(2)(3)の合計	348
(令和5年4月1日現在)	

2 衛生管理

1 消毒の基準

区 分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋 全壊・半壊流出を含む	ク レ ゾ ー ル 普 通 石 灰 クロールカルキ	床上浸水戸数 ×200g 床上浸水戸数 ×6kg 井戸の数(概数)×200g
床下浸水家屋	ク レ ゾ ー ル 普 通 石 灰 クロールカルキ	床下浸水戸数 ×50g 床下浸水戸数 ×6kg 井戸の数(概数)×200g
避難所	ク レ ゾ ー ル	避難所 ×400g

2 廃棄物処理施設等

塵芥処理施設		亀山市布気町 亀山市総合環境センター
収集車両	直 営	パッカー車 2台
		4 t ダンプ 2台 4 tトラック 1台
		2 t ダンプ 3台
	業 者	(有)亀山野崎清掃社 パッカー車4台 ダンプ1台
		(有)豊田衛生社 パッカー車4台 ダンプ2台
		(有)井田川清掃社 パッカー車7台 ダンプ1台
		(有)関清掃 パッカー車3台 ダンプ2台
	し尿処理施設	
		亀山市野村町 : 亀山市衛生公苑
業 者		(有)亀山野崎清掃社 (北鹿島町)
		・ バキューム車大型 (9,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,600 リットル) 2台
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 3台
		(有)豊田衛生社 (阿野田町)
		・ バキューム車大型 (10,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,600 リットル) 1台
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 2台
		(有)井田川清掃社 (和田町)
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 3台
		・ バキューム車大型 (3,500 リットル) 2台
		(有)関清掃 (関町萩原)
		・ バキューム車大型 (3,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,000 リットル) 1台

第3 避難場所・避難所

1 指定避難所（指定緊急避難場所）

名 称	所在地	電話番号	対応する災害			備 考
			地震	土砂	浸水	
亀山西小学校	本丸町585	82-0139	○	○	○	
亀山東小学校	本町1丁目9-9	82-0011	○	○	○	
亀山南小学校	天神3丁目10-25	82-9115	○	○	○	
神辺小学校	太岡寺町1310	82-1819	○	○	※1	※1 浸水想定区域内にあるので2F以上を使用
昼生小学校	中庄町1405	82-1007	○	○	※2	※2 浸水想定区域に接しており、避難時には注意が必要
井田川小学校	みどり町52	82-2021	○	○	○	
川崎小学校	能褒野町77-22	85-0108	○	○		
野登小学校	両尾町2124	85-0009	○	※3	○	※3 校舎北側が土砂警戒区域
白川小学校	白木町2739	82-3007	○	※4	○	※4 校舎地区が土砂警戒区域に隣接
中部中学校	田村町75	82-2101	○	※5	○	※5 体育館西側、校舎東側が土砂警戒区域に隣接
東野公園体育館	川合町1286-49	83-1888	○	○	○	
西野公園体育館	野村2丁目5-1	82-1144	○	○	○	
関中学校	関町新所1863	96-0115	○	※6	○	※6 校舎西側が急傾斜地土砂警戒区域に隣接
加太小学校	加太板屋4569	98-0031	○	※7	○	※7 体育館南側、土砂警戒区域内、グラウンド南側が土砂警戒区域に隣接
関B & G海洋センター	関町新所8	96-1010	○	○	○	

2 指定緊急避難場所（一時避難場所）

【東野公園・亀山東小学校・井田川小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
東野タウン自主防災倉庫前	東野タウン	○	—	—	
東野公園	栄町北	○	○	○	
市営栄町住宅駐車場	栄町住宅	○	—	—	
栄町公民館	栄町	○	○	○	
井尻町公民館	井尻町	○	○	○	
和田団地集会所	和田団地第1	○	○	○	
	和田団地第2				
	和田団地第3				
和田運動場	和田町	○	○	○	
井田川地区南コミュニティセンター	和田町新北町	○	○	○	
自治会内ゴミ集積所前広場	グリーンタウンわだ	○	—	—	
上野ガス(株)亀山支店	新橋世	○	—	—	
エクスリート駐車場	エクスリート	○	—	—	
亀山東小学校	本町1の1	○	○	○	
	本町1の2				
	本町1の3				
本町2丁目集議所	本町2丁目	○	○	○	
本町3丁目内仮駐車場	本町3の1	○	○	○	
亀山東小学校	本町3の2	○	○	○	
本町3丁目内仮駐車場	本町3の3	○	—	—	
亀山東小学校	本町3の4	○	○	○	
本町広場	本町4の1	○	○	○	
	本町4の2				
	本町4の3				
旧田中仏壇店跡地	本町4の4	○	○	○	
本町広場		○	○	○	
本町広場	本町4の5	○	○	○	
	本町4の6	○	○	○	
第14アーバンハイツ駐車場	本町三丁目 第14アーバンハイツ	○	○	○	
本町公園	高塚	○	○	○	
高塚住宅前広場	高塚住宅	○	○	○	
本町公園	上野町	○	○	○	
上野ポケット公園		○	○	○	
渋倉町内空地	渋倉町	○	○	○	
東台町自主防災倉庫前	東台町	○	○	○	
椿世町公民館前	椿世町	○	—	—	
北山町集会所	北山町	○	○	○	
阿野田公民館	阿野田町	○	○	○	
門垣戸公民館		○	○	○	
東御座公民館		○	○	○	
上野公民館		○	○	○	
東部コミュニティセンター		○	—	—	
シェーン駐車場	シェーン	○	○	○	一時避難場所
社会福祉法人ケアフル亀山	二本松	○	—	○	
二本松公民館		○	○	○	
オークワサウス亀山店		○	○	○	
オークワサウス亀山店	樺野	○	○	○	
樺野公民館		○	○	○	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
中野公民館	中野	○	○	○	
オークワサウス亀山店		○	○	○	
マンション亀山駐車場	マンション亀山	○	○	○	浸水時は2階以上を利用
オークワサウス亀山店	菅内町	○	○	○	
南鹿島公民館	南鹿島	○	○	—	
亀山東小学校	南鹿島西	○	○	○	
鹿島交差点北空地	北鹿島	○	—	—	
北鹿島台住宅南駐車場	北鹿島住宅	○	—	—	
北鹿島駐車場	東鹿島	○	—	—	
	鹿島住宅				
	県営鹿島				
小下公民館	小下町	○	—	—	
本町公園	マ・シェリー上野	○	—	—	
東町共同駐車場	東町6	○	—	—	
ひとみヶ丘第1公園	ひとみヶ丘	○	—	—	
見晴らし公園(みどり第3公園)	みどり町1	○	—	—	
中央公園(みどり第1公園)	みどり町2丁目	○	—	—	
ブタ公園(みどり第2公園)	みどり町3丁目	○	—	—	
三角公園(みどり第6公園)	みどり町4丁目	○	—	—	
5丁目防災倉庫横駐車場管理地	みどり町5丁目	○	—	—	
古墳公園(みどり第4公園)	みどり町6丁目	○	—	—	
古河電工カーパルデイ寮駐車場	みどり町7丁目	○	—	—	
中央公園(みどり第1公園)	みどり町8丁目	○	—	—	
ごみ集積所前	みどり町9丁目	○	—	—	
川合町公民館	川合町	○	—	—	
川合町第六公園	川合町東	○	—	—	
川合町第九公園	川合町北	○	—	—	
井田川小学校	新川合	○	—	—	
アーバン11駐車場	アーバン川合町	○	—	—	
井田川公民館	井田川町	○	○	○	
川合町第十三公園	新川合南	○	—	—	

【川崎小学校・中部中学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
JA 鈴鹿川崎支店駐車場	森	○	—	—	
林照寺		○	○	○	
柴崎公民館	川崎町柴崎	○	○	○	
一色公民館	川崎一色	○	○	○	
徳原農事集会所	徳原	○	○	○	
堂坂集落センター	川崎町堂坂	○	—	○	
南條公民館	川崎町南条	○	○	○	
町公民館	川崎町町	○	○	○	
能褒野町公民館	能褒野町	○	○	○	
大紀アルミ工業所亀山工場		○	—	—	
NTNアルミ工業所亀山工場		○	—	—	
湯浅義正園		○	—	—	
川崎小学校	田村町名越	○	○	○	
名越公民館		○	○	○	
のぼの森公園	田村町	○	—	—	
田村公民館		○	—	—	
自治会内駐車場	NEW TAMURA	○	—	—	
東野集会場	田村町東野	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
長明寺集会所	長明寺町	○	○	○	
太田営農研修センター	太田	○	—	—	
岩森公民館	岩森	○	○	○	
山田公園	山田	○	—	—	
市所有空地		○	—	—	
中央公園(みずほ台第1公園)	みずほ台	○	—	—	
西グランド公園(同 第2公園)		○	—	—	
東公園(同 第3公園)		○	—	—	
南公園(同 第4公園)		○	—	—	
中央公園(みずきが丘第1公園)	みずきが丘	○	—	—	
さくら公園(同 第2公園)		○	—	—	
ほのぼの公園		○	—	—	
わんぱく公園		○	—	—	
みずきが丘道伯幼稚園駐車場		○	—	—	
新道集会場	新道町	○	—	—	
川合町第3公園	メーブル川合	○	—	—	
川合町第十公園	川合アイタウン	○	—	—	
ピクシス駐車場	ピクシス	○	—	—	

【屋生小学校・亀山南小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
三寺町公民館	三寺町	○	○	○	
三寺町広場(グランドボール場)		○	—	—	
中庄集会所	中庄町	○	○	○	
屋生地区コミュニティセンター		○	○	○	
下庄集会所	下庄	○	○	○	
弘法寺薬師堂	弘法寺	○	○	○	
出屋公民館	出屋	○	○	○	
下庄駅前	日焼	○	—	—	
天神公民館	天神第一	○	○	○	
	天神第1の2				
	天神第二				
	天神第三の1				
	天神第三-二				
	中村				
天神地区南自主防防災倉庫前	天神第四	○	—	—	
亀山南小学校	天神第五	○	○	○	
天神地区南自主防防災倉庫前	天神第六	○	—	—	
みなみ保育園	天神第七	○	○	○	
和賀公民館	和賀	○	—	○	
和賀住宅自主防防災倉庫前	和賀住宅	○	—	—	
田茂公民館	田茂町	○	○	○	
上原公民館	安知本町上原	○	○	○	
安知本多目的広場	安知本町	○	—	—	
楠平尾集会所	楠平尾町	○	○	○	

【野登小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
原尾自治センター	両尾町原尾	○	○	○	
千蔵寺境内		○	—	—	
東光寺境内		○	—	—	
平尾自治センター	平尾	○	—	○	
辺法寺営農組合集会所	辺法寺	○	—	○	
北辺法寺クラブ		○	—	—	
安楽寺境内	安坂山町安楽	○	—	○	
旧分校跡地	池山	○	—	—	
旧農協出張所跡地		○	—	—	
野登寺		○	○	○	
池山公民館		○	—	○	
坂本地区バス停留所	坂本	○	—	○	

【白川小学校・亀山西小学校・神辺小学校・西野公園区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
小川生活改善センター	小川町	○	○	○	
白川小学校		○	—	○	校舎地区が急傾斜地崩壊危険箇所
上白木公民館	上白木	○	—	○	北側の一部が急傾斜地崩壊危険箇所
下白木公民館	下白木	○	○	○	
NTT 東市職員駐車場	東一会	○	—	—	
旧城東地区コミュニティセンター	東町1の2	○	○	○	
市民協働センター駐車場	東町2	○	—	—	
	東町3				
東町ふれあい広場	東町4	○	—	—	
	東町5の1	○	—	—	
東町公園	東町5の2	○	—	—	
亀山西小学校	西江ケ室	○	○	○	
	東江ケ室				
	中屋敷				
幼稚園跡駐車場	東丸町	○	—	—	
東丸会館		○	○	○	
亀山西小学校	本丸町	○	○	○	
亀山中学校	西丸町	○	○	○	
	若山町				
	若山住宅				
	市ケ坂				
	西町一丁目				
市役所前駐車場	西町2	○	—	—	
亀山中学校	西町三丁目	○	○	○	
	西町四丁目	○	○	○	
リアルタウン亀山内公園	リアルタウン亀山	○	—	—	
亀山中学校	南崎町	○	○	○	
亀山西小学校	万町	○	○	○	
総合保健福祉センター (西玄関前)	亀田町	○	—	—	
市営亀田住宅空地	亀田ヶ丘	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
グリーンハイツ駐車場	亀田町甲田	○	—	—	
アイリス町第一公園	アイリス町	○	—	—	
アイリス第二公園		○	—	—	
アイリス第三公園		○	—	—	
アイリス第四公園		○	—	—	
アイリス第七公園		○	—	—	
アイリス町中央公園		○	—	—	
住山団地集会所	住山住宅第一	○	○	○	
	住山住宅第2	○	○	○	
	住山住宅第4	○	○	○	
住山みんなの広場	住山町	○	—	—	
西野団地西空地	羽若西野	○	—	—	
森実運輸亀山アパート駐車場		○	—	—	
ウディタカノ羽若内公園		○	—	—	
総合保健福祉センター		○	○	○	
サンジュール駐車場	サンジュール	○	—	—	
市営羽若住宅駐車場	羽若団地住宅	○	—	—	
総合保健福祉センター	羽若アイタウン				
	羽若北	○	○	○	
	羽若東				
羽若町公民館	羽若町	○	○	○	
亀山駅前駐車場	御幸町第2	○	—	—	
中央防災倉庫前		○	—	—	
亀山商工会館前駐車場	東御幸町第2	○	—	—	駐車場南東側、浸水想定区域(0.5 未満)
亀山市文化会館	東御幸町3の1				浸水想定区域(0.5～3m 未満)
	東御幸町3の2				
	東御幸町第4	○	—	—	
	東御幸町第5				
	東御幸町第六				
シエル東御幸駐車場	シエル東御幸	○	—	—	
亀山市文化会館	グリーンフィールド 東御幸	○	—	—	浸水想定区域(0.5～3m 未満)
落針公民館	落針	○	○	○	
日東電工		○	—	—	
太岡寺公民館	太岡寺	○	○	○	
朝明山公民館		○	○	○	
グリーンハイツ駐車場	グリーン	○	—	—	
木下公民館	木下	○	○	○	
山下農事集会所	山下町	○	○	○	
山下橋前	虹ヶ丘団地	○	—	—	
愛宕第1公園	野村団地第一	○	—	—	
忍山神社駐車場	野村団地第二	○	—	—	
野村地区コミュニティセンター	野村第一				
	野村第二	○	○	○	
	野村第3				
西野公園	野村第四	○	○	○	
	野村第5				
第三愛護園	南野町第一	○	○	○	グラウンド南側、土砂警戒区域
	南野町第2				
野村地区コミュニティセンター	南野町第三	○	○	○	
	北野町				

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
道野公民館	道野	○	○	○	
野尻公民館	野尻	○	○	○	
ハイツ仲野駐車場	布気町日原	○	—	—	

【B & G海洋センター区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
古厩集会所	古厩集会所	○	○	○	
関ニュータウンバス停前	関ヶ丘	○	—	—	
萩原公民館	萩原	○	○	○	
福德公民館	福德	○	—	○	土砂警戒区域内
久我遊園地	久我	○	—	—	
金場公民館	金場	○	—	○	土砂警戒区域内
越川遊園地	越川	○	—	○	土石流警戒区域
坂下集会所	坂下	○	—	○	土石流警戒区域
沓掛公民館	沓掛	○	—	○	土砂警戒区域内
市瀬西願寺前	市瀬	○	—	○	土石流警戒区域
大和橋小公園	西新田	○	—	—	

【関中学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
御旅町公民館	御旅町	○	○	○	
石橋防災倉庫前	石橋町	○	—	—	
若草防災倉庫前	若草町	○	—	—	
なかよし公園	中木戸町	○	—	—	
城山住宅前	城山住宅	○	—	—	
関宿観光駐車場	堺町	○	—	—	
	地藏町	○	—	—	
明神公民館	明神	○	○	○	
城山住宅駐車場	城山東住宅	○	—	—	
関中学校	中町1	○	○	○	グラウンド西側一部、土砂警戒区域内
川合宅西横駐車場	中町2	○	—	—	
関まちなみ文化センター	中町3	○	○	○	
三番町山車倉東側空地	中町4	○	—	—	
百五銀行関支店駐車場	中町5	○	—	—	
関神社前	中町6	○	—	—	
道の駅関宿	南裏	○	○	○	
関駅前	関駅道	○	—	—	
関交番	駅前	○	—	—	
関小学校	北裏	○	○	○	北側の一部が土砂警戒区域
関神社前	古裏	○	—	—	
木崎鳥居駐車場	木崎第一	○	—	—	
岩田油店私有地		○	—	—	
関神社前	木崎第二	○	—	—	
中谷宅月極駐車場	木崎第三	○	—	—	
東新田内広場	東新田	○	—	—	
正念寺境内	小野	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
泉ヶ丘児童公園	泉ヶ丘	○	—	—	
関文化交流センター		○	○	○	
	泉ヶ丘(警)	○	—	—	
富士ハイツ(1組)	富士ハイツ	○	—	—	
富士ハイツ(2・3組)		○	—	—	
富士ハイツ(4・6組)		○	—	—	
富士ハイツ(5組)		○	—	—	
富士ハイツ(7組)		○	—	—	
富士ハイツ(8・9組)		○	—	—	
富士ハイツ(B②)		○	—	—	
会下公民館前	会下	○	○	○	
住友社宅前駐車場	会下住友	○	—	—	
関町北部ふれあい交流センター	会下団地	○	○	○	
富士見公民館広場	富士見	○	○	○	
あけぼの台児童公園	あけぼの台	○	—	—	
鷺山ハイツ第一公園	鷺山	○	—	—	
白木一色公民館	白木一色	○	—	○	土石流警戒区域

【加太小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
中在家遊園地(公民館)	中在家	○	○	○	
北在家公民館	北在家	○	○	○	
加太板屋集会所	板屋	○	○	○	
福蔵寺	神武	○	○	○	
梶ヶ坂公民館	梶ヶ坂	○	○	○	
市場公民館	市場	○	○	○	
向井公民館	向井	○	○	○	
加太小学校		○	—	○	グラウンド・体育館南側、特別警戒区域

3 その他の避難所

地 区 名	施 設 名	電 話 番 号
亀 山 東	北東地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 8
	本町地区コミュニティセンター	8 2 - 2 7 8 5
	第二愛護園	8 2 - 0 9 4 4
	亀山東幼稚園	8 2 - 5 0 3 7
	県立亀山高等学校	8 3 - 4 5 6 0
亀 山 中 央	亀山市文化会館	8 2 - 7 1 1 1
	亀山中学校	8 2 - 0 3 5 4
	市民協働センター	8 4 - 5 8 0 0
	亀山幼稚園	8 2 - 0 3 3 6
	亀山児童センター	8 2 - 9 4 6 0
	御幸地区コミュニティセンター	8 3 - 1 2 3 2
	城西地区コミュニティセンター	8 2 - 8 4 9 5
	第一愛護園	8 2 - 0 3 5 0
亀 山 北	総合保健福祉センター	8 4 - 3 3 1 1
	城北地区コミュニティセンター	8 2 - 8 4 9 4
亀 山 西	野村地区コミュニティセンター	8 2 - 1 4 4 9
亀 山 南	南部地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 7
	東部地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 9
	天神・和賀地区コミュニティセンター	8 2 - 8 2 0 4
	みなみ保育園	8 2 - 0 5 2 4
神 辺	神辺地区コミュニティセンター	8 2 - 1 8 1 8
	神辺保育園	8 2 - 5 8 0 7
昼 生	昼生地区コミュニティセンター	8 2 - 9 1 1 3
	昼生保育園	8 2 - 1 0 0 1
井 田 川 南	井田川地区南コミュニティセンター	8 2 - 2 0 0 4
	和田保育園	8 2 - 5 8 8 3
	勤労文化会館	8 3 - 0 0 0 7
井 田 川 北	井田川幼稚園	8 2 - 9 0 5 4
	井田川地区北コミュニティセンター	8 3 - 5 1 1 7
井田川西・川崎南	みずほ台幼稚園	8 3 - 1 9 0 0
	川崎南保育園	8 2 - 8 8 3 6
川 崎 北	川崎地区コミュニティセンター	8 5 - 0 1 0 1
野 登	野登地区コミュニティセンター	8 5 - 0 0 0 1
	石水溪キャンプ場屋内研修施設	8 5 - 2 8 0 0
白 川	白川地区南コミュニティセンター	8 2 - 3 0 0 1
	白川地区北コミュニティセンター	8 2 - 7 1 3 1
関 ・ 関 北 部	関小学校	9 6 - 0 0 5 2
	道の駅「関宿」	9 7 - 8 2 0 0
	関町北部ふれあい交流センター	9 6 - 3 1 7 1
	関文化交流センター	9 6 - 1 2 0 1
	老人福祉センター	9 6 - 1 1 8 2
	関認定こども園アスレ	9 6 - 0 1 8 1
関 南 部 ・ 坂 下	関南部地区コミュニティセンター	9 6 - 1 0 1 1
	鈴鹿馬子唄会館	9 6 - 2 0 0 1
加 太	林業総合センター	9 8 - 0 0 0 8

4 老人福祉施設

No.	施 設 の 名 称	住 所	対象者
1	特別養護老人ホーム 安全の里	住山町字大掛590番地の1	要介護3 ～ 要介護5
2	特別養護老人ホーム 華旺寿	関町坂下字下広252番地	
3	特別養護老人ホーム 野村さぼう苑	野村三丁目28番20号	
4	特別養護老人ホーム 亀寿苑	阿野田町字二本松2443番地の1	
5	特別養護老人ホーム 亀山愛の里	川合町1288番地4	
6	亀山老人保健施設	羽若町字松本645番地の14	要介護1～ 要介護5
7	わだのさと	和田町16番地1	
8	日々のさと	和田町17番地	
9	うさぎ亀山 グループホーム	川合町1119番地12	要支援2～ 要介護5
10	グループホーム あおぞら	羽若町834番地41	
11	愛の家グループホーム 亀山	川崎町字貢1586番地1	
12	グループホーム 花しょうぶ苑	本町一丁目2番12号	
13	グループホーム はなの家	関町木崎1234番地	
14	グループホーム 宝寿の郷	和田町南谷1534番地1	
15	グループホーム 小春日和	南野町12番地の13号	
16	グループホーム 白鳥	能褒野町82番地1	
17	グループホーム なごみ亀山	亀田町眞船336番地10	
18	グループホーム 安全の里	住山町590番地1	
19	養護老人ホーム 清和の里	布気町602番地	おおむね自立
20	ファミニュー亀山	川崎町1586番地の1	自 立 ～ 要介護5
21	グループリビング亀山	川崎町1578番地4	
22	れんげの里おいな苑かめやま	小下町384番地	
23	メディカルホーム 七色の街	アイリス町14番地7	
24	有料老人ホーム 天神の森	天神三丁目12番地48	
25	アスプラン亀山	川崎町4782番地	
26	うさぎ亀山 有料老人ホーム	川合町1119番地12	
27	ナーシング三重	川崎町4855番地	
28	さと和の家	布気町634番地10	
29	いちごいちえ	住山町字笹尾544番地	
30	いちごいちえ2号店	布気町477番地1	

(令和3年4月現在)

5 福祉避難所使用協定締結施設

No.	法人名	施設名
1 2	社会福祉法人 安全福祉会	安全の里
		清和の里
3	社会福祉法人 如水会	亀山愛の里
4	社会福祉法人 ケアフル亀山	亀寿苑
5	社会福祉法人 希望の里	野村きぼう苑
6	社会福祉法人 柊会	華旺寿
7	社会福祉法人 青山里会	亀山老健

6 指定避難所特設公衆（災害時優先）電話設置箇所一覧

No.	設置施設名	住所	設置年月日
1	西野公園体育館	野村町2丁目5-1	平成27年 2月18日
2	東野公園体育館	川合町1286-49	平成27年 2月18日
3	関B&G海洋センター	関町新所8	平成27年 2月18日
4	亀山東小学校体育館	本町1丁目9-9	平成27年 2月18日
5	神辺小学校体育館	太岡寺町1310	平成27年 2月18日
6	昼生小学校体育館	中庄町1450	平成27年 2月18日
7	井田川小学校体育館	みどり町52	平成27年 2月18日
8	亀山西小学校	本丸町585	平成28年 2月29日
9	白川小学校	白木町2739	平成28年 2月29日
10	亀山南小学校	天神三丁目10-25	平成28年 2月29日
11	中部中学校	田村町75	平成28年 2月29日
12	川崎小学校	能褒野町77-22	平成28年 11月10日
13	野登小学校	両尾町2124	平成28年 11月10日
14	関中学校	関町新所1863	平成28年 11月10日
15	加太小学校	加太板屋4569	平成28年 11月10日

※ 特設公衆（災害時優先）電話は、大規模災害発生時に指定避難所に設置される市内・市外への「送信専用」電話で、安否確認等の通信手段として災害時に使用ができる。なお、特設公衆電話の設置にあたっては、「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」（平成27年2月18日締結）に基づいて行う。

第4 防災行政無線及び災害対策用携帯電話

1 防災行政無線

【防災行政無線呼出名称・設置場所一覧表】（基地局・陸上移動局（携帯））

無線局の種類	呼出名称	設置場所	所管	備考
基地局	ぎょうせいかめやま	本庁防災安全課	防災安全課	
	ぎょうせい かめやま せき	関支所庁舎	地域サービス室	遠隔制御機あり
	ぎょうせい かめやましょうぼう	消防庁舎	消防指令課	リモコン制御機
陸上移動局 車載 10W	かめやま 1	公 用 車	管財課	鈴鹿 580 い 5909
	かめやま 2		都市整備課	鈴鹿 400 さ 408
	かめやま 3		下水道課	鈴鹿 400 さ 1327
	かめやま 4		産業振興課	鈴鹿 580 う 9284
	かめやま 5		上水道課	鈴鹿 300 す 5874
	かめやま 6		土木課	鈴鹿 480 う 8050
	かめやま 7		商工観光課	三重 400 せ 4125
	かめやま 9		商工観光課	鈴鹿 400 さ 1121
	かめやま 11		環境課	三重 400 せ 3748
	かめやま 14	スクールバス	教育総務課	三重 200 さ 837
	かめやま 15	公 用 車	防災安全課	三重 400 ち 7974
	かめやま 16		上水道課	鈴鹿 800 さ 364
	かめやま 13	消 防 団 車 両	第1分団	本町車庫 羽若車庫
	かめやま 31		第2分団	太岡寺車庫
	かめやま 32			布気車庫
	かめやま 33			木下車庫
	かめやま 34		第3分団	中庄車庫
	かめやま 35			三寺車庫
	かめやま 36			下庄車庫
	かめやま 37		第4分団	川崎南条車庫
	かめやま 38			田村車庫
	かめやま 39			能褒野車庫
	かめやま 62		第5分団	平尾車庫
	かめやま 40			池山車庫
	かめやま 41			辺法寺車庫
	かめやま 42		第6分団	白木車庫
	かめやま 43			松山車庫
	かめやま 44			小川車庫
	かめやま 45		第7分団	川合車庫
	かめやま 46			みどり町車庫
	かめやま 47		第8分団	天神車庫
	かめやま 48			阿野田車庫
	かめやま 61		第9分団	詰所
	かめやま 58			新所車庫
	かめやま 50			

無線局の 種 類	呼 出 名 称	設 置 場 所	所 管	備 考
陸上移動局 車載 10W	かめやま55	消 防 団 車 両	第9分団	詰所
	かめやま51		第10分団	会下車庫
	かめやま52			白木一色車庫
	かめやま53			萩原車庫
	かめやま57			木崎鳥居車庫
	かめやま54		第11分団	坂下車庫
	かめやま56		第11分団	沓掛車庫
	かめやま59		第12分団	板屋車庫
	かめやま60			市場車庫
陸上移動局 可搬 10W	かめやま ぼうたい101	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	共 通 波
陸上移動局 携 帯 5 W	かめやま ぼうたい102			
	かめやま105	加太出張所	地域サービス室	
	かめやま106	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	防災安全課運用
	かめやま107			
	かめやま108			
	かめやま109			
	かめやま110			
	かめやま111			
	かめやま112			
	かめやま113			
	かめやま114			
	かめやま115			
	かめやま116			
	かめやま117			
	かめやま118			
	かめやま119			
	かめやま201			
	かめやま208			
	かめやま209			
	かめやま214			
	かめやま215			
	かめやま216			
	かめやま217			
	かめやま218			
	かめやま219			
	かめやま220			
	かめやま228			
	かめやま229			

無線局の 種 類	呼 出 名 称	設 置 場 所	所 管	備 考
陸上移動局 携 帯 5 W	かめやま230	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	防災安全課運用
	かめやま231			
	かめやま221	消防団	団 長	分団用
	かめやま222		副団長	
	かめやま223		副団長	
	かめやま224		副団長	
	かめやま225		副団長	
	かめやま226		副団長	
	かめやま227		副団長	

2 防災行政無線同報系

1 固定系配置場所

種別	子局名	呼出名称	設 置 場 所
親 局	木崎（関支所）	こうほうかめやま	関町木崎字北野 919-1
子 局	加 太 中 在 家	こうほうかめやま 1	加太中在家字中在家 7248-1
	加 太 北 在 家	こうほうかめやま 2	加太北在家字北在家 5919-1~2
	加 太 板 屋	こうほうかめやま 3	加太板屋字裏之垣内 4622-1
	加 太 神 武	こうほうかめやま 4	加太神武字神武 4318-1
	加 太 梶 ケ 坂	こうほうかめやま 5	加太梶ヶ坂字梶ヶ坂 3733
	加 太 向 井	こうほうかめやま 6	加太向井字中村 2292
	加 太 市 場	こうほうかめやま 7	加太市場字中出 57
	加 太 金 場	こうほうかめやま 8	関町金場字金場 702-2 先
	加 太 越 川	こうほうかめやま 9	関町越川字中組 486-2
	関 町 坂 下	こうほうかめやま 10	関町坂下字下中町 96-1
	関 町 沓 掛	こうほうかめやま 11	関町沓掛字築出し 338-2
	関 町 市 瀬	こうほうかめやま 12	関町市瀬字富塚 591
	関町白木一色	こうほうかめやま 13	関町白木一色字一色 1367,1368
	関 町 鷺 山	こうほうかめやま 14	関町鷺山字南垣内 411-1
	関 町 会 下	こうほうかめやま 15	関町会下字北会下 1266-50
	関 町 木 崎 1	こうほうかめやま 16	関町富士ハイツ字古河上 998-213
	関 町 新 所 1	こうほうかめやま 17	関町新所字西町北 1676-3
	関 町 木 崎 2	こうほうかめやま 18	関町木崎字末藤 1589-1
	関 町 小 野	こうほうかめやま 19	関町小野字上門田 291
	関 町 新 所 2	こうほうかめやま 20	関町新所字観音沖 270-4
	関 町 新 所 3	こうほうかめやま 21	関町新所字権多羅 951-1
	関 町 新 所 4	こうほうかめやま 22	関町新所字宿屋 667-8
	関 町 木 崎 3	こうほうかめやま 23	関町木崎字山ヶ鼻 1846-3
	関 町 古 厩	こうほうかめやま 24	関町古厩字北畑 341-1
	関 町 萩 原	こうほうかめやま 25	関町萩原字西之澤 308-1
	関 町 新 所 5	こうほうかめやま 26	関ヶ丘字加行山 521-669
	関 町 福 徳	こうほうかめやま 27	関町福德字下垣内 143
	関 町 久 我	こうほうかめやま 28	関町久我字木保谷 347,348

3 固定系屋外拡声子局スピーカ延長箇所

子局名	設置場所
加太中在家	加太中在家字上ノ垣内 7982-2
新所 1	関町新所字権現 1445-3
新所 1	関町新所字西町南 1287-1
新所 4	関町新所字会下垣内 1080-1
新所 (木崎)	関町木崎字末藤 1599-4 先
萩原	関町萩原字浦の山 136-1

4 災害対策用携帯電話

【孤立化対策用】 *D：ドコモ S：ソフトバンク K：KDDI

番号	設置場所	所在地	区分	電話番号
1	災害対策本部(常設機)	本丸町 577	D	090-7859-5804
2	亀山市関支所	関町木崎 919-1	S	080-4381-9647
			K	090-9399-9669
3	亀山市加太出張所	加太板屋 4622-1	S	080-4381-9255
			K	090-4433-9721
4	亀山市総合保健福祉センター	羽若町 545	S	080-4381-9534
			K	080-6434-2366
5	鈴鹿馬子唄会館	関町沓掛 234	S	080-4381-9323
			K	090-4433-9720
6	安坂山町坂本自主防災会	安坂山町坂本	S	080-7353-8696
			K	090-9352-4981
7	小川自治会	小川町	S	080-7353-8680
			K	090-9339-9751
8	福德自主防災隊	関町福德	S	080-7353-8690
			K	090-4433-8967
9	久我自主防災隊	関町久我	S	080-4381-9611
			K	090-9339-9848
10	関町金場自主防災隊	関町金場	S	080-4381-9396
			K	080-6435-1244
11	越川自主防災隊	関町越川	S	080-4381-9084
			K	090-9339-9552
12	坂下自主防災隊	関町坂下	S	080-4381-9465
			K	070-2326-2387
13	沓掛自主防災隊	関町沓掛	S	080-4381-9591
			K	080-6434-0796
14	加太神武自主防災隊	加太神武	S	080-4381-9104
			K	090-9339-9499

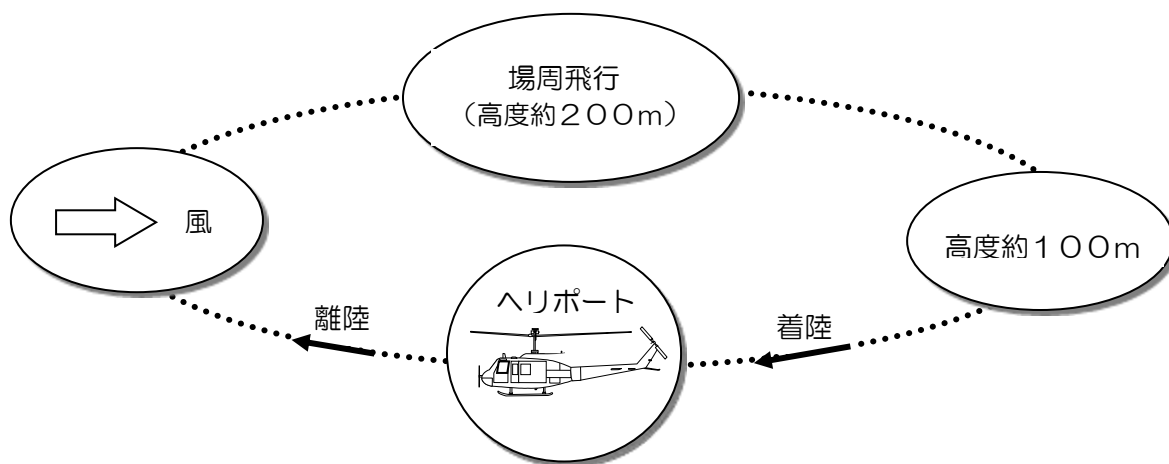
※ 2～14は1台の電話で2回線の使用が可能

第5 飛行場外離着陸場

1 県指定

指定番号	施設名称	所在地	電話番号(管理者)	対空表示
210-01	川崎小学校グラウンド	能褒野町 77-22	85-0108(学校長)	10-5
210-02	井田川小学校グラウンド	みどり町 52	82-2021(学校長)	10-7
210-03	亀山高校グラウンド	本町 1 丁目 10-1	83-4560(学校長)	0-67
210-04	西野公園市営野球場	野村 2-5-1	98-5002(健康福祉部)	
210-05	白川小学校グラウンド	白木町 2739	82-3007(学校長)	
210-06	野登小学校グラウンド	両尾町 2124	85-0009(学校長)	10-2
210-07	東野公園多目的グラウンド	川合町 1286-49	98-5002(健康福祉部)	10-8
210-08	中部中学校グラウンド	田村町 75	82-2101(学校長)	10-9
210-09	亀山中学校グラウンド	西丸町 567	82-0354(学校長)	10-13
210-10	昼生小学校グラウンド	中庄町 1405	82-1007(学校長)	10-4
210-11	亀山公園芝生広場	若山町 4-7	84-5102(建設部)	
210-12	関中学校グラウンド	関町新所 1863	96-0115(学校長)	23-2
210-13	関小学校グラウンド	関町木崎 1416	96-0052(学校長)	23-1
210-14	加太小学校グラウンド	加太板屋 4569	98-0031(学校長)	23-3
210-15	関総合スポーツ公園多目的グラウンド	関町新所 8	98-5002(健康福祉部)	
210-16	鈴鹿川河川敷グラウンド	関町木崎	84-5102(建設部)	
210-17	西野公園北第2駐車場	野村 2-5-1	84-5102(建設部)	
210-18	亀山南小学校	天神3丁目 0-25	82-9115(学校長)	10-3
210-19	神辺小学校	太岡寺町 1310	82-1819(学校長)	
210-20	亀山消防署北東分署駐車場	長明寺町笠松 842-1	82-0244(消防長)	

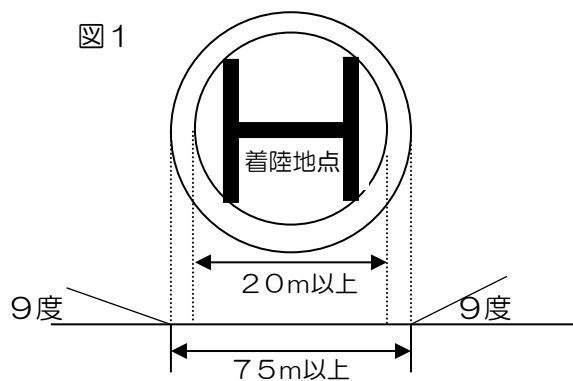
(ヘリポートの設定基準)



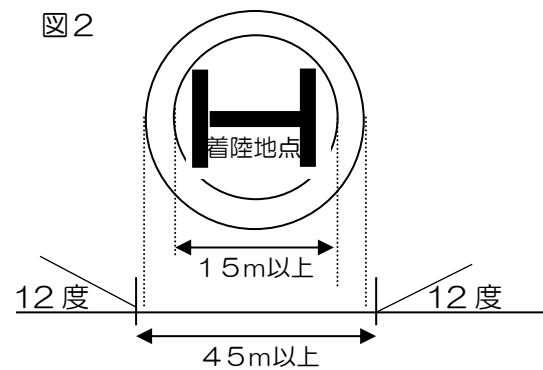
2 ヘリポートの設定上の留意事項

- 1 ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。
- 2 ヘリコプターは、風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- 3 地面は堅固で、傾斜9度以内であること。
- 4 四面に仰角9度（自衛隊OH-6の場合は12°）以上の障害物がないこと。また離陸に要する地積は（図1・図2・図3）に示すとおり。
- 5 風の方角が分かるようヘリポートの近くに吹き流し又は旗を立てること。
吹き流しの標準寸法は、下図の通りであるが、できなければ小さいものでも良い。（図4）
- 6 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図5）
- 7 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- 8 大型車両等が進入できること。
- 9 林野火災対策に使用する場合、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。

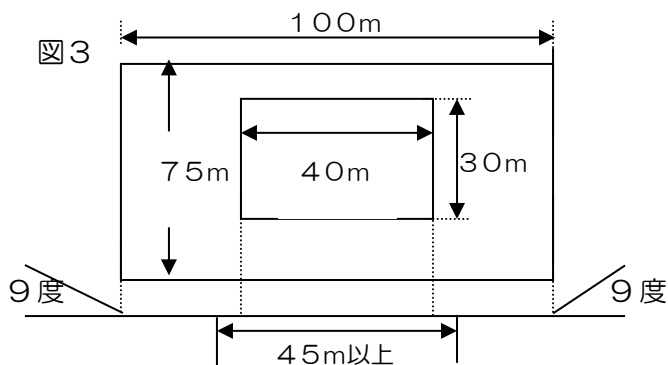
【中型機（UH-1）の場合】



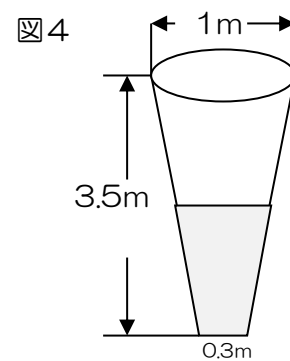
【小型機（OH-6）の場合】



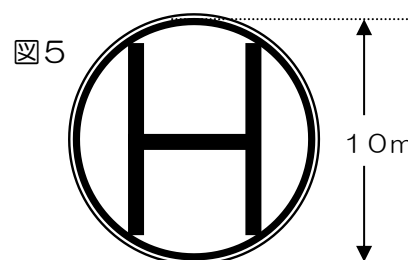
【大型機（CH-47）の場合】



【吹き流し】



地上表示



第6 災害対策用車両

1 市保有車両

※令和5年2月1日現在

凡例：（放送設備を保有）

No.	車 両	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
1	軽 乗 用	鈴鹿580 か 19	タウンボックス		下 水 道 管 理 G
2		鈴鹿580 か 360	バモス		まちなみ文化財G
3		鈴鹿580 け 374	ダイハツ エッセ		人権・ダ イ バ ー シ ョ ン G
4		鈴鹿580 か 510	e kワゴン		訪問看護ステーション
5		鈴鹿580 そ 836	ダイハツ ムーヴ		契 約 管 財 G
6		鈴鹿580 そ 837	ダイハツ ムーヴ		契 約 管 財 G
7		鈴鹿580 か 994	タウンボックス		健 康 づ く り G
8		鈴鹿580 く 1002	スズキ エヴリ		子 ど も 支 援 G
9		鈴鹿580 か 1304	e kワゴン		商 工 業 振 興 G
10		鈴鹿580 す 2196	スズキ ワゴンR		訪問看護ステーション
11		鈴鹿580 え 2321	ムーヴ		母 子 保 健 G
12		鈴鹿580 す 2372	スズキアルト		訪問看護ステーション
13		鈴鹿580 き 2403	e kワゴン		教 育 研 究 G
14		鈴鹿580 え 2502	タント		社 会 教 育 G
15		鈴鹿580 え 2503	タント(4WD)		市 民 税 G
16		鈴鹿580 き 2653	アトレーワゴン		廃 棄 物 対 策 G
17		鈴鹿580 こ 2666	三菱タウンBOX		道 路 保 全 G
18		鈴鹿580 か 3574	スズキパレット		資 産 税 G
19		鈴鹿580 け 3627	デイズ ルークス		高 齢 者 支 援 G
20		鈴鹿580 け 3635	e kスペース		母 子 保 健 G
21		鈴鹿580 え 4192	バモス		生物多様性・獣害対策室G
22		鈴鹿580 う 4828	スバルステラ		健 康 づ く り G
23		鈴鹿580 う 4828	スバルステラ		国民健康保険G
24		鈴鹿580 た 5232	ニッサンサクラ		契 約 管 財 G
25		鈴鹿580 う 5519	ダイハツデリカD		農 林 施 設 G
26		鈴鹿580 い 5909	ダイハツタント		農 林 政 策 G
27		鈴鹿580 あ 6190	ステラ		建 築 開 発 G
28		鈴鹿580 あ 6191	ステラ		病 院 総 務 課
29		鈴鹿580 あ 6192	ステラ		保育サポートG
30		鈴鹿580 う 6205	バモス		道 路 整 備 G
31		鈴鹿580 う 6360	ダイハツタント		防 災 安 全 G
32		鈴鹿580 あ 6419	バモス		道 路 整 備 G
33		鈴鹿580 き 6550	ミラ イース		母 子 健 康 G
34		鈴鹿580 い 6796	スズキブリリオン		歴 史 博 物 館
35		鈴鹿580 い 6797	スズキブリリオン		図 書 館
36		鈴鹿580 か 6819	タント		病 院 総 務 課
37		鈴鹿580 せ 7793	ダイハツタント		下 水 道 管 理 G
38		鈴鹿580 す 8537	スズキアルト		社 会 教 育 G
39		鈴鹿580 う 9283	ステーションワゴン		管 理 G
40		鈴鹿580 う 9284	スズキエヴリィ		農 林 政 策 G
41		鈴鹿580 え 9400	タウンボックス		道 路 保 全 G
42		鈴鹿580 す 9540	ダイハツムーヴ		保育サポートG
43		鈴鹿580 す 9541	ダイハツムーヴ		高 齢 者 支 援 G
44		鈴鹿580 さ 9665	ミライース		福 祉 総 務 課
45		鈴鹿 580 ち 3193	サクラ		地 域 サ - ビ ス 室
46		鈴鹿580 さ 9666	ムーヴ		社 会 教 育 G
47	軽 貨 物	鈴鹿480 あ 7281	キャブオーバー		地 域 サ - ビ ス 室

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
48	軽 貨 物	鈴鹿480 う 7733	キャリィ		農 林 施 設 G
49		鈴鹿480 い 7746	双 門 貨 車		病 院 総 務 課
50		鈴鹿480 あ 7770	スズキキャリィ		契 約 管 財 G
51		鈴鹿480 う 8024	エブリィ		下 水 道 管 理 G
52		三重480 う 8047	ハイゼットカーゴ	FM	上 水 道 管 理 G
53		三重480 う 8048	ハイゼットカーゴ	FM	上 水 道 管 理 G
54		鈴鹿480 う 8050	ハイゼットカーゴ	かめやま6	道 路 保 全 G
55		鈴鹿480 う 8844	ハイゼットカーゴ		社 会 教 育 G
57		三重480 う 8969	ミニキャブバン		文 化 創 造 G
58		鈴鹿480 う 9060	ダイハツ		上 水 道 管 理 G
59		三重 42 え 1910	ハイゼット		住 ま い 推 進 G
60		三重 42 え 1911	ハイゼット		歴 史 博 物 館
61		鈴鹿480 あ 1912	キャリィ		地 域 サ ー ビ ス 室
62		鈴鹿480 あ 1960	キャリィ		廃 棄 物 対 策 G
63		鈴鹿480 え 2246	キャリィ		道 路 保 全 G
64		鈴鹿480 う 6034	キャリィトラック		上 水 道 管 理 G
65		三重480 う 5840	サンバー		社 会 教 育 G
66		鈴鹿480 う 9769	ダイハツバン		上 水 道 管 理 G
67		三重480 え 2286	ミニキャブトラック		地 域 振 興 会
68		鈴鹿400 う 5118	ダイハツバン		上 水 道 管 理 G
69		鈴鹿480 あ 5489	ハイゼットトラック		地 域 振 興 会
70		鈴鹿480 い 2484	ミニキャブ		地 域 サ ー ビ ス 室
71		鈴鹿480 え 2386	ハイゼットカーゴ		下 水 道 管 理 G
72	小 乗 用	鈴鹿500 せ 1113	インサイト		法 務 統 計 G
73		鈴鹿500 て 2433	日産セレナ		契 約 管 財 G
74		鈴鹿500 せ 2961	インサイト		福 祉 総 務 G
75		鈴鹿500 せ 2962	インサイト		地 域 ま ち づ くり G
76		鈴鹿500 せ 2963	インサイト		契 約 管 財 G
77		鈴鹿500 つ 3186	エスクァイア		議 事 調 査 G
78		鈴鹿500 つ 4274	フィット		契 約 管 財 G
79		鈴鹿500 そ 9104	サカド・デ・ジョーゴ		土 地 開 発 公 社 (用 地)
80		鈴鹿500 せ 7196	エアウェイブ		教 育 研 究 G
81		鈴鹿500 さ 7959	ステップワゴン		契 約 管 財 G
82		鈴鹿500 ち 8251	フリード		契 約 管 財 G
83		鈴鹿500 つ 6496	トヨタノア		社 会 福 祉 協 議 会
84	小 貨 物	鈴鹿400 さ 408	パートナー	かめやま2	都 市 計 画 G
88		鈴鹿400 さ 409	パートナー	かめやま8	環 境 創 造 G
89		三重400 そ 485	ADバン		契 約 管 財 G
91		鈴鹿400 さ 8248	いすゞ		上 水 道 管 理 G
92		鈴鹿400 さ 1120	ADエクスパート		広 報 G
93		鈴鹿400 さ 1121	ADエクスパート	かめやま9	地 域 サ ー ビ ス 室
94		鈴鹿400 さ 1327	ADバン	かめやま3	下 水 道 管 理 G
95		鈴鹿400 さ 1786	いすゞエルフ		廃 棄 物 対 策 G
96		鈴鹿400 さ 3037	ファミリア		教 育 総 務 G
97		三重400 せ 3748	カロラバン	かめやま11	廃 棄 物 対 策 G
98		三重400 さ 3986	ADバン		廃 棄 物 対 策 G
99		三重400 せ 4125	ADバン	かめやま7 庫	福 祉 総 務 G
100		三重 46 ふ 4510	三菱ダンプ		廃 棄 物 対 策 G

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
101	小貨 型物	三重400 ち 7974	サクシード	かめやま 15 車	防 災 安 全 G
102		三重400 さ 8157	ADバン		契 約 管 財 G
103		三重400 そ 9968	ハイラックス		観 光 ・ 地 域 プ ラ ン ド
104		鈴鹿400 さ 7694	トヨタダイナ		社 会 振 興 会
105		三重 46 そ 6137	エルフ		廃 棄 物 対 策 G
106	普 乗 通 用	鈴鹿300 せ 17	プリウス		教 育 総 務 G
107		鈴鹿300 ち 2183	エスティマハイブリット		契 約 管 財 G
108		鈴鹿300 せ 3566	プリウス		病 院 総 務 課
109		鈴鹿300 と 5578	クラウン		秘 書 G
110		鈴鹿300 す 5874	クロスロード	かめやま5	上 水 道 管 理 G
111		鈴鹿300 す 6708	ハイエース		議 事 調 査 G
113	普 乗 通 合	鈴鹿300 つ 8206	ニッサンリーフ		契 約 管 財 G
114		鈴鹿200 さ 22	コースターR		契 約 管 財 G
115		鈴鹿200 さ 24	コースター		教 育 総 務 G
116	普 乗 通 合	三重200 さ 837	コースター	かめやま 14	教 育 総 務 G
117		三重200 か 995	日産(さわやか号)34人		政 策 調 整 G
118	普 貨 通 物	鈴鹿100 さ 1048	日野デュトロ		教 育 総 務 G
119		三重 11 な 2520	ファイター		廃 棄 物 対 策 G
120		三重100 す 3189	フォワード		廃 棄 物 対 策 G
121		三重100 さ 5676	コンドル		廃 棄 物 対 策 G
122	普 特 通 殊	三重800 さ 271	いすゞエルフ		道 路 保 全 G
123		鈴鹿800 さ 364	いすゞ		上 水 道 管 理 G
124		鈴鹿800 さ 1297	いすゞ塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
125		鈴鹿800 さ 1552	いすゞ塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
126		三重800 さ 8577	ファイター塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
127		鈴鹿800 さ 1644	トヨタ		社 会 福 祉 協 議 会
128	軽 乗 用	鈴鹿580 え 2726	アトレーワゴン		消 防 本 部
129	軽 貨 物	鈴鹿480 あ 2750	スバルサンバー		消 防 本 部
130	普 乗 通 種	鈴鹿300 さ 1513	ヴェロッサ		消防本部 (消防長車)
131		鈴鹿800 は 61	いすゞ		消防本部 (化学車)
132		鈴鹿830 す 119	日野デュトロ	㊦	消防本部 (ポンプ車)
133		鈴鹿830 さ 119	ハイメディック	㊦	消防本部 (救急車)
134		鈴鹿800 は 165	日野(鈴鹿・亀山共有)		消防本部(はしご車)
135		鈴鹿800 さ 631	トヨタノア	㊦	消防本部 (広報車)
136		鈴鹿800 さ 871	日野	㊦	消防本部 (ポンプ車)
137		三重800 す 1393	キャラバン	㊦	消防本部 (広報車)
138		鈴鹿830 さ 2012	ハイエース	㊦	消防本部 (指揮車)
139		三重830 さ 2014	ハイメディック		消防本部 (救急車)
140		三重830 す 2014	ハイメディック		消防本部 (救急車)
141		鈴鹿830 せ 2015	いすゞ	㊦	消防本部 (資機材搬送車)
142		鈴鹿830 す 2015	日 野		消防本部 (水槽車)
143		鈴鹿830 さ 2017	日 野	㊦	消防本部 (救助工作車)
144		鈴鹿830 す 2019	日野デュトロ	㊦	消防本部 (ポンプ車)
145		鈴鹿830 す 2021	ハラメディック		消防本部 (救急車)
146		鈴鹿830 さ 2022	日 野		消防本部(ポンプ車)
147	普 乗	鈴鹿500 ち 5731	バネットワゴン	㊦	消防団本部
148	普 特 通 種	三重800 さ 1650	トヨタダイナ	㊦	消防団本部
149		三重830 さ 401	トヨタダイナ	亀山 7 車	消防団①本町
150		三重800 さ 5782	トヨエース	亀山 31 車	消防団①羽若

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
151	軽 特 種	鈴鹿883 あ 3001	アトレー	亀山 32 枚	消防団②太岡寺
152	普 特	鈴鹿800 さ 398	日産アトラス	亀山 33 枚	消防団②布気
153	軽 特 種	三重 80 あ 2125	アクティ	亀山 34 枚	消防団②木下
154	普 特	鈴鹿800 さ 713	日産アトラス	亀山 35 枚	消防団③中庄
155	軽 特 種	三重 80 あ 1584	アクティ	亀山 36 枚	消防団③三寺
156	普 特	鈴鹿883 あ 2602	ハイゼット	亀山 37 枚	消防団③下庄
157	軽 特 種	鈴鹿830 す 301	トヨタダイナ	亀山 38 枚	消防団④川崎
158	普 特	鈴鹿883 あ 2901	ハイゼット	亀山 39 枚	消防団④田村
159		鈴鹿830 さ 2701	日産アトラス	亀山 40 枚	消防団⑤平尾
160	軽 特 種	鈴鹿880 あ 101	スバルサンバー	亀山 41 枚	消防団⑤池山
161		鈴鹿883 あ 101	ダイハツ デュッパッ		消防団⑤辺法寺
162	普 特	鈴鹿830 さ 2801	日産アトラス	亀山 43 枚	消防団⑥白木
163	軽 特 種	鈴鹿880 あ 122	ハイゼット	亀山 44 枚	消防団⑥松山
164	軽 特 種	三重 80 あ 1810	アクティ	亀山 45 枚	消防団⑥小川
165		鈴鹿883 あ 501	ダイハツ		消防団⑥小川
166	普 通 特 種	鈴鹿800 さ 847	日産アトラス	亀山 46 枚	消防団⑦川合
167		三重830 さ 302	トヨタダイナ	亀山 47 枚	消防団⑦みどり
168		鈴鹿830 さ 2603	日産アトラス	亀山 48 枚	消防団⑧天神
169		鈴鹿800 さ 953	日野デュトロ	亀山 49 枚	消防団⑨詰所(ポンプ車)
170		鈴鹿800 さ 195	トヨエース	亀山 50 枚	消防団⑨新所
171		鈴鹿830 さ 2902	日産アトラス	亀山 51 枚	消防団⑩会下
172		三重 88 ほ 5271	日産アトラス	亀山 52 枚	消防団⑩白木一色
173		鈴鹿883 あ 502	ダイハツ		消防団⑩白木一色
174		鈴鹿800 さ 848	日産アトラス	亀山 53 枚	消防団⑩萩原
175		鈴鹿830 さ 2802	日産アトラス	亀山 54 枚	消防団⑪坂下
176		鈴鹿800 さ 89	トヨタダイナ	亀山 55 枚	消防団⑨詰所
177		鈴鹿830 さ 2702	日産アトラス	亀山 57 枚	消防団⑩鳥居
178		鈴鹿800 さ 519	日産アトラス	亀山 58 枚	消防団⑪詰所
179		鈴鹿800 さ 344	トヨタダイナ	亀山 59 枚	消防団⑫板屋
180		鈴鹿800 さ 939	日産アトラス	亀山 60 枚	消防団⑫市場
181		三重800 す 2196	トヨエース	亀山 61 枚	消防団⑧阿野田
182	軽 特 種	鈴鹿880 あ 82	ハイゼット	亀山 62 枚	消防団④能褒野
183	普 特 種	鈴鹿883 あ 2601	ハイゼット		消防団女性分団

2 消防関係車両

【亀山消防本部】

種 別	定 員 (人)	所 属	保有台数 (台)
消防長車	5	消防総務課	1
広報車	8		1
事務連絡車	4		1
軽貨物車	2		1
化学消防ポンプ自動車	6	消 防 署	1
消防ポンプ自動車	5		4
小型動力ポンプ付水槽車	2		1
救助工作車	6		1
指揮支援車	5		1
高規格救急車	7		4
広報車	7		1

資機材搬送車	3		1
連絡車	8	消 防 団	1
消防ポンプ自動車	5		1
小型動力ポンプ付積載車	5		2 2
山林火災用軽四輪車	4		2

第7 災害時応援協定

1 国の機関

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における「道の駅」関連施設使用に関する協定	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	平成21年 5月18日
2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年 6月 1日

2 県の機関

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	三重県水道災害広域応援協定	三重県・市町、水道用水供給事業者	平成 9年10月21日
2	三重県市町村災害時応援協定	三重県・市長会、町村長会	平成12年 9月 1日
3	三重県市町等災害等廃棄物処理応援協定書	三重県・市町、広域連合	平成16年10月29日
4	三重県内消防相互応援協定	三重県・市町、県内消防組合	平成19年 3月 1日
5	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	三重県警察本部亀山警察署	平成24年 8月13日
6	主要地方道津関線「津関 JR アンダーパス(通称)の道路冠水時の通行止め措置に関する申し合わせ	三重県鈴鹿建設事務所	平成25年 6月12日
7	Liアラート(公共情報 commons)の運用に係る覚書	三重県	平成27年 5月11日
8	三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	三重県・市町等	令和 3年 4月 1日
9	三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定	三重県	令和 5年 3月24日

3 市町等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	東京都品川区・大田区、横浜市大磯町、小田原市、箱根町、函南町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井市、豊明市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、甲賀市、湖南市、草津市、大津市	平成28年 4月 1日
2	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	甲府市、玉野市、大津市、刈谷市、日向市、大和郡山市、高砂市、行橋市、苅田町、八幡市、可児市、四国中央市、野洲市、益田市、亀山市、柳井市、磐田市、橋本市、香南市、神崎市	平成25年 6月 3日
3	藩主交代の歴史を共有するまち災害時相互応援に関する協定	岡山県高梁市	平成24年 4月17日
4	災害時相互応援に関する協定	青森県五所川原市	平成24年 7月10日
5	中部歴史まちづくりに関する合意書	岐阜県高山市ほか16市町	令和 4年 4月 1日
6	袋井市原子力災害広域避難に関する協定・災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	令和 3年 3月25日

4 各種団体等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における医療救護に関する協定	一般社団法人亀山医師会	平成28年12月15日
2	災害時における歯科医療救護に関する協定	一般社団法人亀山歯科医師会	平成28年12月15日
3	災害時における医療救護に関する協定	一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会	平成28年12月15日
4	災害発生時における亀山市と亀山市内郵便局の協力に関する協定	亀山・川崎郵便局	平成29年11月10日
5	災害発生時における燃料の供給協力に関する協定	三重県石油業協同組合亀山支部	平成21年 1月27日
6	災害発生時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	三重県亀山市LPガス協議会	平成25年 9月19日
7	災害発生時における緊急協力に関する協定	一般社団法人 三重県建設業協会亀山支部	平成21年 1月30日
8	災害時における緊急協力に関する協定	亀山水道事業協同組合	平成21年 4月 9日
9	災害時における緊急協力に関する協定	三重県電気工事業組合鈴鹿支部	平成28年 8月26日
10	災害時における看護応援活動に関する協定	公益社団法人三重県看護協会	平成21年10月 5日
11	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	平成21年 5月 1日
12	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会四日市事業所	平成23年 7月 1日
13	避難所広告付電柱看板に関する協定	中電興業(株)四日市営業所 テルウエル西日本(株)東海支店	平成23年11月 1日
14	災害時における葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合 (株)きくや・ライフプラン(株)	平成25年11月13日
15	災害時における葬祭業務に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	平成26年 7月14日
16	災害時の遺体搬送に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	平成26年 7月15日
17	森林災害復旧支援に関する協定	三重県森林土木建設協会	平成26年 1月21日
18	防災及び災害時における支援に関する協定	公益社団法人三重県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	平成26年 2月 7日
19	災害時における情報収集等の協力に関する協定	災害ボランティアネットワーク 亀山・亀山市職員アマチュア無線クラブ	平成26年7月27日
20	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 三重支店	平成27年 2月18日
21	災害発生時における協力体制に関する協定	三重県行政書士会	平成27年 3月19日
22	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人 三重県獣医師会鈴鹿支部	平成27年 8月 7日

23	地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定	一般社団法人 三重県建築士事務所協会	平成27年11月18日
24	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 鈴鹿営業所 西日本電信電話(株)三重支店 東邦ガス(株)	平成22年12月1日 一部変更 令和2年9月16日
25	災害発生時における緊急復旧に関する協定書	三重県建設労働組合亀山支部	平成29年7月31日
26	災害時における被災者支援活動に関する協定	三重県司法書士会	平成29年11月28日
27	災害時にける緊急物資輸送等に関する協定	三重県トラック協会鈴鹿支部	令和2年7月2日
28	災害時における支援協力に関する協定	亀山・津・津中央・久居・津西ライオンズクラブ	令和3年6月17日
29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和3年10月2日
30	災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 鈴鹿営業所	令和4年7月27日
31	災害時の協力に関する協定書	三重県農業共済組合	令和6年10月7日

5 各種企業等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における復旧機材のレンタルに関する協定	株式会社キナン亀山営業所	平成21年1月28日
2	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	マツオカ建機株式会社	平成21年1月30日
3	災害時における廃棄物処理に関する応援協定	吉田工業株式会社	平成29年6月22日
4	災害に係る情報発信等の協定	Yahoo 株式会社	令和3年6月10日
5	亀山市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社 名古屋支店	令和4年5月25日
6	災害時の支援協力に関する協定	株式会社豊田自動織機	令和4年8月22日
7	災害時における物資の供給に関する協定	林建材株式会社	令和4年9月28日
8	亀山市と中北薬品株式会社との包括連携に関する協定	中北薬品株式会社	令和5年2月8日
9	災害時における支援・協力に関する協定	イオンビック(株) (株)ジーアイビー	令和5年4月10日

6 生活必需品等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	スーパーサンシ株式会社	平成21年1月27日
2	災害時における応急生活物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成21年1月30日
3	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	マックスバリュ東海(株)	平成21年2月5日

4	災害時に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人 日本非常食推進機構	平成25年 9月13日
5	亀山市と中北薬品との包括連携に関する協定	中北薬品株式会社四日市支店	令和 5年 2月 8日
6	災害時における飲用水供給に関する協定	石井燃商株式会社 株式会社 ウォーターネット三栄	令和 6年2月 8日

7 避難所開設

No.	協 定 の 名 称	協 定 先	協 定 締 結 日
1	災害発生時における避難所開設に関する協定	ローモンドカントリー倶楽部 ライオンズゴルフ倶楽部 亀山ゴルフクラブ タートルエースゴルフ倶楽部	平成16年 4月 1日
2	災害時における畳の提供等に関する協定書	「5日で5000枚の約束」 プロジェクト実行委員会	平成28年 3月29日
3	災害時における避難所用資機材の供給に関する協定	(株)タカオカ	令和 2年 7月16日
4	災害時における避難所用資機材の供給に関する協定	(株)ユーパック	令和 2年 9月 6日

8 福祉避難所開設

No.	協 定 の 名 称	協 定 先	協 定 締 結 日
1	災害時要援護者の福祉避難所に関する協定書	社会福祉法人 安全福祉会 社会福祉法人 如水会 社会福祉法人 ケアフル亀山 社会福祉法人 希望の里 社会福祉法人 柊会 社会福祉法人 青山里会	平成27年 7月 1日

第8 関係法令等

1 亀山市防災会議条例（平成17年亀山市 条例第21号）

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、亀山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亀山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（組 織）

第3条 防災会議は、会長及び委員28人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 三重県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 病院事業管理者
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認め委嘱する者

（任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会 長）

第5条 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の関する調査が終了したときまでとする。

（庶 務）

第7条 防災会議の庶務は、防災安全課において処理する。

(雑 則)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第184号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第29号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第28号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年12月28日条例第36号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第39号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(亀山市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の亀山市防災会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年12月27日条例第21号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 亀山市災害対策本部条例（平成17年亀山市条例第22号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、亀山市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所管の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（対策部及び班）

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に対策部及び班を置くことができる。

2 対策部及び班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 対策部に対策部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 対策部長は、対策部の事務を掌理する。

5 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

6 班長は、班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

平成29年 6月 1日告示第116号
 改正 平成30年 3月30日告示第 67号
 平成30年11月29日告示第137号
 令和 2年12月28日告示第210号
 令和 3年10月27日告示第188号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10の規定に基づく避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成、法第49条の11の規定に基づく名簿情報の利用及び提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成)

第2条 市長は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る名簿を作成するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに該当する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害又は免疫機能障害のみで交付を受けた者を除く。
- (3) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年4月1日施行）第7条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がA1又はA2に該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、自ら名簿への登録を希望する者であって、特に支援が必要であると市長が認めるもの

2 前項第5号の登録を希望する者は、避難行動要支援者名簿登録申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、名簿に登録したときは、避難行動要支援者名簿登録済通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

4 市長は、市が所有する情報、関係機関から収集した情報及び提出された避難行動要支援者名簿登録申請書に記載された情報を用いて名簿を作成するものとする。

(名簿の更新及び回収)

第3条 市長は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、おおむね1年ごとに名簿を更新し、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。この場合において、更新前の名簿は回収し、溶解又は裁断により適正に処分するものとする。

(名簿の利用及び提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、次に掲げる避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」

という。) に対し、本人の同意が得られた場合に限り、名簿情報を提供するものとする。

- (1) 法第49条の11第2項の規定により名簿情報を提供する者
 - (2) 法第49条の7第1項の規定により指定する指定避難所の代表者
 - (3) 児童福祉法第(昭和22年法律第164)16条第3項の規定により指名された主任児童委員
 - (4) 亀山市地域まちづくり協議会条例(平成28年亀山市条例第5号)に基づく地域まちづくり協議会
 - (5) 自治会
- 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)においては、避難支援者に対し、法第49条の11第3項の規定により、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、名簿情報の取扱いに関する責務について、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援者の同意を得るものとする。
- 4 第1項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援者(以下「名簿情報利用者」という。)は、当該名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。
- (1) 防災訓練及び避難訓練を行うこと。
 - (2) 避難支援に関する個別避難計画の作成及び整備に関すること。
 - (3) その他避難行動要支援者の避難支援等に関すること。
- 5 名簿情報利用者は、名簿を適正に保管し、紛失、棄損等をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(令3告示188・一部改正)

(利用の制限)

第5条 名簿情報利用者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を利用してはならない。

(秘密の保持)

第6条 名簿情報利用者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(実施主体等)

第7条 名簿に係る事務は、健康福祉部及び防災安全課が共同して行うものとする。

2 健康福祉部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 平常時(災害発生時でない場合をいう。以下同じ。)における名簿の作成及び更新並びに更新前の名簿の回収及び処分に関すること。
- (2) 災害発生時における避難所での名簿の提供及び回収に関すること。

3 防災安全課は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 平常時における防災及び避難の訓練及び指導への名簿の利用に関すること。
- (2) 災害発生時における全体的な名簿の活用調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、名簿に係る事務の総合的な運営及び調整に関すること。

4 名簿は、健康福祉部及び防災安全課が文書により保管し、及び電子データにより保有するものとする。

5 市長は、名簿を適正に管理するため、管理責任者を置き、健康福祉部長及び危機管理監をもってこれに充てる。

(平30告示67・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱の廃止)
- 2 亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱（平成27年亀山市告示第76号）は、
廃止する。

附 則（平成30年3月30日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日告示第137号）

この告示は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第210号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年10月27日告示第188号）

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第2条関係）
（令3告示188・全改）

避難行動要支援者名簿登録申請書

年 月 日

亀 山 市 長

申 請 者 住所
氏 名

※ 署名しない場合は、記名、押印してください。

私は、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第2条第2項の規定により、次のとおり登録を申請します。

【名簿に登録する者】

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名			
住 所 又 は 居 所	亀 山 市		
電 話 番 号 又 は 連 絡 先			
避難支援等を必要とする事由			
加入している自治会	加 入 ・ 未加入	自治会名 (加入の場合)	自治会
地域まちづくり協議会	協議会		
指 定 避 難 所			
担当地区民生委員			

※ 申請者が、名簿に登録する者以外の者である場合は、次の代理人選任届（委任状）が必要となります。

代理人選任届（委任状）		年 月 日
亀 山 市 長 様		
私は、申請者に本申請の権限を委任します。		
住 所 氏 名		
※ 署名しない場合は、記名、押印してください。		

4 亀山市罹災証明書交付要綱

令和7年1月14日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づく罹(り)災証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「災害」とは、法第2条第1号に規定する災害（火災による被害を除く。）をいう。

(罹災証明書の交付対象)

第3条 罹災証明書の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する家屋で災害により被害が生じたものとする。

(1) 住家（市内に存するものに限る。）

(2) 前号に掲げる家屋以外のものであって、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋

(罹災証明書の交付対象者)

第4条 罹災証明書の交付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 前条各号に掲げる家屋の所有者

(2) 前条第1号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ当該家屋の所有者の承諾を得ているもの

(罹災証明書の交付申請等)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書（様式第1号）に災害による被害を受けた状況が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付を要しないものとする。

2 前項の規定による罹災証明申請書の提出（以下「申請」という。）は、罹災した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 大規模の災害により罹災物件が多数発生した場合

(2) 期限を経過したことについて理由書の提出があり、かつ、市長がやむを得ない理由があると認めた場合

(罹災証明書の交付)

第6条 市長は、申請があったときは、その内容について調査し、申請に係る被害が災害によるものと認められるときは、罹災証明書（様式第2号）を申請者に交付す

る。

(罹災証明書の効力)

第7条 前条の規定により交付する罹災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(手数料)

第8条 罹災証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関

罹 災 証 明 申 請 書

亀山市長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☐ 浸水被害 （ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害（以下に記入）
-------	--

写真による 被害区分の 判定（※）	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない
-------------------------	--

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

様式第2号（第6条関係）

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

亀山市長



5 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年1月11日

条例第85号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(第10条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平23条例26・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害による死亡者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) その災害による死亡がその死亡者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円

- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。
- (保証人及び利率)
- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
- (平31条例11・一部改正)
- (償還等)
- 第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
- (平31条例11・令元条例13・一部改正)
- (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年亀山市条例第26号)又は関町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年関町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則(平成23年9月30日条例第26号)
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。
- 附 則(平成31年3月29日条例第11号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 亀山市罹災者見舞金支給要綱

平成17年1月11日

告示第 10号

改正 平成26年3月28日告示第 55号

令和 4年5月24日告示第135号

(目的)

第1条 この告示は、市内において災害により死亡した市民の遺族に弔慰金の支給を行い、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に傷病見舞金の支給を行い、又は財産に被害を受けた市民に罹災見舞金の支給を行うことにより、罹災者の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、風水害、地震、火災等をいう。

2 この告示において「遺族」とは、同居の親族(同居の親族がいない場合は、葬儀喪主)をいう。

3 この告示において「財産に被害を受けた場合」とは、災害により現に居住する住居が倒壊し、又は焼失したことをいい、浸水にあつては、おおむね床上浸水をいう。

(弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が災害により死亡した場合は、その遺族に対し10万円の弔慰金の支給を行う。ただし、次条による傷病見舞金の交付後1月以内にその原因により死亡した場合は、差額を弔慰金として支給する。

(平26告示第55号・一部改正)

(傷病見舞金の支給)

第4条 市は、市民が災害により入院治療を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合は、当該市民に対し2万円の傷病見舞金を支給する。

(罹災見舞金の支給)

第5条 市は、市民が災害により財産の被害を受けた場合は、その世帯について次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる金額を罹災見舞金として支給する。

(1) 住居の全部を失ったとき。 100,000円

(2) 住居の半分以上を失ったとき。 50,000円

(3) 住居が床上浸水の被害を受けたとき。 20,000円

2 前各号により難い場合は、被害の程度に応じ市長がこれを超えない範囲で決める。

(平成26年告示55・一部改正)

(被害の認定)

第6条 前条第1項各号の被害の認定は、市長又は消防長が行うものとする。

(令4告示135・一部改正)

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令4告示135・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の亀山市罹災者見舞金等取扱要綱(昭和46年10月1日施行)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月28日告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この告示の施行の日以降に生じた災害（以下「災害」という。）により死亡した市民に対する弔慰金又は災害により財産に被害を受けた市民に係る災害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和4年5月24日告示第135号）

第9 県等が行う業務・指定公共機関等応急対策

1 県等が行う業務

1 三重県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 三重県警察（亀山警察署）

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出・救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

3 指定地方行政機関

(1) 財務省東海財務局（津財務事務所）

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整

- オ 金融上の諸措置
- (2) 農林水産省東海農政局
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資機材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (3) 国土交通省中部地方整備局（三重河川国道・北勢国道事務所）
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - (ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有
 - イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施
 - ウ 応急復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - (エ) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (キ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

- (ク) 所管施設の緊急点検の実施
- (ケ) 情報の収集及び連絡
- (コ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (サ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
- (4) 東京管区气象台（津地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 4 防衛省自衛隊
 - (1) 要請に基づく災害派遣
 - (2) 関係機関との防災訓練に協力参加
- 5 指定公共機関
 - (1) 西日本電信電話株式会社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先的利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (イ) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
 - (2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - カ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
 - (3) K D D I 株式会社中部支社
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
 - (4) ソフトバンクモバイル株式会社
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (5) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備
 - イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - ウ 救援物資の配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (6) 日本放送協会津放送局
 - ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
 - イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
 - ウ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中日本高速道路株式会社(桑名保全・サービスセンター、津保全・サービスセンター)東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (8) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言発令時の情報伝達
 - イ 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
 - ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
 - イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
 - ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代替輸送
 - エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
 - オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
 - カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- (10) 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所
 - ア 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - イ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
 - ウ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - エ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - オ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

- (11) 日本郵便株式会社（亀山市内の郵便局）
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災者に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- (12) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 所管する国立病院機構の病院において、医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
 - イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 公益社団法人三重県医師会
 - ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
 - (2) 三重テレビ放送株式会社
 - 日本放送協会津放送局に準ずる。
 - (3) 三重エフエム放送株式会社
 - 日本放送協会津放送局に準ずる。
 - (4) 三重交通株式会社
 - ア 災害応急活動のための車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により、線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
 - (5) 一般社団法人三重県トラック協会
 - 災害応急活動のための車両借上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
 - (6) 一般社団法人三重県LPガス協会（三重県亀山市LPガス協議会）
 - ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
 - (7) 公益社団法人三重県歯科医師会
 - ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
 - (8) 株式会社ケーブルコモンネット三重
 - 災害の発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・

放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

- ア 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員・資材・輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。
 - イ 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人・視聴覚障害者等にも配慮を行う。
 - ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等報道による周知を行う。
 - エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
- (9) 一般社団法人三重県建設業協会(亀山支部)
- ア 応急対策活動等に協力
 - イ 公共土木施設・都市施設・農地及び農業用施設・水道施設等の応急措置業務に協力
 - ウ 倒壊住宅等の撤去活動に協力
 - エ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に協力

2 指定公共機関等応急対策

1 NTT三重支店対策計画

(1) 基本方針

災害に伴い広域にわたる通信設備の被害が発生した場合、通信施設の防護並びに応急復旧に向け迅速に対応するため三重支店内に通信災害対本部又は災害情報連絡室を設置し、通信の確保に当たるものとする。

(注) 緊急対策は第1次、第2次に区分し、これに対応する各々の復旧班の作業の活動と任務については内部規定による。

(2) 第1次活動

第1次活動は災害により通信施設が被災したとき、地域の現況により、復旧要員資材、輸送等が困難であると予想されるので、第1順位の重要加入者並びに孤立地域への通信回線を緊急に仮設するものとする。

- ア 防災対策機関など重要回線の確保
- イ 孤立被災地区への仮設通信回線の作成

2 株式会社NTTドコモ東海の応急措置

- (1) 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必用によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機等移動通信設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認するものとする。
- (2) 災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、移動通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 移動通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。
- (4) 第2次活動

第1次活動の処置により仮回線の確保後、被災地の道路、交通機関等が利用できる状態となったとき、第2次活動として、第2順位の加入者並びに公衆電話、一般加入電話の回線復旧にあたるものとする。

第 10 防災関係機関連絡先

1 指定地方行政機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
中部地方整備局 三重河川国道 事務所	総 務 課	514-8502 津市広明町 297	059-229-2211 衛星 8816-234-71751(河川情報) 衛星 870-776749610(道路情報)	059- 229-2229
中部地方整備局 北勢国道事務所	管 理 課	519-0165 亀山市野村 4-3-25	82-1312 衛星 8816-234-56479	0595- 83-1319
津 地 方 気 象 台	防 災 グ ル ー プ	514-0002 津市島崎町 327-2	059-228-6818 地上系 843-11	059- 228-4745 地上系 843-19
東海農政局 三重県拠点	地 方 参事官室	514-0006 津市広明町 415-1	059-228-3151 衛星 870776-304-347	059- 225-9694

2 陸上自衛隊

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊	第 3 科	514-1118 津市久居新町 975	059-255-3133 衛星 841-11	同左切替 衛星 841-19
陸上自衛隊 明野航空学校	企 画 室	519-0501 伊勢市小俣町明野 5593-11	0596-37-0111 衛星 842-11	同左切替 衛星 842-19

3 三 重 県

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県 防 災 対 策 部	災 害 対 策 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2189 衛星 101-8-2189	059-224-2199 衛星 01-8-2199
三重県 戦 略 企 画 部	戦略企画 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2009 衛星 101-8-2009	059-224-2069 衛星 01-8-2069
三重県 総 務 部	総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2190 衛星 101-8-2190	059-224-2125 衛星 01-8-2125
三重県 医 療 保 健 部	医療保健 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2323 衛星 101-8-2323	059-224-2275 衛星 01-8-2275
三重県 環 境 生 活 部	環境生活 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2314 衛星 101-8-2314	059-224-3069 衛星 01-8-3069
三重県 地 域 連 携 部	地域連携 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2711 衛星 101-8-2711	059-224-2219 衛星 01-8-2219
三重県 農 林 水 産 部	農林水産 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2511 衛星 101-8-2511	059-224-2521 衛星 01-8-2521
三重県 雇 用 経 済 部	雇用経済 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2312 衛星 101-8-2312	059-224-3024 衛星 01-8-3024
三重県 県 土 整 備 部	施設災害 対 策 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2683 衛星 101-8-2683	059-224-2684 衛星 01-8-2684
三重県 鈴鹿地域防災 総合事務所	地域調整 防 災 室	513-0809 鈴鹿市西条5丁目 117	059-382-9786 衛星 140-2101	059-382-9792 衛星 140-613
	環 境 室		059-382-8675 衛星 140-2300	059-382-9792

三重県 鈴鹿建設事務所	総務課	513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680 衛星140-2600	059-382-1539
	保全課		059-382-8691 衛星140-2604	059-382-1539
	流域・公園課		059-382-8689 衛星140-2605	059-382-1539
三重県 鈴鹿保健所	総務 企画課	513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8671 衛星140-2400	059-382-7958

4 教育委員会

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県 教育委員会	教 育 総 務 課	514-8570 津市広明町13	059-224-3301 衛星101-8-3301	059-224-2319 衛星01-8-2319

5 代表機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県市長会	市 長 事 務 会 局	514-0003 津市桜橋2丁目9 6番地	059-225-1376	059-223-4466
三重県町村会	町 村 事 務 会 局	514-0003 津市桜橋2丁目9 6番地	059-225-2138	059-223-5494
三重県消防長会	四 日 市 消 防 総 務 課	510-0087 四日市市西新地 14-4	059-356-2002	0593-56-2016
三重県消防協会	三重県消防・ 保 安 課 内	514-8570 津市広明町13	059-224-2108 衛星101-8-2108	059-224-2108 衛星101-8-2199

6 隣接市町

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
四 日 市 市	危 機 管 理 室	510-8601 四日市市諏訪町 1-5	059-354-8119 衛星系無線202-11	059350-3022 衛星系無202-19
鈴 鹿 市	防災危機管理課 防 災 G	513-8701 鈴鹿市神戸1- 18-18	059-382-9968 衛星系無線207-11	059-382-7603 衛星系無207-19
津 市	防 災 室	514-8611 津市西丸の内23- 1	059-229-3104 衛星系無線201-11	059-223-6247 衛星系無201-19
伊 賀 市	防災危機管理 対 策 局	518-8501 伊賀市上野丸之内 116	0595-22-9640 衛星系無線206-11	0595-24-0444 衛星系無206-19
甲 賀 市	危 機 管 理 課	528-8502 甲賀市水口町 6053	0748-69-2103	0748-63-4619

7 指定公共機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
東海旅客鉄道 株式会社亀山駅	亀 山 駅	514-0009 亀山市御幸町198	0595-83-1795	0595-82-1063
西日本旅客鉄道 株式会社 大 阪 支 社	総務企画部	545-0053 大阪市阿倍野区松崎 町1丁2番12号	06-6627-8427	
西日本電信電話 (株)三重支店	設備部災害 対 策 室	514-0033 津市丸之内28-38	059-223-9330 地上系 8-886	059-227-6140 地上系 8-886
(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ東海支社 三重支店	技 術 推 進 室 企 画 担 当	514-0009 津市羽所町700番地	059-229-2032	059-226-1088
KDDI(株) a u 中 部 支 社	中部OP センター	464-0850 名古屋市千種区 内山3-30-9	052-262-6220	052-262-6369
日本赤十字社 三 重 県 支 部	事 業 推 進 課	514-0004 津市栄町1丁目891	059-227-4145 衛星系 101-991	059-227-6245 衛星系 101-992
日本放送協会 津 放 送 局	企 画 総 務	514-0036 津市丸之内養正町4-8	059-229-3010 地上系 861-11	059-229-3029 地上系 861-19

8 指定地方公共機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三 重 交 通 (株)	運 転 保 安 部	514-0032 津市中央1-1	059-229-5537	059-229-1635
三重テレビ放送 (株)	技 術 部	514-0063 津市淡見町小谷 693-1	059-223-3359 地上系 862-11	059-223-3367 地上系 862-19
三 重 エ フ エ ム 放送(株)	総 務 課	514-8505 津市観音寺町焼尾 1043-1	059-225-5533 地上系 863-11	059-227-1890 地上系 863-19

9 防災関係団体等

機関・団体等名	所在地	電話番号
一般社団法人亀山医師会	519-0116 亀山市本町2丁目6-19	0595-82-9509 (FAX 0595-82-9680)
一般社団法人鈴鹿亀山 薬 剤 師 会	513-0818 鈴鹿市安塚町638-21	059-381-2233 (FAX 059-381-2234)
三重県建設業協会亀山支部	519-0124 亀山市東御幸町39-8	0595-82-0453 (FAX 0595-83-0344)
鈴 鹿 森 林 組 合	519-1129 亀山市加太板屋4622-1	0595-98-0019 FAX 98-0010
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 亀 山 支 店	519-0124 亀山市東御幸町78-4	0595-82-1161
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 昼 生 出 張 所	519-0134 亀山市中庄町728-1	0595-82-1004
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合	519-0101	0595-82-2018

井 田 川 支 店	亀山市井田川町 3	
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 神 辺 支 店	519-0168 亀山市太岡寺町 1294-2	0595-82-8707
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 白 川 出 張 所	5190169 亀山市白木町 3385-3	0595-82-3002
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 川 崎 支 店	519-0211 亀山市川崎町 2699	0595-85-0102
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 野 登 支 店	519-0222 亀山市両尾町 1923-4	0595-85-1800
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 関 支 店	519-1107 亀山市関町木崎 849	0595-96-1177
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 加 太 出 張 所	519-1129 亀山市加太板屋 4622	0595-98-0009

10 市内病院・医療機関等

No.	医療機関名	住 所	電話番号
1	亀山市立医療センター	亀田町466-1	83-0990
2	亀山回生病院	東御幸町232	84-0300
3	田中病院	西丸町539	82-1335
4	あのだクリニック	阿野田町1675-2	83-1181
5	伊東医院	野村三丁目19-31	82-0405
6	かつき内科	東町一丁目2-19-2	84-5858
7	亀山医院	本町三丁目10-5	82-0015
8	亀山腎・泌尿器科クリニック	栄町字萩野1488-215	83-0077
9	みえ呼吸嚥下リハビリクリニック	アイリス町14-7	84-3536
10	せきクリニック	関町新所1125	96-2220
11	高橋内科クリニック	栄町1488-314	84-3377
12	田中内科医院	天神二丁目3-6	82-0755
13	谷口内科	みどり町26-1	82-8710
14	豊田クリニック	南野町4-15	82-1431
15	のぼのクリニック	能褒野町79-22	85-3636
16	服部クリニック	亀田町380-4	83-2121
17	ハッピー胃腸クリニック	本町二丁目9-33	82-0017
18	宮村産婦人科	本町三丁目8-7	82-5151
19	落合小児科医院	東台町1-17	82-0121
20	なかむら小児科	長明寺町304	84-0010
21	川口整形外科	野村四丁目4-19	82-8721
22	さかえ整形外科	栄町1488-17	97-3335
23	とら整形クリニック	江ヶ室二丁目4-21	84-1700
24	亀山皮フ科	洪倉町320	83-3666
25	皮ふ科野内クリニック	南崎町735-16	98-4112
26	後藤眼科クリニック	北町9-15	84-1800
27	天神眼科医院	天神二丁目10-38	83-1195
28	三井耳鼻咽喉科	栄町1499-3	82-4133
29	松葉耳鼻咽喉科	東台町1-6	83-0087

30	秋本歯科医院	御幸町231	82-0115
31	伊藤歯科医院	関町木崎769-1	96-0390
32	岩瀬歯科医院	関町木崎337	96-0256
33	おおた歯科	川合町1194-2	96-0390
34	岡歯科医院	東町一丁目3-2	82-0140
35	落合歯科クリニック	みずほ台1-312	83-1166
36	亀山歯科診療所	東御幸町96-1	83-1118
37	かめやま歯科口腔クリニック	和田町1488-318	84-0084
38	北町もり歯科	北町390-1	83-1260
39	キンダーガーデン小児歯科	東台町1-11	83-1228
40	金原歯科医院	長明寺町594-2	82-4615
41	久保田歯科クリニック	亀田町390-23	83-0808
42	塚田歯科医院	本町三丁目10-4	83-5454
43	生川歯科	阿野田町1674-1	83-1300
44	林歯科医院	和田町1488-274	82-9217
45	堀デンタルクリニック	東台町1-14	82-0037
46	みずきが丘歯科クリニック	みずきが丘69-5	84-4844
47	みずほクローバー歯科	関町木崎927-1	96-3296
48	のじま歯科クリニック	川崎町4746	98-6480

1.1 東海道五十三次災害時相互応援協定締結市町一覧表

機関名担当部署名	電話番号	FAX番号	電子メール
東京都品川区 防災まちづくり部防災課	03-5742 -6941	03-3777 -1181	bosai@city.shinagawa.tokyo.jp
東京都大田区 総務部防災危機管理課	03-5744 -1236	03-5744 -1519	bousai@city.ota.tokyo.jp
神奈川県横浜市 総務局危機管理室緊急対策課	045-671 -2064	045-641 -1677	so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp
神奈川県大磯町 政策総務部危機管理課	0463-61 -4100	0463-61 -1991	bosai@town.oiso.lg.jp
神奈川県小田原市 防災部防災対策課	0465-33 -1855	0465-33 -1858	bosai@city.odawara.lg.jp
神奈川県箱根町 総務部総務防災課防災対策室	0460-85 -9561	0460-85 -7577	bousai@town.hakone.lg.jp
静岡県函南町 総務部総務課	055-979 -8102	055-978 -1197	soumu@town.kannami.lg.jp
静岡県三島市 企画戦略部危機管理課	055-983 -2650	055-981 -7720	kiki@city.mishima.lg.jp
静岡県清水町 くらし安全課	055-981 -8205	055-976 -0249	anzen@town.shimizu.shizuoka.jp
静岡県長泉町 地域防災課	055-989 -5505	055-989 -5656	bousai@nagaizumi.org
静岡県藤枝市 総務部危機管理センター 大規模災害対策課	054-643 -3119	054-645 -3050	saigai@city.fujieda.lg.jp
静岡県掛川市 危機管理部危機管理課	0537-21 -1131	0537-21 -1168	kotu-bosai@city.kakegawa.lg.jp
静岡県袋井市 総務部危機管理課	0538-44 -3360	0538-43 -2132	bousai@city.fukuroi.lg.jp

愛知県豊明市 市民生活部防災防犯対策室	0562-92 -8305	0562-92 -1141	bousai@city.toyoake.lg.jp
三重県桑名市 防災・危機管理課	0594-24 -1185	0594-24 -2945	bosaim@city.kuwana.lg.jp
三重県鈴鹿市 防災危機管理課	059-382 -9968	059-382 -7603	bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp
滋賀県甲賀市 総合政策部危機管理課	0748-69 -2103	0748-63 -4619	koka100408000@city.koka.lg.jp
滋賀県湖南市 総合政策部危機管理局 危機管理・防災課	0748-71 -2311	0748-72 -2000	kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp
滋賀県草津市 総合政策部危機管理課	077-561 -2325	077-561 -6852	kikikanri@city.kusatsu.lg.jp
滋賀県大津市 総務部危機・防災対策課	077-528 -2616	077-523 -2202	otsu1223@city.otsu.lg.jp

12 市町村広域災害ネットワーク協定締結市町一覧表

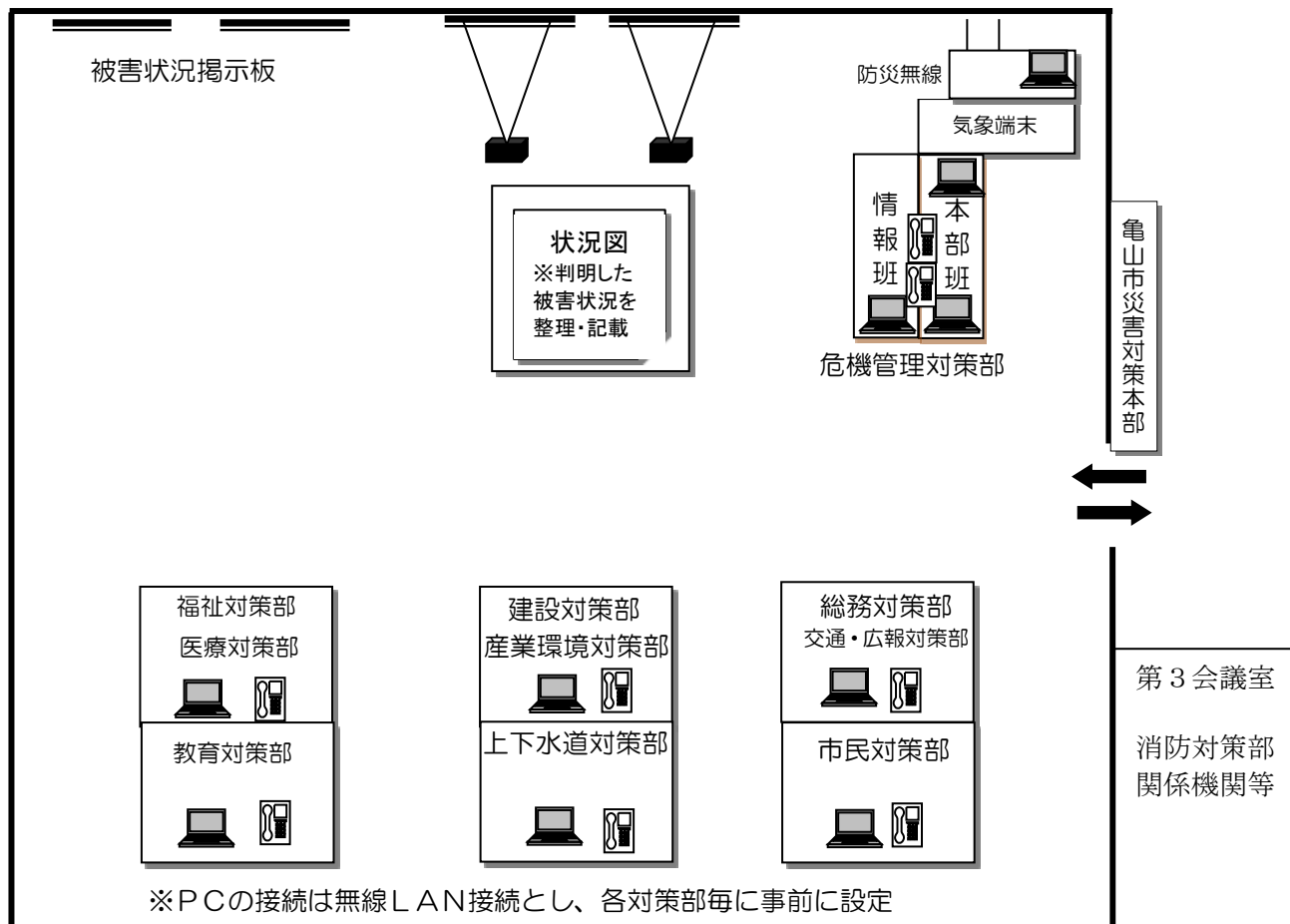
機関名担当部署名	電話番号	FAX番号	電子メール
茨城県那珂市 市民生活部防災課	029-298 -1111	029-298 -1357	bousai@city.naka.lg.jp
山梨県甲府市市長直組織 危機管理室防災企画課	055-237 -5331	055-237 -9911	boutaisaku@city.kofu.lg.jp
静岡県磐田市 総務部危機管理課	0538-37 -2114	0538-32 -0177	kiki@city.iwata.lg.jp
岐阜県可児市 総務部防災安全課	0574-62 -1425	0574-62 -1172	bousai@city.kani.lg.jp
愛知県刈谷市 生活安全部危機管理課	0566-62 -1190	0566-27 -9652	kkkanri@city.kariya.lg.jp
滋賀県野洲市 市民部危機管理課	077-587 -6089	077-587 -4033	kikikanri@city.yasu.lg.jp
京都府八幡市 総務部 危機管理室危機管理課	075-983 -3200	075-983 -1174	kikikanri@mb.city.yawata.kyoto.jp kikikanri@city.yawata.lg.jp
奈良県大和郡山市 総務部市民安全課	0743-52 -4117	0743-53 -1049	anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp
和歌山県橋本市 総合政策部危機管理室	0736-33 -6105	0736-26 -4550	bousai@city.hashimoto.lg.jp
大阪府泉大津市 総合政策部危機管理課	0725-33 -9404	0725-21 -0412	bousai@city.izumiotsu.lg.jp
兵庫県高砂市 企画総務部危機管理室	079-443 -9008	079-442 -9577	tact1480@city.takasago.lg.jp
島根県益田市 総務部危機管理課	0856-31 -0601	0856-23 -5001	kikikanri@city.masuda.lg.jp
岡山県玉野市 総務部危機管理課	0863-32 -5560	0863-21 -3464	kikikanri@city.tamano.lg.jp
山口県柳井市 総務部危機管理課	0820-22 -2142	0820-23 -4595	kikikanri@city-yanai.jp
愛媛県四国中央市 総務部防災まちづくり推進課	0896-28 -6934	0896-28 -6057	
高知県香南市 防災対策課	0887-57 -8501	0887-56 -0576	bousai@city.kochi-konan.lg.jp

福岡県行橋市総務部 総務課防災危機管理室	0930-25 -1111	0930-25 -0299	bousaikikikanri@city.yukunashi.lg.jp
福岡県苅田町 防災・地域振興課	093-588 -1037	093-436 -3014	bousai- chiikishinkoka@town.kanda.lg.jp
佐賀県神埼市 総務企画部防災危機管理課	0952-37 -0104	0952-52 -1120	bousai@city.kanzaki.lg.jp
宮崎県日向市 総務部防災推進課	0982-66 -1011	0982-54 -8747	bosai@city.hyuga.lg.jp
鹿児島県阿久根市 総務課	0996-73 -1210	0996-72 -2029	kiki@city.akune.lg.jp

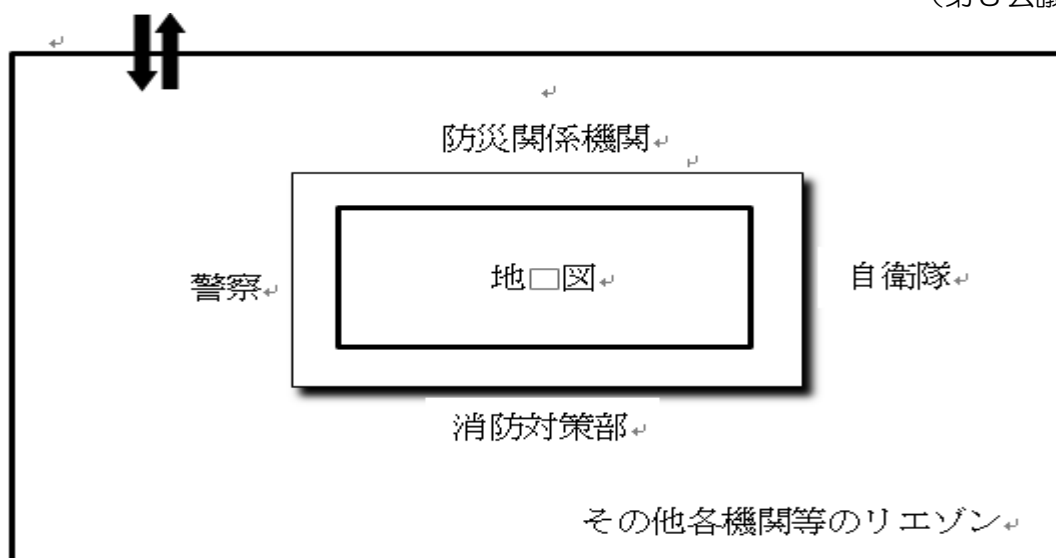
第 1 1 災害対策本部の開設等

1 災害対策本部(基準)

(3F 大会議室)

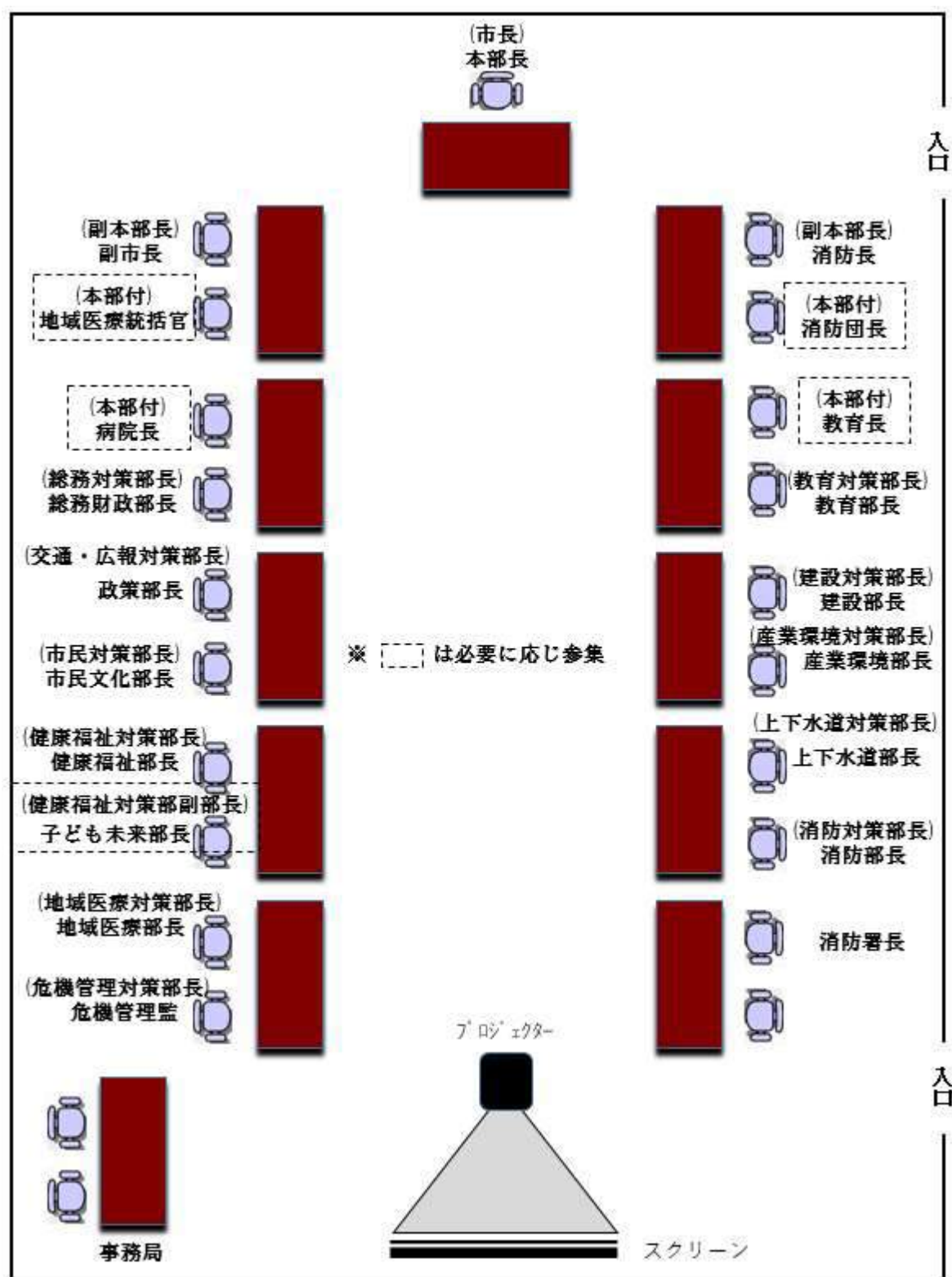


(第 3 会議室)

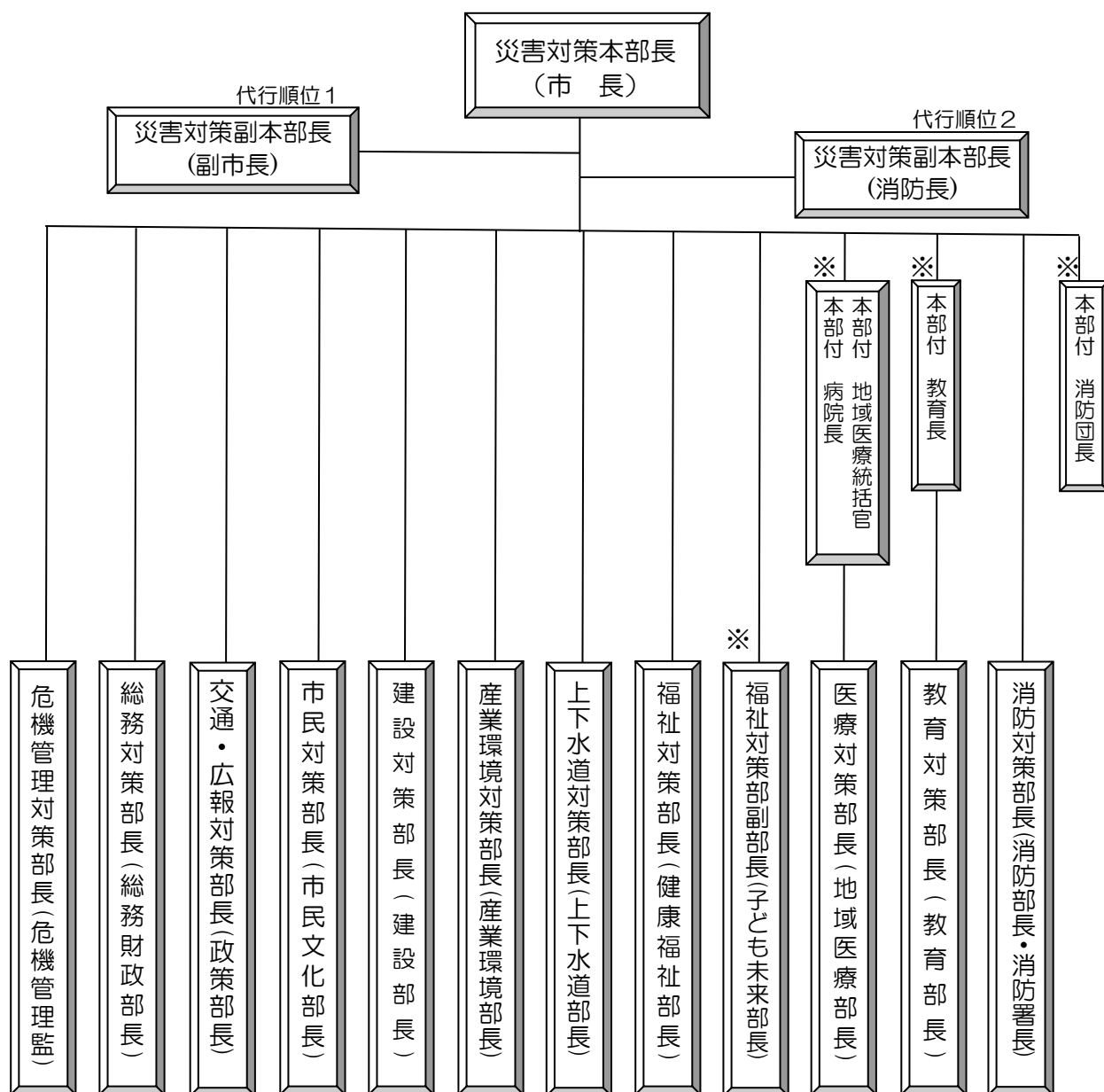


2 災害対策部本部員会議室配置(基準)

(3F 第3委員会室)

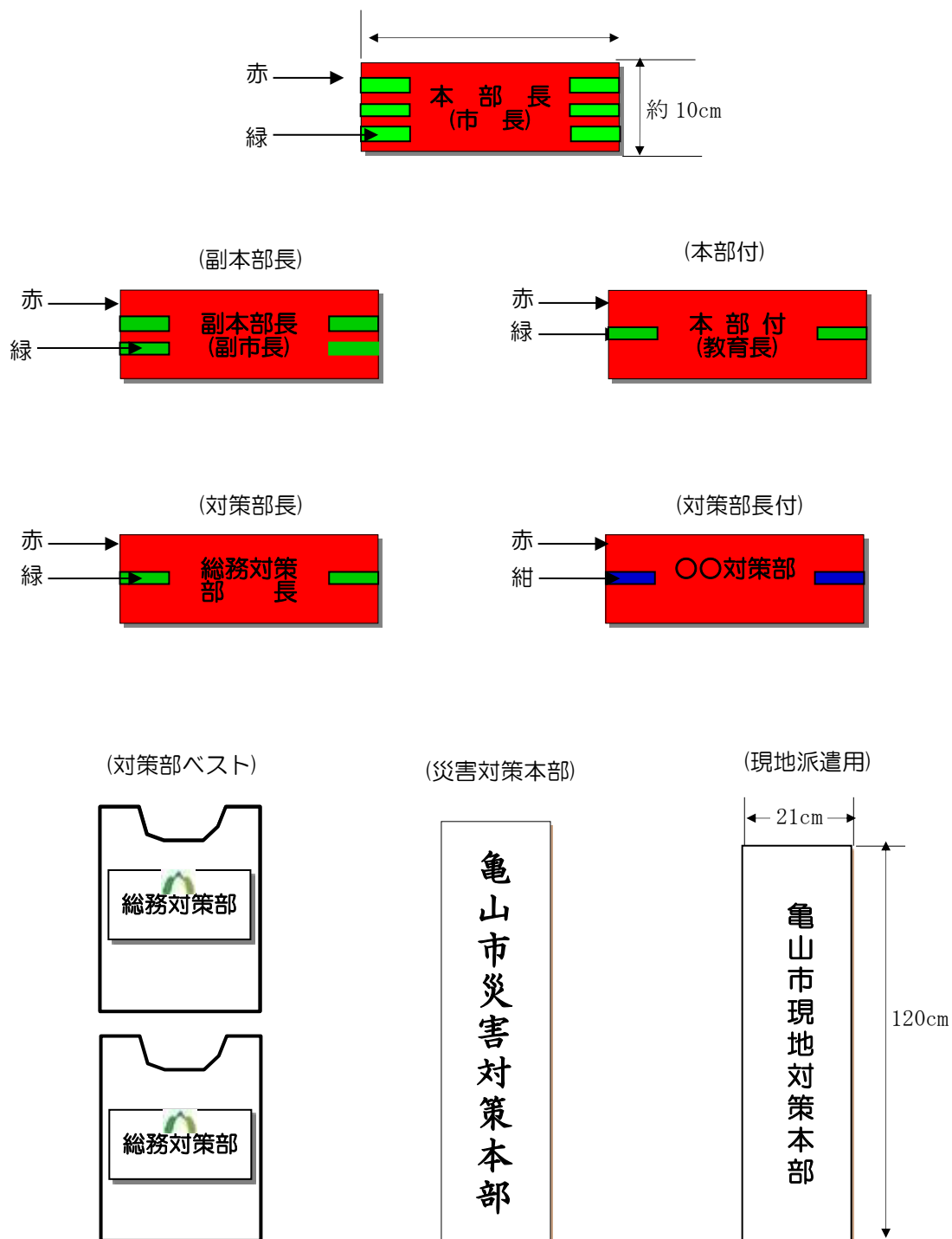


3 災害対策本部員会議の編成



※印は、必要により招致する。

4 災害対策本部標識等



第12 防災対策の参考

1 気象庁震度階級関連解説

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値で、この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響され、震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町であっても場所によって震度が異なることがある。
また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中、比較的多くみられるものを記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないか、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ アンケート調査※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度が公表されることがあるが、
これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別される。

2 人の体感・行動、屋外の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	・人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	・屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	・屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	・電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	・屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 ・歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。 ・眠っている人の大半が、目をさます。	・棚にある食器類が音を立てることがある。	・電線が少し揺れる。
4	・ほとんどの人が驚く。 ・歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 ・眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	・電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が、倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。 ・自動車を運転していて揺れに気付く人がある
5弱	・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	・電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちる。 ・座りの悪い置物の大半が倒れる。 ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	・まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 ・道路に被害が生じることがある。
5強	・大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	・棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。テレビが台から落ちることがある。 ・固定していない家具が倒れることがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ・据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	・立っていることが困難になる。	・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。 ・ドアが開かなくなることがある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	・立っていることができず、はわないと動くことができない。	・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	・固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりして、飛ぶこともある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 ・補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	・壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	・壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	・壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 ・瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 ・倒れるものがある。
6 強	・壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などにひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 ・傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	・壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ・まれに傾くことがある。	・傾くものや、倒れるものがさらにおおくなる。

- (1) 耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (2) この表における木造壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上げ壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なり、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られることがある。
7	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 ・1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向であり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。

既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

- (2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震 度 階 級	鉄筋コンクリート造建物	
	地 盤 の 状 況	斜 面 等 の 状 況
5弱	・亀裂や液状化が生じることがある。	・落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	・地割れが生じることがある。	・がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	・大きな地割れが生じることがある。	・がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

- (1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂としている。
- (2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。
- (3) 液状化が進行すると、地面から泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。
- (4) 建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- (5) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によつては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 長周期地震動

長周期地震動：規模の大きな地震が発生した際に生じる長いゆっくりとした大きな揺れ(地震動)

長周期地震動階級関連解説表

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど 行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわず かに動く。棚にある食器類、 書棚の本が落ちることがある	—
	長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難 になる。	キャスター付き什器が大き く動く。固定していない家具 が移動することがあり、不安 定なものは倒れることがある	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が入ることが ある。
	長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができ ずはわなないと動くことが できない。揺れにほんろ うされる。	キャスター付き什器が大き く動き、転倒するものがある 固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が多くなる。

7 ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	・安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	・震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	・震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	・地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 ・そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	・地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合安全のため自動停止する。 ・運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

8 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	・超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 ・長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合は、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	・体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第 13 各種様式類

1 災害概況即報

「消防庁指定 第 4 号様式（その 1）」

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者	

災害 の 概 況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害 の 状 況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破壊		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
応急 対 策 の 状 況	災害対策本部 の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関の 活動状況													
	自衛隊派遣 要請状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れない旨(「未確認」)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に記入する。

「消防庁指定 第4号様式(その2)」

[illegible]

※1 被害数は省略することができる。

※2 118番通報の件数は10県単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素（ここでいう「主要な構造要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものです。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。

ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (4) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (5) 「床下浸水」とは、床上浸水には至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分を住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共

の用に供する建物とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措

置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設といい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

3 被害状況調書

(年 月 日 時 分現在) 市町名

人 員 被 害	死 者		ア	人	
	行 方 不 明 者		イ	人	
	負 傷	重 傷	ウ	人	
		軽 傷	エ	人	
		小 計	オ	人	
	計		カ	人	
住 家 の 被 害	棟 数	全壊、全焼及び流失		キ	棟
		半 壊 及 び 半 焼		ク	棟
		一 部 破 壊		ケ	棟
		床 上 浸 水		コ	棟
		床 下 浸 水		サ	棟
	世帯 数 及 び 人 員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半 壊 及 び 半 焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一 部 破 壊	世帯	タ	世帯
			人員	チ	人
		床 上 浸 水	世帯	ツ	世帯
			人員	テ	人
	床 下 浸 水	世帯	ト	世帯	
		人員	ナ	人	

報 告	発信	月 日 時 分	発信者	
	受信	月 日 時 分	受信者	

(注) 災害救助法によるもの

4 被害調査表

調査員携行用

亀山市災害対策本部

被害調査表

調査区分	新規調査 ・ 再調査 ・ 再訪問
調査日時	月 日 午前 ・ 午後 時 分
調査対象	住家 ・ 被住家 *調査した対象物件を記入 ()
被害区分	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ ブロック等 ・ その他
地区名	地区
被調査者氏名	(本人 ・)
住所 (所在地) 連絡先(TEL)	亀山市 自宅 — 携帯 — —
調査の内容	
調査実施者名	

(表 面)

(裏 面)

調査の参考

1 「住家」の定義

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

2 「非住家」の定義

住宅以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。

ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分を住家とする。

3 「全壊」の定義

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修によりもとどおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

4 「半壊」の定義

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいか、補修すればもとどおりに使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

5 「大規模半壊」の定義

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。

具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

6 「一部損壊」の定義

全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。

ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

7 「床上浸水」の定義

住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

8 「床下浸水」の定義

床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。

5 災害情報通信記録表

災 害 情 報 通 信 記 録 表

受付番号

受 理 日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分	
被災者情報	通報者氏名	
	住 所	亀山市
	連 絡 先	電 話 () 携 帯 — —
災 害 記 事	災 害 発 生 の 現 場 (住 所)	
	被害の種類	人的被害 ・ 家屋被害 ・ 橋梁被害 ・ 道路被害 ・ 土砂災害 浸水被害 ・ その他の被害 ()
	※ 被害等の通報内容を簡潔に記入	
通信連絡対応者氏名		

* 災害対策本部事務局処置欄

対 応 等 処 置	通 報 先 部 署	対策部 () に通報
	通 報 時 間	時 分 (連 絡 ・ 処 理) 済 み
	処置開始時間	時 分
	※ 処置の内容を簡潔に記入	

6 職員参集時災害情報報告書

職員参集時災害情報(報告用)

所属対策部 (班 名)	対策部 (班)	氏 名		内線 番号	
1. 参集ルート(*記載例：〇〇町自宅 → □□町 → 所属の職場) 自宅 → 【参集時の移動手段】 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ 自動車 ・ その他()					
情 報 区 分	発生の有無	災 害 発 生 状 況 の 詳 細			
家 屋 の 被 害 (家屋の倒壊・ 一部損壊等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
火 災 の 発 生 (建物火災・山 火事等の発生)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
土 砂 崩 れ (住宅への土砂 流入等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
道 路 の 障 害 (土砂の崩落・ 道路の陥没等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
電 気 ・ 水 道 (停電・水道管 の破裂など)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
その他の被害		*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			

※ 職員は、参集指令に応じて登庁を行うときは、経路上において「災害の発生を視認」した場合、本様式により災害発生情報(報告書)を作成し、所属対策部長を経由して災害対策本部「総務対策部」に提出するものとする。

7 自衛隊災害派遣要請書

三 重 県 知 事 様

第 年 月 日 号

亀 山 市 長

印

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 要 請 要 求 に つ い て

災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
年 月 日 ～ ○○が終了するまでの間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となるべき事項

8 自衛隊災害派遣撤収要請書

三重県知事様

第 年 月 日 号

亀山市長

印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

9 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	電話 発信者		
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助(捜索・救出)、 輸送(品名数量 人員)、その他()		
4 発生場所及び発生時間	市町 地内 (発生時間) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)		
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報(警報・注意報)		
6 現場指揮官	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (主運用波・統制波 1 2 3) ・現場指揮本部(車) 呼出名(コールサイン) ・活動隊 ・場外隊		
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数頭も記述のこと。)		
目 標	別添地図のとおり ※ 目標が明確となる大きめの図面を添付する。		
			受 信 者

三重県防災航空隊 電 話 059-235-2555
緊急専用 059-235-2558
F A X 059-235-2557
衛星防災 F A X 8-145

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名		生年月日 年 月 日	歳	性別	
	症状						
	着陸場所 の目標等	出動先 所在地 及び目標		搬送先 所在地 及び目標			
	同乗者	医師及び看護師 氏名			関係者 氏名		
	病院への 搬送方法	救急車の手配			病院の手配		
	受入病院	所在地 名称			連絡先	電話	
	搬送先消防本部担当者		消防本部 課 氏名 電話				

10 必要資機材		
11 他の航空機の要請	(有・無) 機関名	要請機数
12 その他必要事項		

※ 以下の項目は、防災航空隊で可否を検定後、連絡します。

※運航の可否	可 ・ 否	受信者	
1 使用無線等	無線種別（主運用波・統制波） 現地指揮本部（車）呼出名（コールサイン）		
2 到着予定時間	年 月 日（ 曜日） 午前 ・ 午後 時		
3 活動予定時間	時間 分		
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L（ドラム缶 本）		
5 備考	※キャンセル理由等		

10 職員派遣要請書

年 月 日

内閣総理大臣

様

三重県知事

市 長

印

職 員 派 遣 あ つ せ ん 要 請 書

災害対策基本法第 30 条第 1 項、2 項の規定に基づき職員の派遣あつせんを要請します。

1 派遣のあつせんを求める理由	
2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与 その他勤務条件	
5 前各号に掲げるものの ほか職員のあつせんについて必要な事項	

11 緊急通行車両等事前届出書（緊急通行車両等事前届出済証）

別記様式 第 3

災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 三重県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 三重県公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容 を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠 の位置を管轄する警察署に提出してください。		

- (注)
- 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
 - 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
 - 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

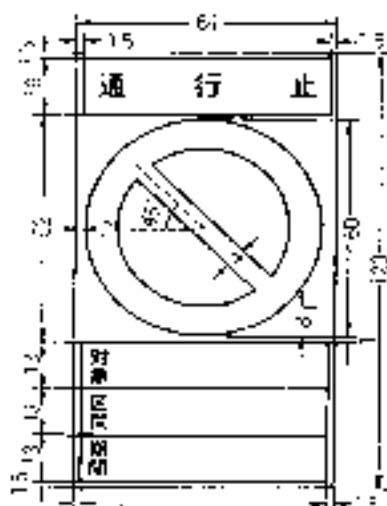
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

12 緊急通行車両の標章及び証明書

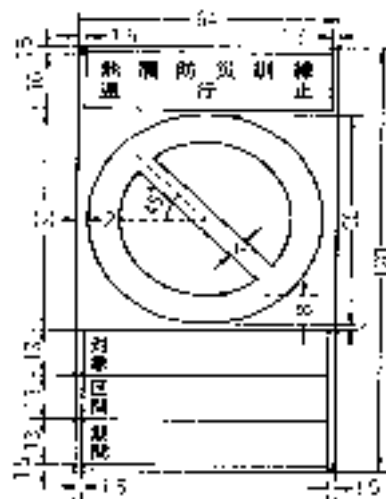


備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。



- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【緊急通行車両届出一覧表】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)76条1項「大規模災害時における緊急交通路の交通規制」に係る「緊急通行車両」の事前届出による。

No.	車 両 番 号	防災無線	対策部名	緊急通行の要件
1	三重400せ 4125	かめやま7	福祉対策部	避難行動要支援者等の救援
2	鈴鹿580あ 6192			
3	鈴鹿580か 994			
4	鈴鹿580か 6819			
5	鈴鹿580く 1002			
6	鈴鹿580け 3627			
7	鈴鹿580さ 9665			
8	三重480う 8969		市民対策部 (総務対策部)	被災者救援 (避難所開設)
9	鈴鹿580あ 6190			
10	鈴鹿580い 5909	かめやま1		
11	鈴鹿580う 4829			
12	鈴鹿580え 2503			
13	鈴鹿580か 1304			
14	鈴鹿580か 3574			
15	鈴鹿500せ 2962			
16	鈴鹿200さ 22		危機管理対策部	避難指示等の伝達広報
17	三重400ち 7974	かめやま15		
18	鈴鹿580う 6360		総 務 対 策 部	
19	鈴鹿580え 4192			
20	三重42 う 9577	かめやま10		
21	鈴鹿400さ 1121	かめやま9		
22	三重400せ 3748	かめやま11		
23	鈴鹿400さ 409	かめやま8	消 防 対 策 部	
24	鈴鹿580え 2726			
25	三重480う 5839		建 設 対 策 部	被害調査 (応急復旧活動)
26	三重580こ 2666			
27	鈴鹿400さ 408	かめやま2		
28	鈴鹿580う 6205	かめやま1		
29	鈴鹿580う 9283			
30	鈴鹿580う 9284	かめやま4		
31	鈴鹿580え 9400			
32	鈴鹿800さ 365	かめやま6		
33	鈴鹿400さ 3037		教 育 対 策 部	被災者救援 (給水活動)
34	三重46 ひ 1087		上下水道対策部	
35	鈴鹿300す 5874	かめやま5		
36	鈴鹿480う 5118			
37	鈴鹿480う 6034			
38	鈴鹿800さ 364	かめやま16		
39	鈴鹿580か 19			
40	鈴鹿400さ 1327	かめやま3		

1 緊急通行車両の概要

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第228号)第32条の2において以下のとおり定められている。

- (1) 道路交通法(昭和36年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車(消防用自動車、救急用自動車など)
- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両

2 緊急通行車両事前届出制度の対象車両

事前届出制度の対象車両は、地域防災計画に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、若しくは契約等により常時地方公共団体等の活動のために称される車両、又は災害発生時に他の機関等から調達することとなっている車両が対象となる。

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は、次の(1)～(9)に掲げる事項について行うものとされている。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 緊急通行車両事前届出手続

(1) 届出先

車両の使用の本拠地の位置を管轄する都道府県警察の本部及び警察署

(2) 必要書類

- ・ 自動車検査証
- ・ 輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を示す書類(地域防災計画等)
- ・ 緊急通行車両等事前届出書

第14 災害廃棄物関係申請書

様式第1号

被災家屋解体・運搬指定業者指定申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者
住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

災害に係る被災家屋等の 解体 ・ 運搬 指定業者の指定を受けたいので、申請します。

事業の範囲 (解体・運搬の別)		
事務所及び事業場の所在地		事業所 TEL
		事業場 TEL
解体及び運搬に使用する車両の種類及び数量	解体	
	運搬	
解体と運搬の連携の確保の状況		
備 考		
※ 添付書類 1 建設業(解体業)の許可証及び産業廃棄物収集運搬業の許可証 2 解体と運搬の連携の確保を証する書類(解体のみの指定を受ける場合) 3 誓約書 4 運搬に使用する車両の車検証の写し		

誓 約 書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者
住 所

氏 名 
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり、誓約します。

一、 市の一時仮置場への運搬は、あらかじめ搬入予定を市に通知のうえ、定められた分別方法に従い分別のうえ集積を行います。

一、 請負料金については、あらかじめ市で定められた算定基準に従って、算定された料金とします。

一、 市から承認を受けたもの以外の一時仮置場への搬入は行いません。

一、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に従わない不法行為は行いません。

解体と収集運搬の連携の確保を証する書類

住 所

氏 名

上記事業者の解体した被災家屋については、当社が責任を持って指定された一時仮置場に搬入いたします。

年 月 日

住 所

名 称

⑤

(指定番号 :)

様式第2号

指定番号

指 定 書

様

亀 山 市 長

次のとおり、被災家屋の解体・運搬指定業者に指定します。

1 事業の範囲

2 運搬車両の登録番号

3 指定の条件

次の指定の条件に違反した場合は、指定を取り消す。

- (1) 市の仮置場への搬入は、あらかじめ搬入予定を市に通知のうえ、定められた分別方法に従い分別のうえ集積を行うこと。
- (2) 請負料金については、あらかじめ市で定められた算出基準に従って算定された料金とすること。
- (3) 市から承認を受けたもの以外の仮置場への搬入は行わないひと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従わない不法行為は行わないこと。

4 その他

解体廃棄物を市の一時仮置場へ搬入する場合は、本書の写し及び被災家屋所有者の運搬承認書の写しを提示すること。

様式第3号

被災家屋解体廃棄物運搬承認申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋所有者)

住 所

氏 名

印

被災家屋の解体をしたいので、解体後の廃棄物の運搬を申請します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・ 蔵 ・車 庫・店 舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ()
		延べ床面積： m ²
被災の程度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬 予定 指定業者名 称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
解体予定年月日		年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物搬入期間		年 月 日 ～ 年 月 日
備 考		

※ 添付書類

- 1 リ災証明書の写し
- 2 指定業者の解体・運搬の見積書の写し
- 3 解体前の写真(全体が見える写真で別方向からのもの3枚以上)
- 4 承認書用紙(必用事項のみ記入してください。)

様式第 4 号

被災家屋解体廃棄物運搬承認書

年 月 日

住 所

氏 名

様

亀山市長

次の被災家屋解体廃棄物の運搬について承認します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・ 蔵 ・車 庫・店 舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 () 延べ床面積： m ²
被 災 の 程 度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬予定 指定業者名称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
解体予定年月日		年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物搬入期間 (*記載しないでください。)		年 月 日 ～ 年 月 日
承認番号 (*記載しないでください。)		
承認の条件		1 記載した内容が変更になった場合は、再度承認を受けてください。 2 本承認書の写しを解体指定業者及び運搬指定業者に渡してください。 3 原則として解体前に家の中の物は搬出してください。 4 記載されている家屋等解体廃棄物以外の廃棄物の運搬はできません。

解体費用見積書兼運搬費用参考見積書

住所

氏 名

様

住所
会社名
代表者氏名
電話番号



次のとおり見積いたします。

○ 解体予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

○ 運搬予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

○ 解体家屋等の状況 構 造： 延べ床面積 m²

○ 請 負 者 解 体：

運 搬：

解体費用： 円／m²(解体単価) × m²(延べ床面積)

$$= \quad \text{円(依頼者負担額)}$$

(参考：市負担額)

運搬費用： 円／m²(運搬単価) × m²(延べ床面積)

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{門} \\ \hline \end{array}$$

様式第5号

履 行 報 告 書

年 月 日

亀 山 市 長 様

報告者(運搬指定業者)
住 所
名 称
(指定番号:)

次のとおり運搬を行ったので、報告します。

- 1 被災家屋の所有者
住 所
氏 名
- 2 解体作業の実施日
- 3 解体作業の実施者
(指定番号:)
- 4 運搬の実施日
- 5 運搬した廃棄物の量
推定

廃材木	t (	t 車	×回)
鉄板・アルミサッシ	t (	t 車	×回)
コンクリートがら	t (	t 車	×回)
廃プラスチック	t (	t 車	×回)
畳	t (	t 車	×回)
焼き瓦・衛生陶器	t (	t 車	×回)
その他	t (	t 車	×回)
- 6 運搬量(所定の単価により算出した金額)

様式第6号

修理・修繕に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋等所有者)

住 所

氏 名

印

地震等により発生した建築廃棄物等を搬入したいので、下記のとおり申し込ます。

1 家屋等の被害の程度

全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊

2 搬入見込み量

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

添付書類：1 り災証明書の写し 2 修理・修繕前の写真

回中

回目

承認欄

上記のとおり集積場に搬入することを承認します。

- (1) 定められた日に亀山市地内指定の一時仮置場に搬入してください。
- (2) 家屋の解体に伴って発生した建設廃材は搬入しないでください。
- (3) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

*上記のとおり搬入があったことを確認しました。

様式第6号－1

一部損壊に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋等所有者)

住 所
氏 名

印

地震等により発生した建築廃棄物等を搬入したいので、下記のとおり申し込ます。

- 1 家屋等の被害の程度
全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊
- 2 搬入見込み量

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

添付書類： 1 り災証明書の写し 2 修理・修繕前の写真

回中

回目

承認欄

上記のとおり集積場に搬入することを承認します。

- (1) 定められた日に亀山市地内指定の一時仮置場に搬入してください。
- (2) 家屋の解体に伴って発生した建設廃材は搬入しないでください。
- (3) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

※上記のとおり搬入があったことを確認しました。

受付印

様式第 7 号

廃家電 5 品目等処理申込兼搬入承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者（被災家屋等所有者）

住 所

氏 名

印

地震等により発生した廃家電 5 品目を搬入したいので、下記のとおり申します。

1 家屋等の被害の程度

全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊

2 種類別搬入第数

種 類	搬 入 台 数
テレビ(ブラウン管式)	台
洗 濯 機	台
乾 燥 機	台
冷蔵庫・冷凍庫	台
エアコン	台

添付書類：り災証明書の写し(半壊以上)

承認欄

上記のとおり仮置場に搬入することを承認します。

(1) 定められた日に亀山市地内指定の仮置場に搬入してください。

(2) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

上記の処理申込兼搬入承認書のとおり搬入があったことを確認しました。

受付印

様式第8号

救助活動や復興活動等の妨げになる被災家屋等解体・運搬申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者（被災家屋等所有者）

住 所

氏 名



被災家屋を解体・運搬を申請します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・蔵・車庫・店舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ()
		延べ床面積： m ²
被災の程度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬予定 指定業者名称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
現 地 確 認 希 望 日		年 月 日 () 時分～

回 答 書

0

公費負担可

公費負担不可

理 由

亀 山 市 長

※ 添付書類

- 1 リ災証明書の写し
- 2 指定業者の解体・運搬の見積書の写し
- 3 解体前の写真(全体が見える写真で別方向からのもの3枚以上)
- 4 承認書用紙(必用事項のみ記入してください。)



亀山市地域防災計画

(令和7年2月12日修正)

編集発行 亀山市防災会議

事務局 亀山市 防災安全課 防災安全グループ
〒519-0195

亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5035

FAX 0595-82-9955

E-mail bousai@city.kameyama.mie.jp